

2018北海道内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

平成30年10月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I 北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

1. 基礎情報

1-1 調査の概要	1
1-2 基礎情報	4

2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有	14
2-2 議会内の討議と合意形成	23
2-3 議会と行政の討議と課題共有	31
2-4 住民説明	38
2-5 その他	49

3. 評価・検証から見る北海道内自治体議会の課題

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証	56
3-2 議会基本条例施行の効果検証	58
3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題	62
3-4 地方議会の4タイプから見る課題	71

II 北海道・神奈川県・大分県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較	72
2. 設問詳細比較	82
3. 評価・検証比較	90

III 資料編

あとながき	114
-------	-----

I 北海道内自治体議会を 活性化するための環境 整備に関する調査結果

1 基礎情報

1－1 調査の概要

(1)調査対象

北海道議会及び北海道内179市町村議会

(2)調査期間

平成30年4月8日～5月28日

(3)調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4)調査時点

平成30年4月1日

(5)調査の視点

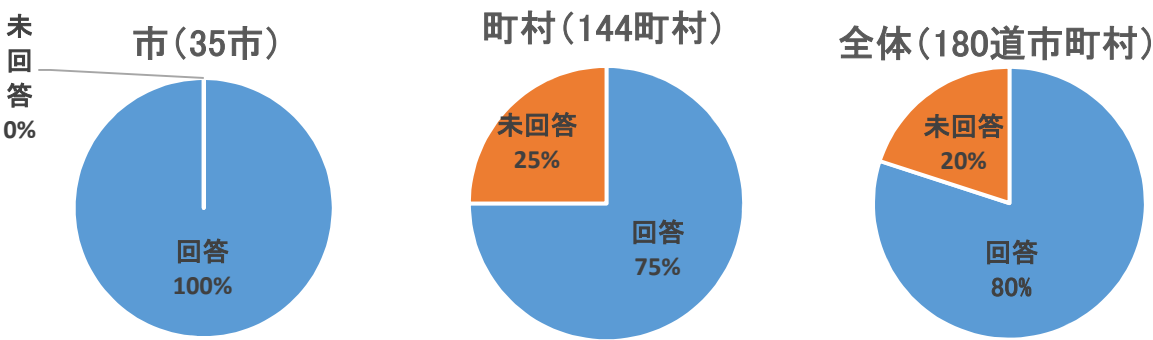
調査は2016年調査と同様に、議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていないれば」、「行っていない」と評価する基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

(6)回収率

ア. 北海道町村別回答状況

項目	総数	回答数	未回答数	北海道 回答率	神奈川県 回答率	大分県 回答率	回答議会基本 条例施行議会 数	北海道回答に 占める条例施 行比率	神奈川県回答 に占める条例 施行比率	大分県回答に 占める条例施 行比率
道	1	1	0	100%	100%	100%	1	100%	100%	100%
市	35	35	0	100%	95%	100%	16	46%	67%	86%
町村	144	108	36	75%	93%	100%	21	19%	85%	50%
計	180	144	36	80%	94%	100%	38	26%	75%	79%

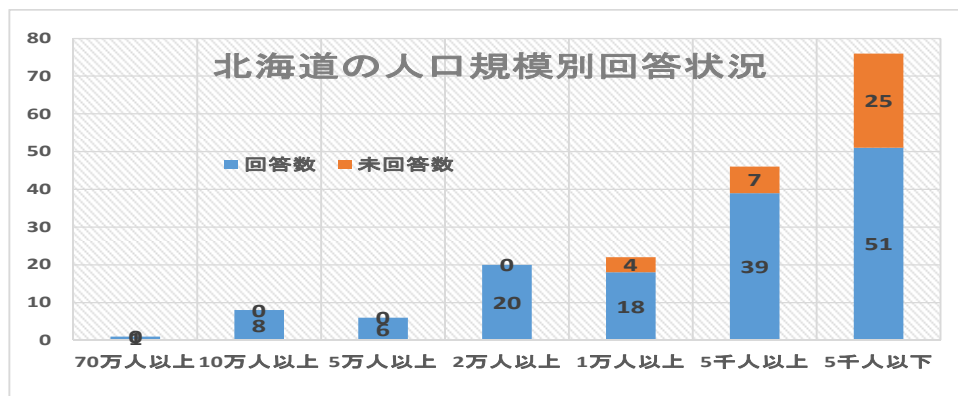
(注) 北海道の議会基本条例施行議会数は39議会である。(2018.4現在)



イ. 北海道人口区分別回答状況

人口規模	市町村数	回答数	未回答数	回答率	回答数比率	神奈川県	大分県
70万人以上	1	1	0	100%	93%	100%	
10万人以上	8	8	0	100%		92%	
5万人以上	6	6	0	100%		100%	
2万人以上	20	20	0	100%		100%	
1万人以上	22	18	4	82%	74%	80%	100%
5千人以上	46	39	7	85%		100%	100%
5千人以下	76	51	25	67%		100%	100%
計	179	143	36	80%		94%	100%

(注) 北海道・神奈川県・大分県は含まず。



コメント: 北海道の回答状況は道・市議会は100%、町村議会の75%から回答があった。人口規模の回答では、人口規模1万人以上の議会が93%、人口規模1万人以下の議会が74%の回答率であった。回答率は神奈川県94%、大分県100%と、北海道80%より回答率が良い結果であった。

(参考) 北海道の人口区分にみる市町村の構成

北海道の人口規模別市町村数

人口規模	市町村数	比率	累計	備考	神奈川県	大分県
70万人以上	1	1%	1%	31%	91%	88%
10万人以上	8	4%	5%			
5万人以上	6	3%	8%			
2万人以上	20	11%	19%			
1万人以上	22	12%	31%	69%	9%	12%
5千人以上	46	26%	57%			
5千人以下	76	43%	100%			
計	179	100%		100%	100%	100%

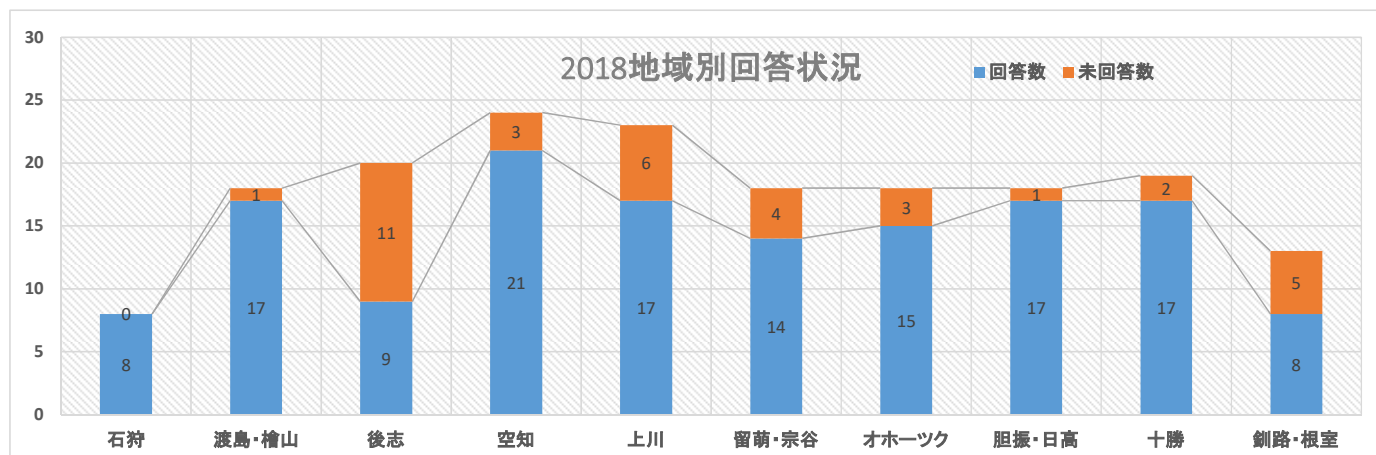
(注) 北海道・神奈川県・大分県は含まず。

コメント: 北海道の人口規模別の議会数には神奈川県や大分県とは異なる特徴がある。それは、1万人以上の議会の比率が31%、1万人以下の議会の比率は69%と、1万人以下の議会の比率が非常に高い。神奈川県や大分県の1万人以上の議会の比率は91%、88%と、1万人以下の議会の比率は9%、12%と北海道とは逆な構成となっている。

ウ. 地域別回答状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
回答数	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
未回答数	0	1	11	3	6	4	3	1	2	5	36
計	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
2018回答率	100%	94%	45%	88%	74%	78%	83%	94%	89%	62%	80%
2016回答率	100%	89%	50%	83%	74%	78%	83%	78%	84%	54%	77%

(注) 北海道議会含まず。



コメント:

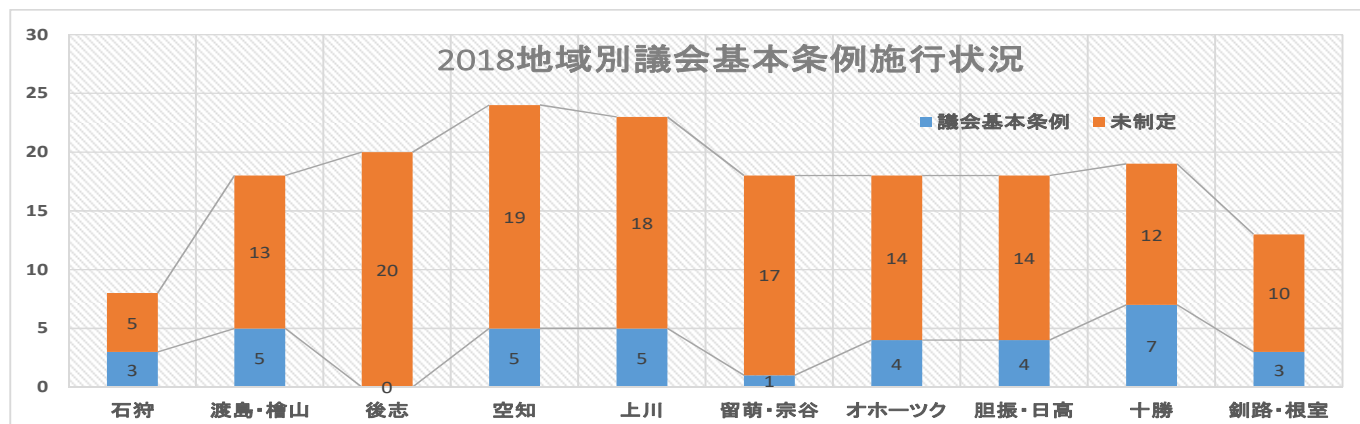
北海道の地域別回答状況は石狩(100%)、渡島・檜山(94%)、胆振・日高(94%)と回答率が高かった。一方、後志(45%)、釧路・根室(62%)の回答率が低かった。無回答の議会が固定化傾向にある。(2018年調査で無回答議会36議会中21議会[58%]は2016年調査でも無回答)

(参考) 北海道における議会基本条例施行地域別分布

2018回答があった議会基本条例施行市町村の地域別分布

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
議会基本条例	3	5	0	5	5	1	4	4	7	3	37
未制定	5	13	20	19	18	17	14	14	12	10	142
計	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
比率	38%	28%	0%	21%	22%	6%	22%	22%	37%	23%	21%
2016制定回答数	3	5	0	5	5	1	3	4	7	3	36

(注) 北海道議会含まず。



コメント:

議会基本条例施行が多い地域は石狩(38%)、十勝(37%)、一方少ない地域は後志(0%)、留萌・宗谷(6%)と議会を通じての地域活力に格差が生じている。

1-2 基礎情報

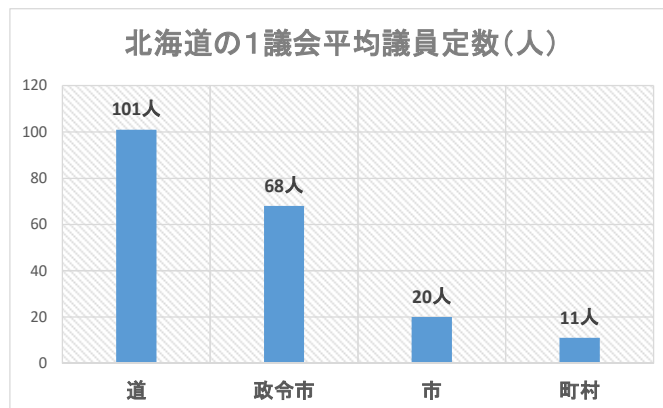
(1) 議会の議員定数

ア. 市町村別1議会平均議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

項目	議会数	議員総定数(人)	北海道1議会平均議員定数(人)	神奈川県1議会平均議員定数(人)	大分県1議会平均議員定数(人)
道	1	101	101	105	43
政令市	1	68	68	64	
市	34	668	20	25	22
町村	108	1,219	11	14	13
計	143	1,955	14	24	20

(注) 計は道議会含まず。市町村議会のみ

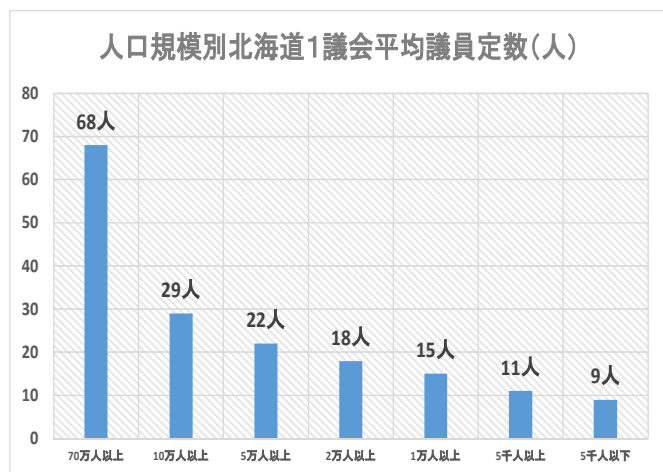


イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	回答議会数	議員総定数(人)	北海道1議会平均議員定数(人)	神奈川県1議会平均議員定数(人)	大分県1議会平均議員定数(人)
70万人以上	1	68	68	64	
10万人以上	8	229	29	28	35
5万人以上	6	132	22	19	24
2万人以上	20	353	18	15	18
1万人以上	18	263	15	14	14
5千人以上	39	446	11	12	13
5千人以下	51	464	9	10	8
計	143	1,955	14	24	20

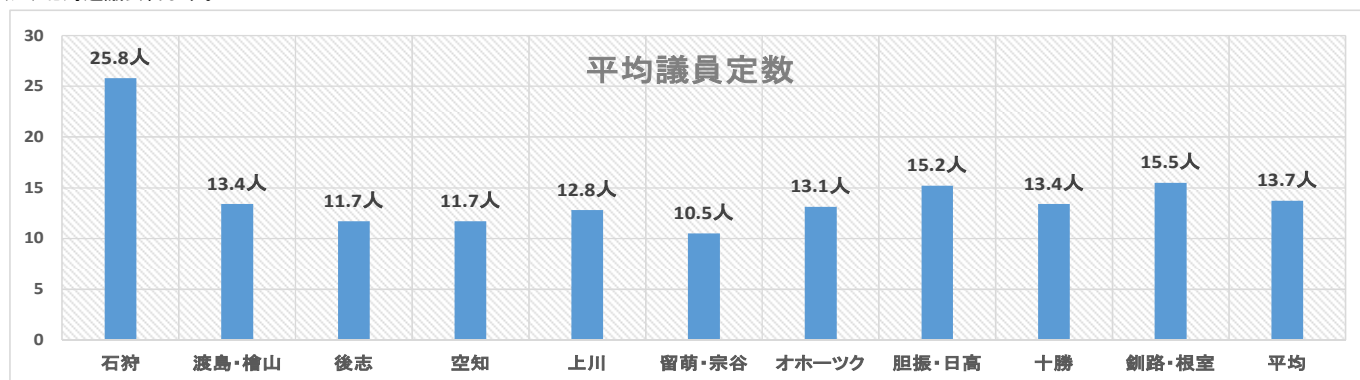
(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。



ウ. 地域別1議会平均議員定数

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	北海道平均
平均議員定数	25.8人	13.4人	11.7人	11.7人	12.8人	10.5人	13.1人	15.2人	13.4人	15.5人	13.7人

(注) 北海道議会含まず。



コメント: 1議会平均議員定数は、市議会が20人に対し、町村議会は11人と町村議会の定数は市議会の半分位である。人口規模別に平均定数を見ると、人口規模が小さくなるに従って、定数が小さくなることを示している。人口規模5千人以下では9人となっている。地域別に見ると、石狩が25.8人と一番平均議員定数が多いが、逆に、1番平均議員定数が少ないのは留萌・宗谷の10.5人と地域間の差が大きい。

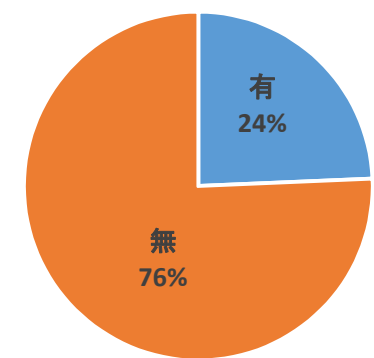
(2) 議会議員定数の見直し

ア. 市町村別議会議員定数の見直し

議会議員定数の見直しの有無

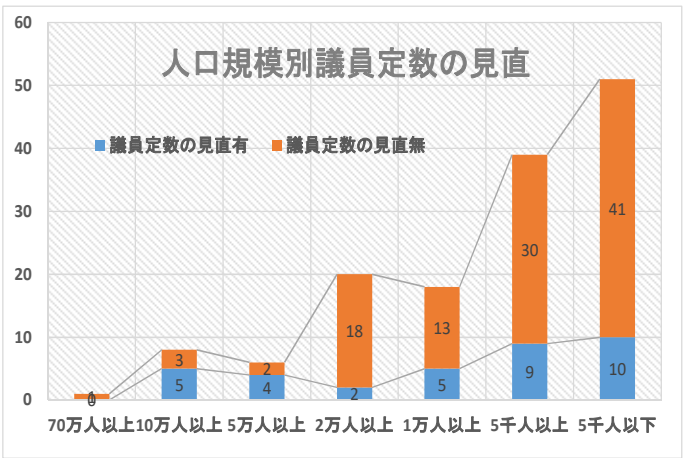
議員定数の見直し	道議会	市議会	町村議会	計	北海道構成比率	神奈川構成比率	大分県構成比率
有	0	11	24	35	24%	34%	74%
無	1	24	84	109	76%	66%	26%
計	1	35	108	144	100%	100%	100%
有比率	0%	31%	22%	24%			

北海道内市町村議会における
議員定数の見直し状況



イ. 人口規模別議会議員定数の見直し

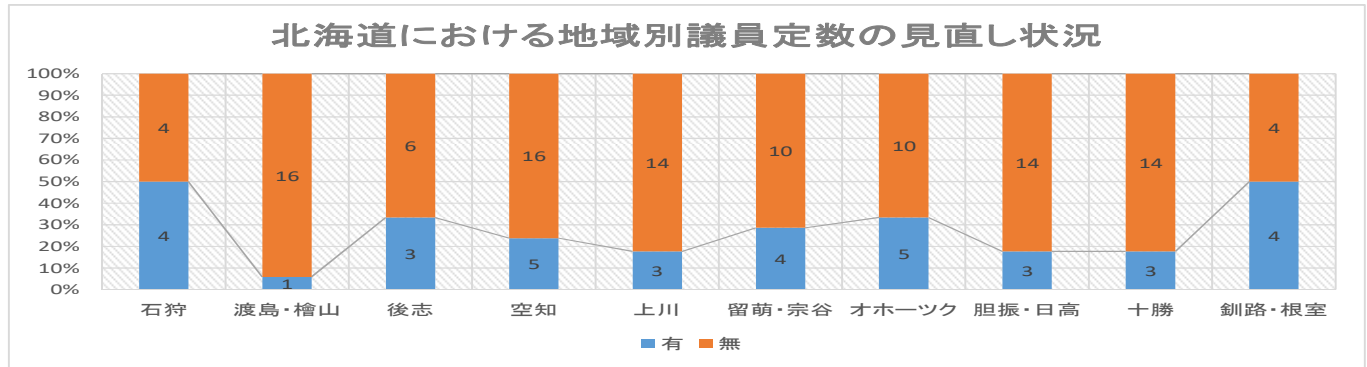
人口規模	回答議会数	議員定数の見直し有	比率
70万人以上	1	0	0%
10万人以上	8	5	63%
5万人以上	6	4	67%
2万人以上	20	2	10%
1万人以上	18	5	28%
5千人以上	39	9	23%
5千人以下	51	10	20%
計	143	35	24%



ウ. 地域別議会議員定数の見直し

議員定数の見直し	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
有	4	1	3	5	3	4	5	3	3	4	35
無	4	16	6	16	14	10	10	14	14	4	108
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
有比率	50%	6%	33%	24%	18%	29%	33%	18%	18%	50%	24%

(注) 北海道議会含まず。



コメント: 北海道の議員定数の見直しは、町村(22%)より市(31%)の方が多く。人口規模では70万人以下10万人以上(平均議員定数29人)と10万人以下5万人以上(平均議員定数22人)での議員定数の見直しが多い。地域的には石狩(50%)、釧路・根室(50%)の議会での見直しが多い。逆に、渡島・檜山(6%)の議会での見直しが少ない。

北海道・神奈川県・大分県では、大分県(74%)が議員定数の見直しを積極的に行われている。

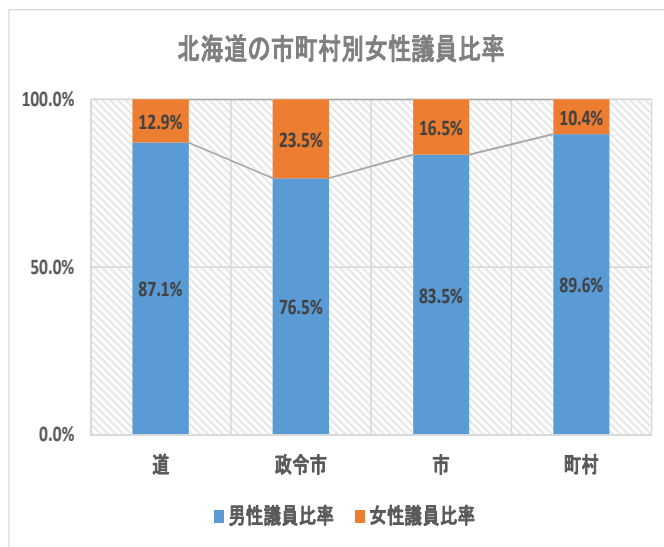
(3) 女性議員の比率

ア. 市町村別女性議員の比率

市町村別に見た女性議員の比率

項目	議会数	議員総定数(人)	女性議員数	北海道女性議員比率	神奈川県女性議員比率	大分県女性議員比率
道	1	101	13	12.9%	14.3%	4.7%
政令市	1	68	16	23.5%	16.7%	6.9%
市	34	668	110	16.5%	21.0%	
町村	108	1,219	127	10.4%	23.2%	7.8%
全体	143	1,955	253	12.9%	20.4%	7.0%

(注) 全体には北海道・神奈川県・大分県は含まず。

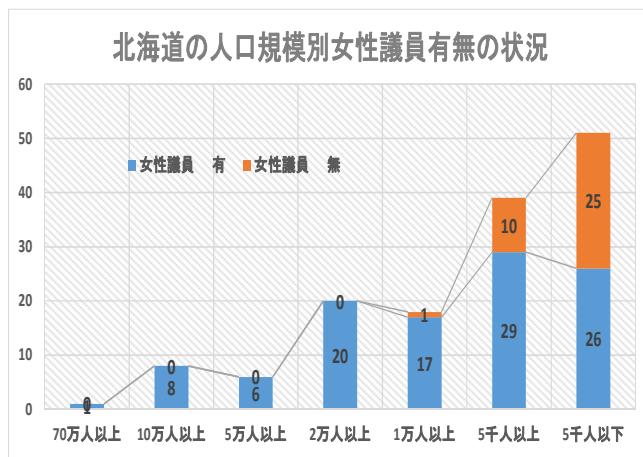
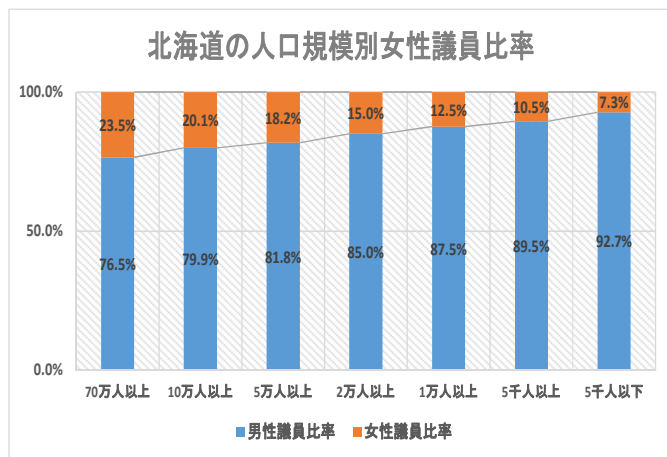


イ. 人口規模別女性議員比率

人口規模別に見た女性議員の比率と女性議員〇議会

人口規模	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	女性議員比率	1議会平均女性議員数(人)	女性議員〇議会数	北海道女性議員〇議会比率	神奈川県女性議員〇議会数	大分県女性議員〇議会数
70万人以上	1	68	16	23.5%	16.0	0	0%	0	1
10万人以上	8	229	46	20.1%	5.8	0	0%	0	
5万人以上	6	132	24	18.2%	4.0	0	0%	0	1
2万人以上	20	353	53	15.0%	2.7	0	0%	0	1
1万人以上	18	263	33	12.5%	1.8	1	6%	0	0
5千人以上	39	446	47	10.5%	1.2	10	26%	0	0
5千人以下	51	464	34	7.3%	0.7	25	49%	1	1
計	143	1955	253	12.9%	1.8	36	25%	1	4

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

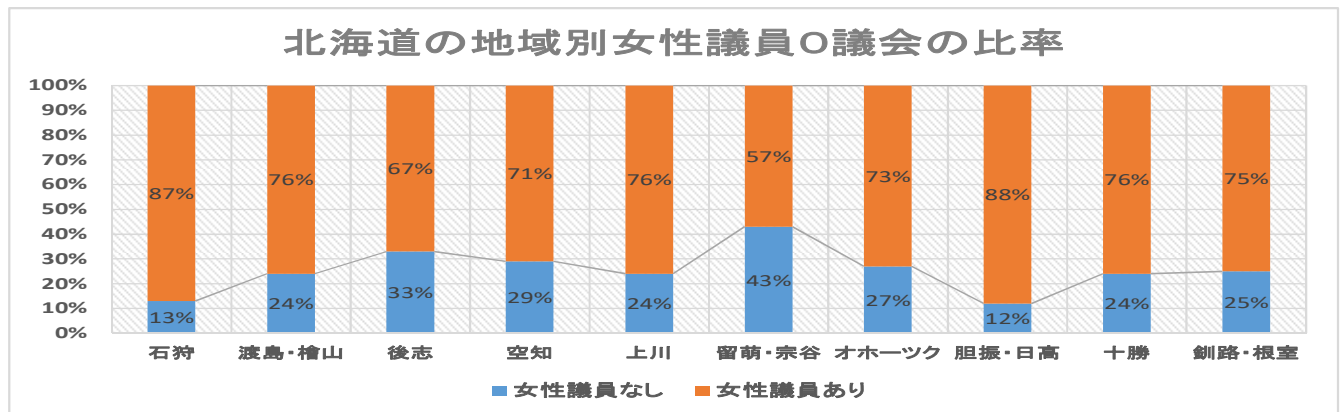


コメント: 女性議員の全体比率は、市議会が16.5%に対し、町村議会は10.4%と町村議会での女性議員の比率が低い。人口規模別に女性議員比率を見ると、人口規模が小さくなるに従って、女性議員比率も下がる結果となっている。人口規模が5千人以下では1議会平均女性議員数は0.7人と1人にも満たない結果であった。女性議員〇議会の比率を見ると、人口規模5千人以下の議会では49% (ほぼ半数) が女性議員〇議会であった。

ウ. 地域別女性議員〇議会の状況

女性議員〇議会	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
女性議員なし	1	4	3	6	4	6	4	2	4	2	36
女性議員あり	7	13	6	15	13	8	11	15	13	6	107
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
女性議員なし比率	13%	24%	33%	29%	24%	43%	27%	12%	24%	25%	25%

(注) 北海道議会含まず。

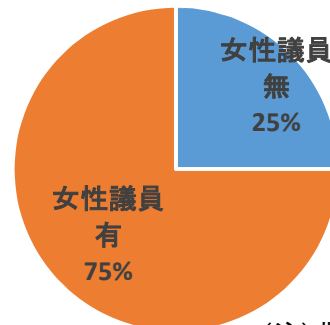


エ. 女性議員比率の高い議会の状況

女性議員〇議会

議会名	女性議員有	女性議員無	計	北海道比率	神奈川県比率	大分県比率
道	1	0	1	0%	0%	0%
政令市	1	0	1	0%	0%	
市	32	2	34	6%	0%	21%
町村	74	34	108	31%	8%	25%
計	108	36	144	25%	3%	21%

女性議員〇議会の比率



(注) 北海道含まず。

女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	歌志内市	8	3	38%
2	江別市	27	10	37%
3	南幌町	11	4	36%
4	奈井江町	9	3	33%
5	北広島市	22	7	32%

コメント: 地域別女性議員〇議会の状況は、女性議員〇議会が少ない地域は、胆振・日高2議会12%、次いで、石狩1議会13%であった。逆に、女性議員〇議会が多い地域は、留萌・宗谷6議会43%、次いで、後志3議会33%となっていた。

女性議員〇議会は、市が2議会6%に対し、町村は34議会31%と、圧倒的に町村議会に女性議員〇議会が多い。

女性議員の比率が全道一高い議会は、歌志内市議会で、議員8名中3名、38%であった。

1議会で女性議員が全道一多い議会は、札幌市議会で、議員68名中16名、24%であった。

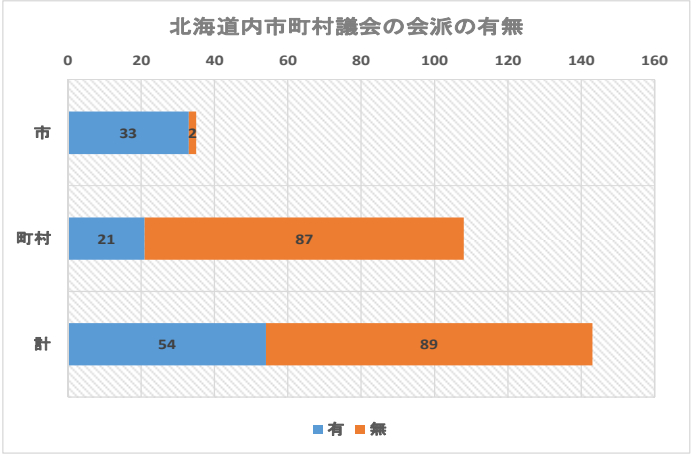
(4) 会派の有無

ア. 市町村別会派の有無比率

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	北海道 無の比率	神奈川県 無の比率	大分県 無の比率
市	33	2	35	6%	0%	0%
町村	21	87	108	81%	46%	100%
計	54	89	143	62%	19%	22%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

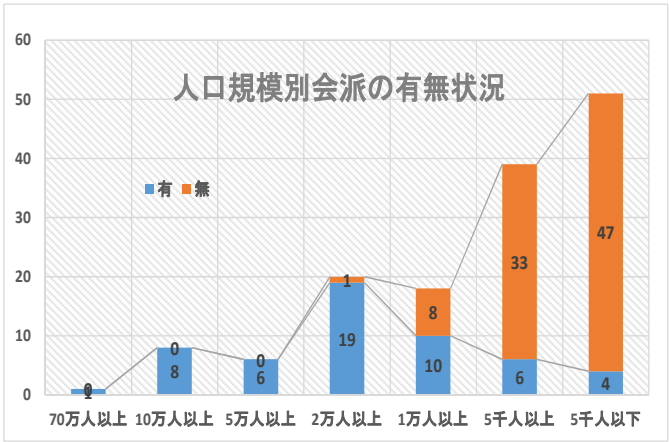


イ. 人口規模別会派の有無比率

人口規模別会派の有無

人口規模	議会数	有	無	北海道 無の比率
70万人以上	1	1	0	0%
10万人以上	8	8	0	0%
5万人以上	6	6	0	0%
2万人以上	20	19	1	5%
1万人以上	18	10	8	44%
5千人以上	39	6	33	85%
5千人以下	51	4	47	92%
計	143	54	89	62%

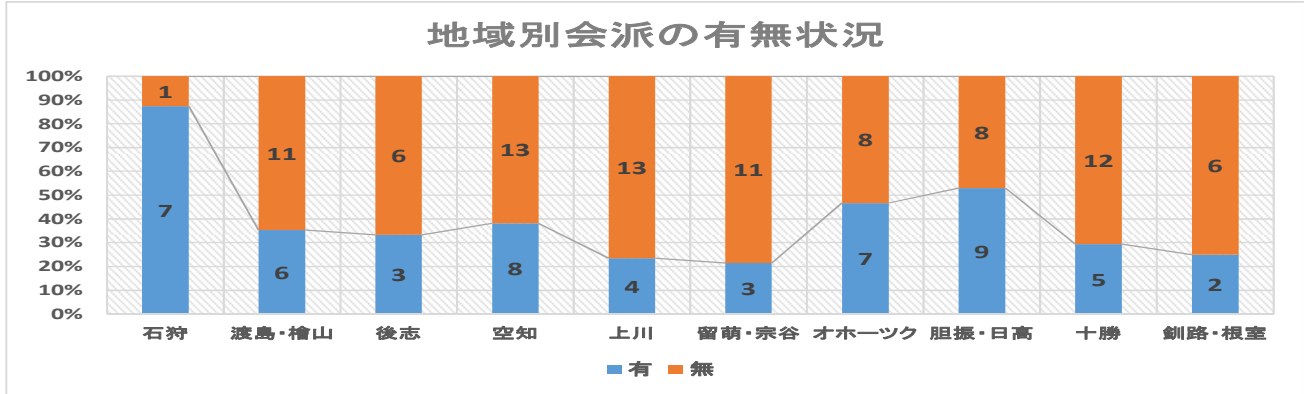
(注) 北海道を含まず。



ウ. 地域別会派の有無状況

会派の有無	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
有	7	6	3	8	4	3	7	9	5	2	54
無	1	11	6	13	13	11	8	8	12	6	89
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
無比率	13%	65%	67%	62%	76%	79%	53%	47%	71%	75%	62%

(注) 北海道議会含まず。



コメント: 市議会では会派が無い議会は2議会6%であるのに対し、町村議会では会派が無い議会は87議会81%と、市議会のほとんどに会派があるが、町村議会には会派がほとんど無い。

人口規模が1万人以下の議会の9割には会派がないが、人口規模が5万人以上の議会では100%会派がある。

地域別の会派無の比率を見ると、石狩が1議会13%と全道一會派がある。逆に、会派無の比率が高い地域は留萌・宗谷が11議会79%であった。

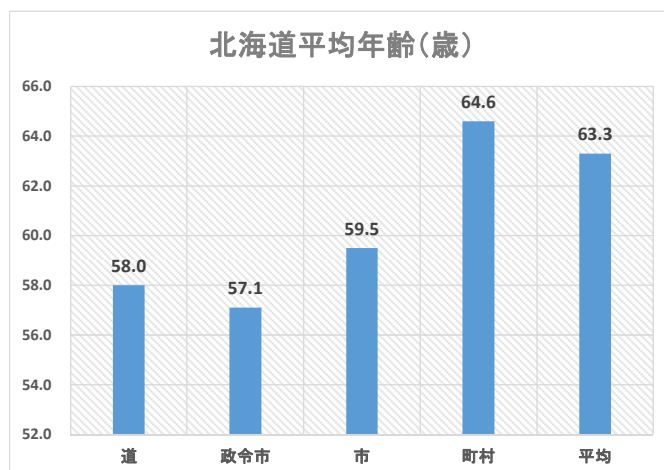
(5) 議員の平均年齢

ア. 市町村別議員平均年齢

道・市・町村別議員の平均年齢

項目	回答 議会数	北海道 平均年齢 (歳)	神奈川県 平均年齢 (歳)	大分県 平均年齢 (歳)
道	1	58.0	53.9	60.0
政令市	1	57.1	55.0	
市	34	59.5	57.3	61.5
町村	106	64.6	62.1	63.4
市町村計	141	63.3	59.1	61.9

(注) 北海道・神奈川県・大分県を含まず。

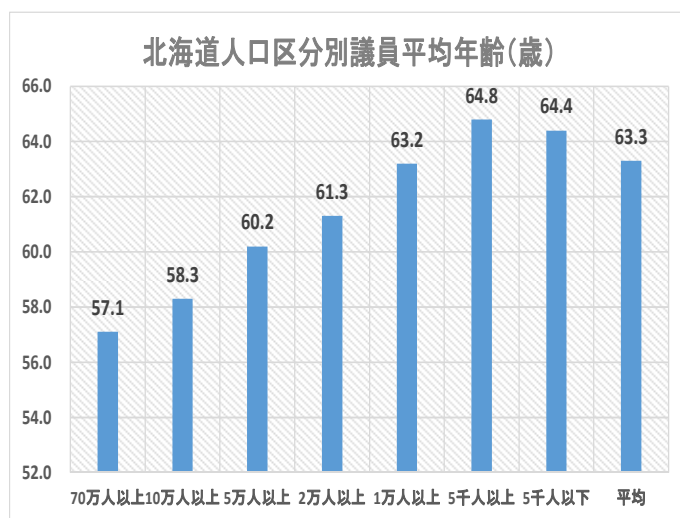


イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	北海道 平均年齢 (歳)	神奈川県 平均年齢 (歳)	大分県 平均年齢 (歳)
70万人以上	1	57.1	55.0	
10万人以上	8	58.3	57.0	60.0
5万人以上	6	60.2	54.3	60.6
2万人以上	20	61.3	60.6	62.3
1万人以上	18	63.2	64.3	61.8
5千人以上	37	64.8	64.0	66.5
5千人以下	51	64.4	61.8	63.9
計	141	63.3	59.1	61.9

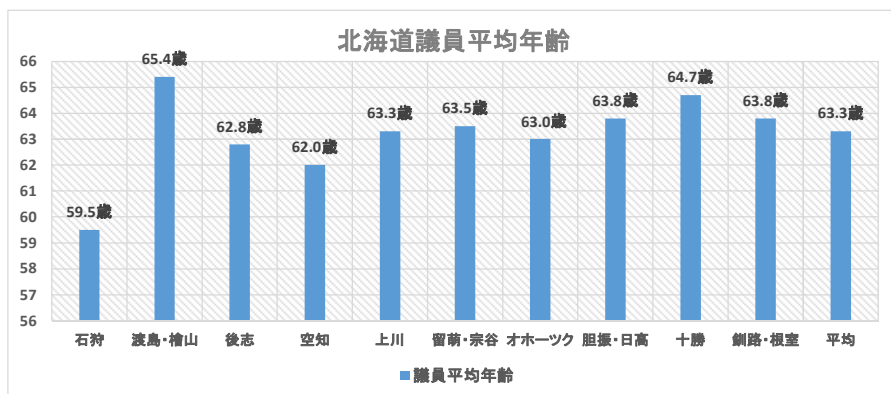
(注) 北海道・神奈川県・大分県を含まず。



ウ. 地域別議員平均年齢

地域別議員平均年齢

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	平均
議員平均年齢	59.5	65.4	62.8	62.0	63.3	63.5	63.0	63.8	64.7	63.8	63.3



平均年齢上位・下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
網走市	50.0	上位
釧路市	54.8	上位
千歳市	54.8	上位
小樽市	55.1	上位
登別市	55.4	上位
稚内市	56.0	上位
〃	〃	〃
遠別町	70.2	下位
標津町	70.6	下位
浜頓別町	71.0	下位
占冠村	72.0	下位

コメント: 議員の平均年齢は市議会が59.5歳、町村議会が64.6歳と町村議会議員の平均年齢が高い。人口規模別では、人口規模が小さくなるにしたがって議員の平均年齢が上がることを示している。地域別の議員平均年齢では、石狩が59.5歳と一番低く、逆に、渡島・檜山が65.4歳と一番高い結果であった。

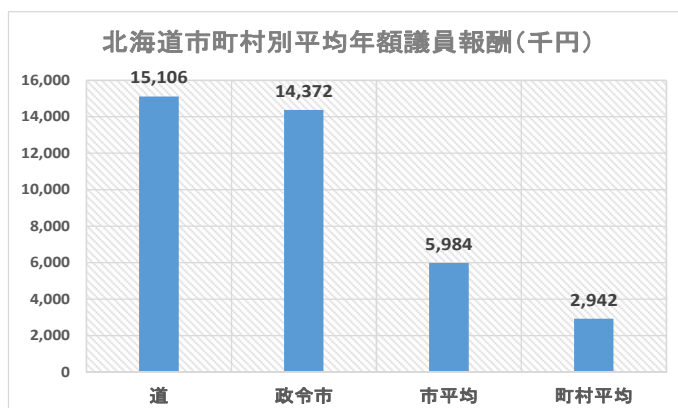
(6) 議会議員の報酬

(注) 議員報酬とは議員報酬月額＋議員期末手当

ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

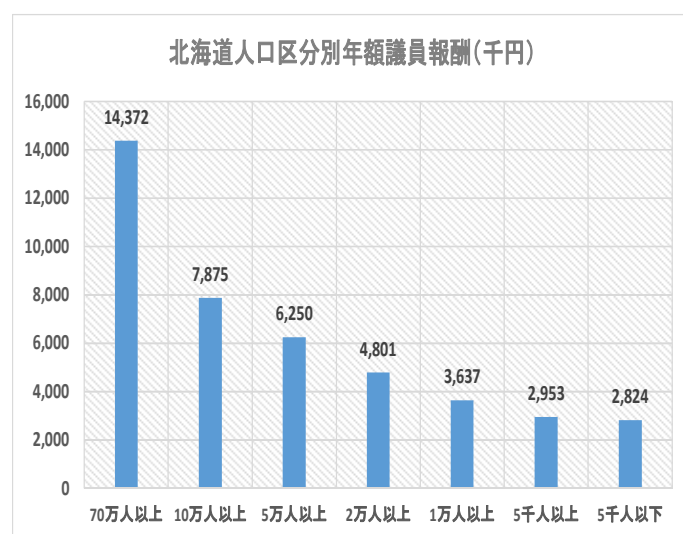
区分	北海道平均 議員報酬年額 (千円)	神奈川県平均 議員報酬年額 (千円)	大分県平均 議員報酬年額 (千円)
道	15,106	16,761	13,058
政令市	14,372	13,900	
市平均	5,984	7,809	5,921
町村平均	2,942	5,057	3,852



イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口区分別平均議員報酬年額

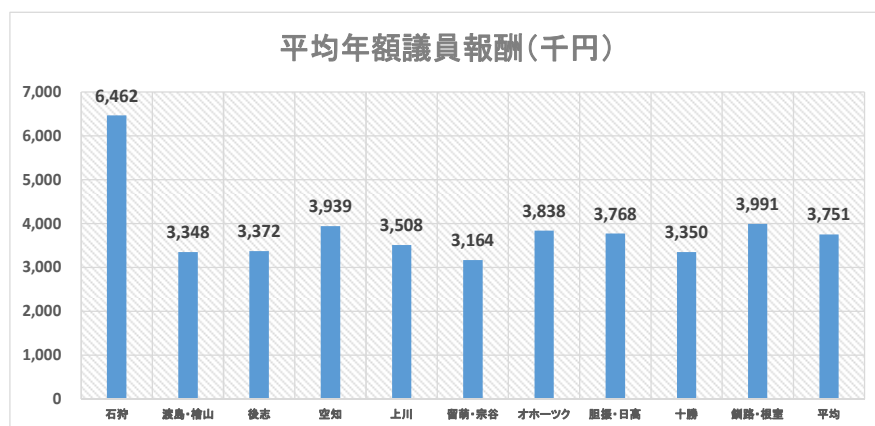
人口規模	北海道 平均議員 報酬年額 (千円)	神奈川県 平均議員報 酬年額 (千円)	大分県 平均議員報 酬年額 (千円)
70万人以上	14,372	13,900	
10万人以上	7,875	8,179	8,868
5万人以上	6,250	6,992	5,900
2万人以上	4,801	6,003	5,235
1万人以上	3,637	4,576	4,407
5千人以上	2,953	4,118	3,747
5千人以下	2,824	4,368	2,528



(注) 北海道・神奈川・大分県県議会含まず。

ウ. 地域別平均年額議員報酬(千円)

単位千円	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	平均
平均議員報酬	6,462	3,348	3,372	3,939	3,508	3,164	3,838	3,768	3,350	3,991	3,751



議員報酬年額上位・下位の議会名

議会名	報酬年額 (千円)	順位
札幌市	14,372	上位
旭川市	8,837	上位
函館市	8,812	上位
釧路市	8,224	上位
帯広市	8,121	上位
小樽市	7,620	上位
〃	〃	〃
中川町	2,226	下位
幌加内町	2,210	下位
羅臼町	2,205	下位
中頓別町	2,112	下位

(注) 北海道(15,106千円)含まず。

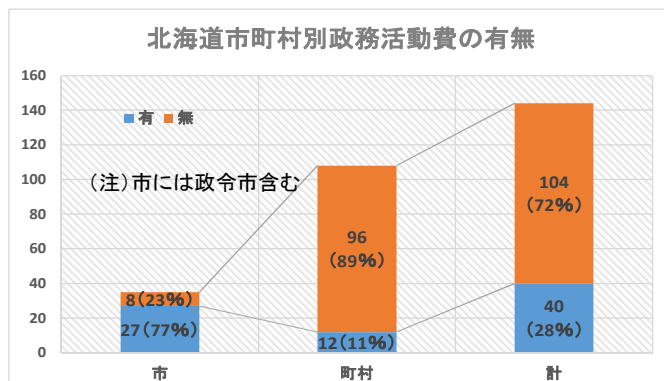
コメント: 平均議員報酬(年額)は市議会が598.4万円、町村議会が294.2万円と町村議会議員の平均報酬が低い。人口規模別では、人口規模が小さくなるにしたがって議員の平均報酬が下がることを示している。地域別の議員平均報酬は、石狩が646.2万円と一番高く、逆に、留萌・宗谷が316.4万円と一番低い結果であった。

(7) 政務活動費

ア. 市町村別政務活動費の有無

道・市・町村別に見た政務活動費の有無

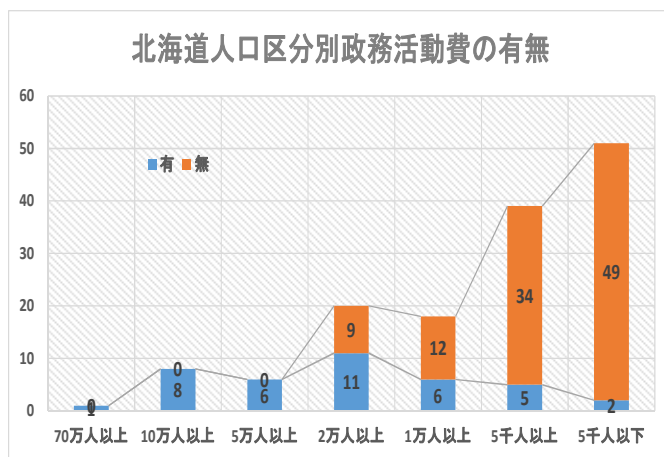
項目	議会数	有	無	北海道 有の比率	神奈川県 有の比率	大分県 有の比率
道	1	1	0	100%	100%	100%
政令市	1	1	0	100%	100%	
市	34	26	8	76%	93%	71%
町村	108	12	96	11%	54%	0%
計	144	40	104	28%	78%	58%



イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費の有無

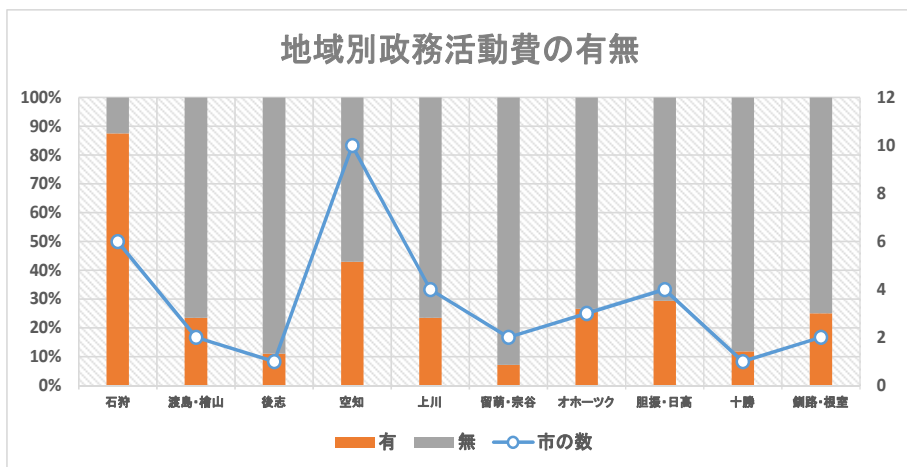
人口規模	議会数	有	無	北海道 有の比率
70万人以上	1	1	0	100%
10万人以上	8	8	0	100%
5万人以上	6	6	0	100%
2万人以上	20	11	9	55%
1万人以上	18	6	12	33%
5千人以上	39	5	34	13%
5千人以下	51	2	49	4%
計	143	39	104	27%



ウ. 地域別政務活動費の有無

地域別政務活動費の有無

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
市の数	6	2	1	10	4	2	3	4	1	2	35
有	7	4	1	9	4	1	4	5	2	2	39
無	1	13	8	12	13	13	11	12	15	6	104
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
有の比率	88%	24%	11%	43%	24%	7%	27%	29%	12%	25%	27%



政務活動費の高い上位9議会

NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	北海道		530
2	札幌市	70万人以上	400
3	旭川市	10万人以上	80
4	函館市	10万人以上	45
5	釧路市	10万人以上	40
6	帯広市	10万人以上	30
7	北見市	10万人以上	30
8	稚内市	2万人以上	30
9	苫小牧市	10万人以上	25

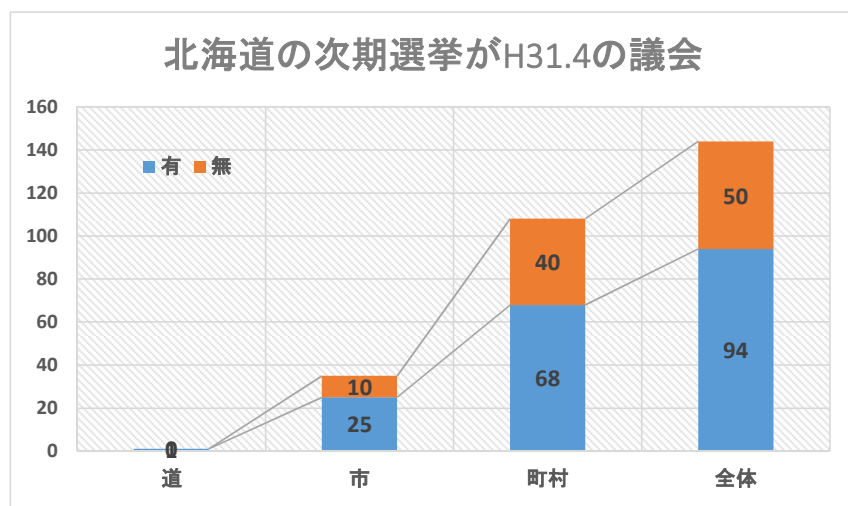
(注) 月額/千円

コメント: 政務活動費有の比率は市議会が76%、町村議会が11%と町村議会の政務活動費有の比率が低い。人口規模別では、人口規模が小さくなるにしたがって政務活動費有の比率が下がることを示している。地域別の政務活動費有比率は、石狩が88%と一番高く、逆に、留萌・宗谷が7%と一番低い結果であった。

(8)次期H31. 4統一地方選挙実施状況

道市町村別H31.4統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	北海道 有の比率	神奈川県 有の比率	大分県 有の比率
道	1	0	1	100%	100%	100%
市	25	10	35	71%	61%	36%
町村	68	40	108	63%	31%	50%
全体	94	50	144	65%	50%	42%

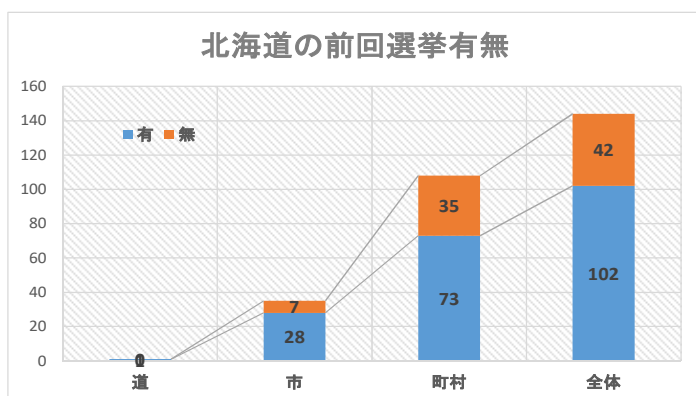


(9)前回選挙の有無(無投票)

ア. 市町村議会別

道市町村別前回選挙の有無

議会名	有	無	計	北海道 無の比率	神奈川県 無の比率	大分県 無の比率
道	1	0	1	0%	0%	0%
市	28	7	35	20%	0%	14%
町村	73	35	108	32%	15%	25%
全体	102	42	144	29%	6%	16%

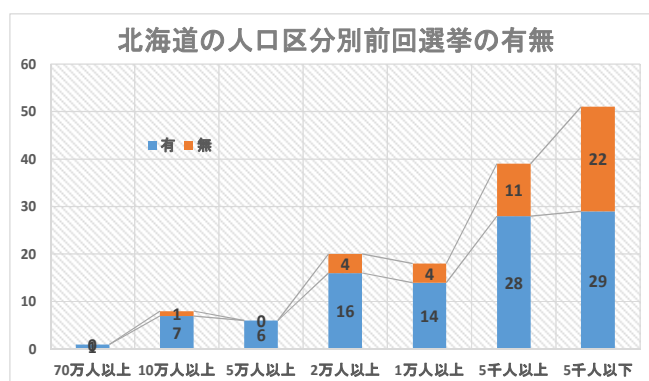


イ. 人口規模別

人口規模別前回選挙の有無

人口規模	回答 議会数	前回選挙 無	北海道 前回選挙無 比率	神奈川県 前回選挙 無比率	大分県前回 選挙無比率
70万人以上	1	0	0%	0%	
10万人以上	8	1	13%	0%	0%
5万人以上	6	0	0%	0%	25%
2万人以上	20	4	20%	13%	0%
1万人以上	18	4	22%	25%	50%
5千人以上	39	11	28%	0%	0%
5千人以下	51	22	43%	0%	100%
計	143	42	29%	6%	17%

(注) 北海道・神奈川・大分県県議会含まず。

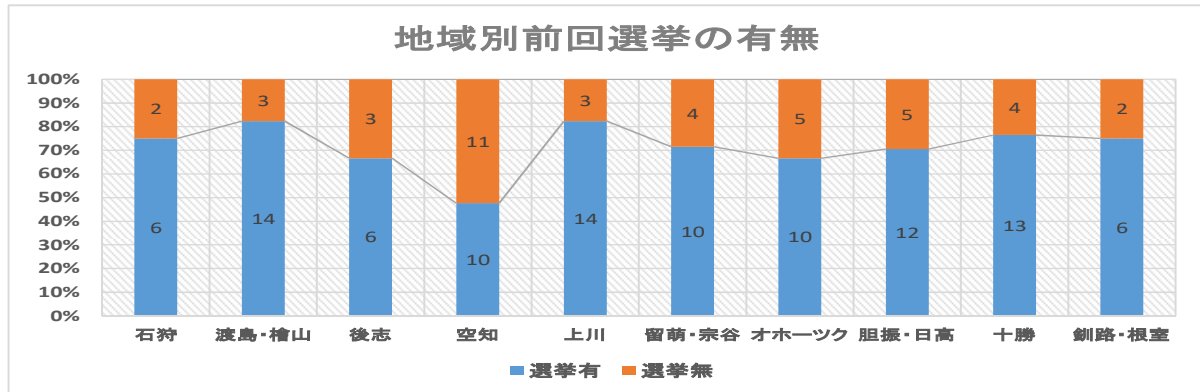


ウ. 地域別

地域別前回選挙の有無

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
選挙有	6	14	6	10	14	10	10	12	13	6	101
選挙無	2	3	3	11	3	4	5	5	4	2	42
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
無比率	25%	18%	33%	52%	18%	29%	33%	29%	24%	25%	29%

(注) 北海道議会含まず。



コメント: 前回選挙無(無投票)は市議会が7市議会20%、町村議会が35町村32%と、町村議会の方が無投票が多い結果であった。人口規模別では、5千人以下の議会では43%と、約4割の議会が無投票であった。地域別の選挙無の比率では、空知が52%と一番高く、逆に、渡島・檜山と上川が18%と一番低い結果であった。このことは、空知の議会議員選挙は、約半数の議会が無投票であったことを示している。

なお、無投票による人口規模1番の議会は江別市議会(人口11.9万人)であった。

(10) 議会基本条例制定の検討中の状況

ア. 市町村議会別

表1. 市町村別議会基本条例の検討中の分布

項目	回答数	有	検討中	計	予想比率	現行比率
道	1	1	0	1	100%	100%
市	35	16	3	19	54%	46%
町村	108	21	14	35	32%	19%
計	144	38	17	55	38%	26%

(注) 有は議会基本条例有、検討中は議会基本条例を検討中

ウ. 地域別

表3. 地域別議会基本条例の検討中の分布

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
回答数	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
有	3	5	0	5	5	1	4	4	7	3	37
検討中	1	1	2	2	2	3	1	3	1	1	17
計	4	6	2	7	7	4	5	7	8	4	54
想定比率	50%	35%	22%	33%	41%	29%	33%	41%	47%	50%	38%
現行比率	38%	29%	0%	24%	29%	7%	27%	24%	41%	38%	26%

(注1) 北海道議会含まず。(注2) 有は議会基本条例有、検討中は議会基本条例を検討中

イ. 人口規模別

表2. 人口規模別議会基本条例の検討中の分布

人口規模	回答数	有	検討中	計	想定比率	現行比率
道	1	1	0	1	100%	100%
70万人以上	1	1	0	1	47%	40%
10万人以上	8	4	1	5		
5万人以上	6	1	1	2		
2万人以上	20	9	3	12	47%	37%
1万人以上	18	5	1	6		
5千人以上	39	11	4	15	31%	19%
5千人以下	51	6	7	13		
計	144	38	17	55	38%	26%

(注) 有は議会基本条例有、検討中は議会基本条例を検討中

コメント: 北海道の希望は議会基本条例の検討中という議会が、市議会では3議会、町村議会では14議会、全体では17議会(回答議会中12%)あったことである。

2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

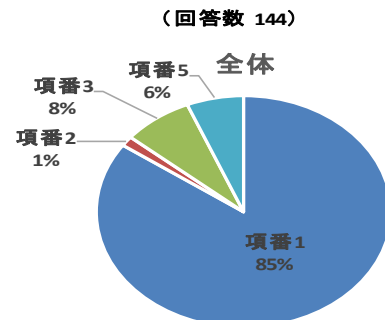
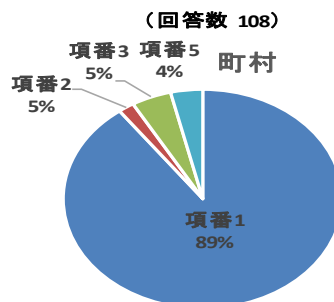
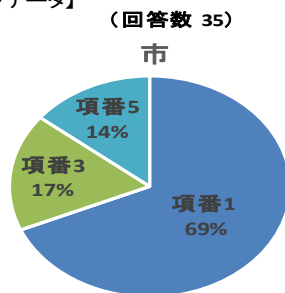
問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。
(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	2018年 比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
				比率			比率							
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実績はない)	1	24	69%		97	89%		122	85%	110 (80%)	67 (52.7%)	14 (44%)	11 (58%)
2	検討中		0	0%		2	2%	幌加内町、美瑛町	2	1%	5 (4%)	2 (1.6%)	0 (0%)	1 (5%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		6	17%	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、赤平市、北広島市	5	5%	当別町、東神楽町、東川町、猿払村、音更町	11	8%	13 (9%)	43 (33.9%)	8 (25%)	2 (11%)
4														
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		5	14%	帯広市、網走市、美瑛市、江別市、石狩市	4	4%	栗山町、豊富町、白老町、茅渚町	9	6%	10 (7%)	15 (11.8%)	10 (31%)	5 (26%)
回答数 計		1	35	100%		108	100%		144	100%	138	127	32	19
									3～5	14%	16%	46%	56%	37%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)は、20議会(14%)で行われている。
- ②「請願・陳情者による提案説明が行われている」は、市議会では11議会(31%)、町村議会では9議会(9%)であった。町村議会より市議会の方が請願・陳情者による提案説明が行われている。
- ③議会基本条例施行の38議会(回答有)中29議会(76%)で請願・陳情者による提案説明が行われていない。議会基本条例の多くには、請願・陳情者による提案説明を住民による提案と位置付けているが、その規定が形骸化している。
- ④「請願・陳情者による提案説明が行われている」を経年比較をすると、2014年調査58議会(46%)、2016年調査23議会(16%)、2018年調査20議会(14%)、と、実施議会が2014年から2018年の4年間で38議会減少している。
- ⑤3地域の比較では、「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)は、北海道14%、神奈川県56%、大分県37%と、北海道内自治体議会での請願・陳情者による提案説明が一番行われていないようだ。
- ⑥栗山町議会基本条例第4条第4項では「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。」と規定され、多くの議会基本条例では同様の内容が規定されている。これは住民の請願・陳情を議会審議の充実と住民参加の機会確保(住民による提案)と位置づけて、その代表者が議会で意見を述べる機会を保障するという仕組みを設けている。
- ⑦住民がまちの課題を発見、課題提起する機会を設けることを議会が実施したかを問とした。当然、議会(議員)が住民提案を真摯に聴くという意識があることを前提としている。本議会で採択された請願等が市長等でどのように処理されたか及び結果の報告を議会は請求することができるが、そのようなフォローを行っているかの補足設問の回答では、請願陳情者の意見を聴いていると回答(項番3・5)のうち、市の11議会中5議会、町村の9議会中3議会がフォロー(全体の4割)をしているとの回答であった。本来は100%フォローすべきではないか。

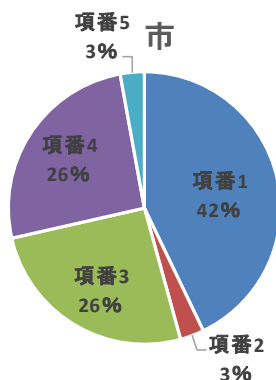
問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H29.4～30.3の期間)

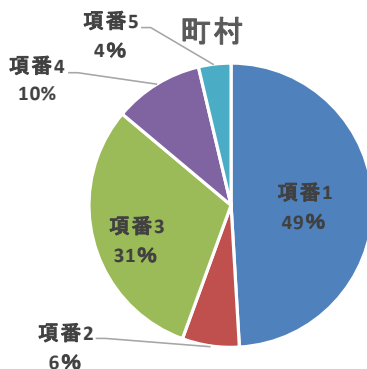
項番	内 容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		15	42%	札幌市、芦別市、名寄市、富良野市 他	53	49%	七飯町、遠軽町、むかわ町、広尾町、白糠町 他	68	47%	70 (51%)	69 (55%)	14 (44%)	5 (26%)
2	検討中		1	3%	苫小牧市	7	6%	知内町 他	8	6%	20 (14%)	17 (13%)	2 (6%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している	1	9	26%	小樽市、室蘭市、釧路市、岩見沢市、赤平市、千歳市、歌志内市、深川市、石狩市	33	31%	釧路府町 他	43	30%	29 (21%)	23 (18%)	5 (16%)	5 (26%)
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している		9	26%	旭川市、帯広市、夕張市、網走市、江別市、士別市、三笠市、根室市、登別市	11	10%	今金町、栗山町、北竜町、和寒町、美幌町、大空町、豊浦町、安平町、黒川町、本別町、足寄町	20	14%	16 (12%)	13 (10%)	10 (31%)	7 (37%)
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している		1	3%	留萌市	4	4%	福島町、八雲町、芽室町、浦幌町	5	3%	3 (2%)	5 (4%)	1 (3%)	2 (11%)
回答数 計		1	35	100%		108	100%		144	100%	138	127	32	19
									3～5	47%	35%	32%	50%	74%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

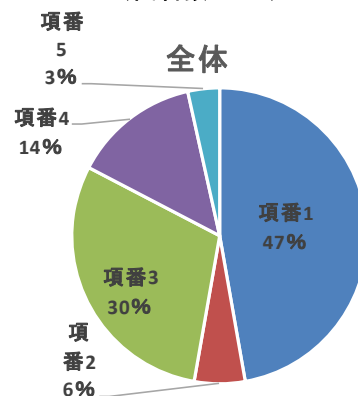
【グラフデータ】 (回答数 35)



(回答数 108)



(回答数 144)



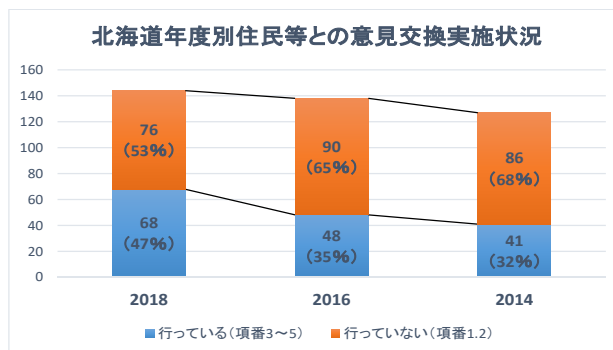
【コメント】

- ①「住民等との意見交換」を実施している議会(項番3～5)は、68議会(47%)で住民等との意見交換が行われている。
- ②「住民等との意見交換」が実施しているは、市議会では19議会(55%)、町村議会では48議会(45%)で、市議会の方が町村議会より住民等との意見交換を実施している比率が高い結果であった。
- ③議会基本条例施行の38議会(回答有)中29議会(76%)で住民等との意見交換を行っていた。議会基本条例があることが「住民等との意見交換」を行うことを後押ししている。
- ④「住民等との意見交換」が実施している(項番3～5)を経年比較すると、2014年度調査41議会(32%)、2016年度調査48議会(35%)、2018年度調査68議会(47%)と、住民等との意見交換をする議会が、4年前の2014年調査から27議会増えている。2018年調査で1番良い情報であった。
- ⑤3地域の「住民等との意見交換を実施している」(項番3～5)の比較では、北海道は47%は、神奈川県は50%、大分県は74%と、大分県内の自治体議会での「住民等との意見交換」を実施している議会が一番多いようだ。

(1) 年度別住民等との意見交換実施状況

北海道年度別住民等との意見交換

項目	2018	2016	2014
行っている (項番3～5)	68 47%	48 35%	41 32%
行っていない (項番1.2)	76 53%	90 65%	86 68%

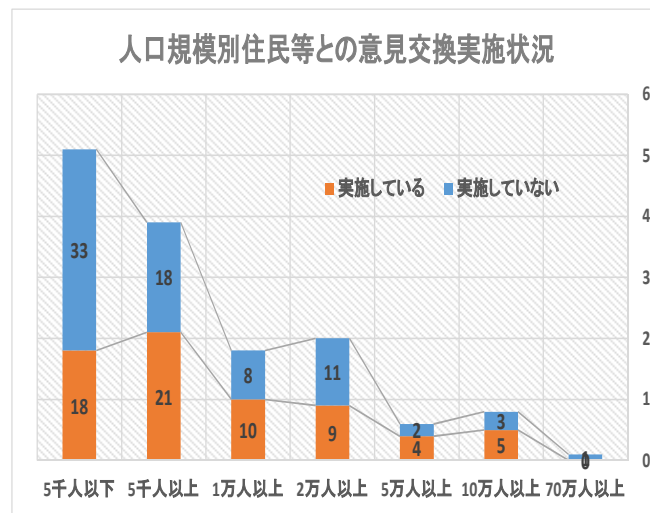


(2) 人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	北海道比率	備考	神奈川県比率	大分県比率
70万人以上	1	0	0%	53%	50%	75%
10万人以上	8	5	63%			
5万人以上	6	4	67%			
2万人以上	20	9	45%			
1万人以上	18	10	56%	43%	33%	50%
5千人以上	39	21	54%			
5千人以下	51	18	35%			
計	143	67	47%		48%	72%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会を含まず。

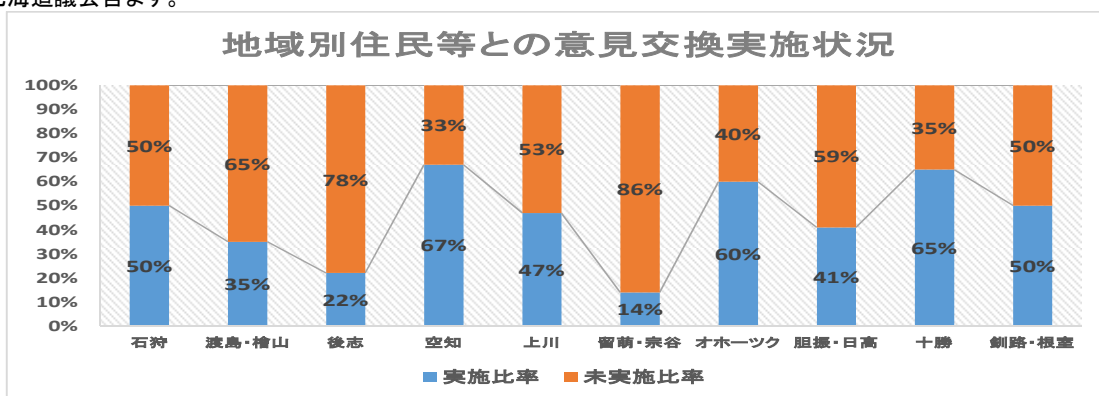


(3) 地域別住民等との意見交換実施状況

地域別住民等との意見交換実施議会の状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
回答数	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
実施	4	6	2	14	8	2	9	7	11	4	67
未実施	4	11	7	7	9	12	6	10	6	4	76
実施比率	50%	35%	22%	67%	47%	14%	60%	41%	65%	50%	47%

(注) 北海道議会含まず。



- ・年度別住民等との意見交換の実施状況では、2014年調査で行っている議会は41議会(32%)であったが、4年後の2018年調査では68議会(47%)(1.7倍)と実施議会が増加している。
- ・住民との意見交換有りは1万人以上の53議会中28議会の53%で行われ、1万人以下の90議会中39議会の43%で行われている。1万人以下の議会での実施している議会が少ない。
- ・地域別では、空知(67%)、十勝(65%)、オホーツク(60%)と実施している議会が多いが、逆に、留萌・宗谷(14%)、後志(22%)、渡島・檜山(35%)と実施している議会が少ない。

問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	北海道	8	市町村等関係団体	
			市町村長等	
			町長	
			市町村長	
			市町村等関係団体	
			市町村長、漁業組合長等	
			町長、町議会議長、農業協同組合長等	
2	小樽市	2	市民	域公共交通、除排雪ほか
			市民	域公共交通、除排雪ほか
3	旭川市	6	市民	ホール・センター・公民館など。どう維持していきますか？
			市民	がん対策と健康寿命について
			市民	図書館の活性化について
			市民	市民が望む市立病院のありかた
			旭川商工会議所	平成29年度施策に係る要望事項について
			(一社)旭川建設業協会	議会承認案件の緩和について 交付金事業を活用した債務負担行為制度の創設について
4	室蘭市	3	室蘭市町内会連合会	自主防災のあり方について
			就労及び相談支援事業所	障がい者の就労支援について
			公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会室蘭支部	立地適正化計画及び空家対策について
5	釧路市	4	株式会社日本製紙釧路工場	ぶどう栽培プロジェクトについて
			釧路自然保護協会	春採湖の環境保全について
			釧路市文化団体連絡協議会	釧路市の文化活動の現状と今後の課題について
			株式会社釧路製作所	事業の状況について
6	帯広市	7	地域住民(5回)	市政全般、(仮称)がん対策条例の制定に向けて
			帯広市PTA連合会	市政全般
			市内高校生	市議会議員に対する素朴な疑問、まちづくりへの意見・要望
7	夕張市	4	一般市民(幼保・小・中・高の保護者)	特になし。意見交換会。
			一般市民(高齢者世代)	特になし。意見交換会。
			小学校6年生	事前に質問の提出あり。意見交換会。
			商工会議所	先方の要望による。意見交換会。
8	岩見沢市	1	市民	除排雪について
9	網走市	1	市民	JR北海道石北本線・釧網本線の存続について
10	留萌市	1	市内の中学・高校生	留萌の課題、公共施設等について
11	江別市	2	市民	各委員会でテーマを設定(会場を変えて2回とも同じテーマで開催) ・総務文教常任委員会(公共交通について) ・生活福祉常任委員会(子育て政策について) ・経済建設常任委員会(除排雪について) ・市立病院・地域医療検討特別委員会(市立病院の現状)
12	赤平市	1	市民	意見交換が中心(まちづくり課題)
13	士別市	6	市民	議員定数、議員報酬について
14	三笠市	2	ボランティア団体	ボランティア活動について
			一般市民	移住・定住施策について
15	根室市	1	根室市民	市議会における各委員会の活動状況について
16	千歳市	1	市民	千歳駅周辺整備、公園道路整備等
17	歌志内市	8	町内会	「6月定例会の概要について」をテーマに議会報告会を開催したが、参加者からの意見要望の聴取に主眼を置いたことから、議会からの報告を行わなかった会場もある。
18	深川市	3	深川商工会議所	JR留萌本線と深川駅について
			深川市農業関係団体	農業基盤確保と担い手対策について
			市内関係団体	深川市議会議員定数の見直しについて
19	登別市	5	市民(議会フォーラム)	各常任委員会の重点活動テーマについて
			登別市地域包括支援センターあおいとの意見交換会	地域包括ケアシステムの構築に向けて～住み慣れたまちで自分らしい暮らしを続け続けるために～
			登別市社会福祉協議会	「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉協議会の役割について
			登別市民生委員児童委員協議会	第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」について
			登別国際観光コンベンション協会	民生委員児童委員協議会の主な活動内容について 地域の見守り活動について MICEの取り組み状況について 全市観光の取り組み状況について
20	石狩市	4	市民	自由

21	新篠津村	1	各種団体青年部層	新篠津村の将来像について
22	福島町	2	町内スポーツ団体	社会教育施設の使用料等について
			漁業団体	福島町の漁業振興について
23	森町	4	なし(町民全般)	なし
24	八雲町	7	八雲町役場新採用職員	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			八雲高校生徒会	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			八雲小学校PTA	子育て支援にかかる懇談会
			熊石小学校PTA	子育て支援にかかる懇談会
			落部小・中学校PTA、保育園父母	子育て支援にかかる懇談会
			道新八雲支局長	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			JA新はこだて北渡島地区青年部	議会広報「耳をすまして」インタビュー
25	長万部町	1	協同組合長万部中央商店街	商店街の活性化について
26	厚沢部町	3	住民	町政・議会運営に関する意見交換
27	今金町	1	全町民対象	これからの議会について
28	仁木町	1	町民	平成29年の議会活動
29	南幌町	3	農業団体	議員懇談会
			町民	議会報告懇談会(2回)
30	奈井江町	1	全町民	なし
31	長沼町	1	町民	小学校の統合、まちづくり全般
32	栗山町	3	栗山消費者協会	議会広報紙の感想及び議会・町政に対する意見交換
			くりやま農業女性塾	同上
			子育て支援センター利用者	同上
33	月形町	1	全町民	JR存続問題、町立病院、その他
34	新十津川町	9	行政区(8回)	町政全般に関すること、議員定数と報酬に関すること
			一般住民(1回)	議会のあるべき姿とは、議員定数について
35	雨竜町	1	JA	米政策について
36	北竜町	2	町内会長	町内会長との懇談会
			一般住民対象	議会報告会
37	鷹栖町	5	5地区の住民	特になし
38	愛別町	2	青年部	議会ってこんな处
			女性部	議会ってこんな处
39	中富良野町	1	連合町内会(地域住民)	町政に関するすべて
40	占冠村	1	全村民	特になし
41	和寒町	1	老人大学	【総務福祉常任委員会】 ・財産の管理状況について ・ふるさとまちづくり応援寄附金について ・福祉・医療施設について 【産業教育常任委員会】 ・公営住宅について ・簡易水道整備事業について ・農業委員会委員について ・大成小川の改修について ・主要作物の作付動向について 【議会広報委員会】 ・紙面の内容やレイアウトについて
42	下川町	4	全町民	・森林バイオマス熱電併給事業について、2回実施 ・町民意見の反映について ・SDGsについて
43	羽幌町	2	0～6歳児を子育て中の保護者	羽幌町における子育て支援事業について
			町内で働く(18歳～45%)歳の住民	これからの羽幌町について ※仕事のこ と、日常生活について

NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
44	美幌町	4	全町民	公共施設、災害対策、人口減少
			全町民	インターネット整備、情報発信、合葬墓
			全町民	公共施設、人口減少、JR、庁舎建設
			全町民	農福連携、庁舎建設、行政システム
45	津別町	1	町民	議会報告会(意見交換会)
46	斜里町	1	自治会長・連合会役員	定数・報酬について
47	訓子府町	8	老人クラブ連合会役員	高齢者に対する施策について
			商工会役員	小規模企業振興条例について
			農業委員会委員	農業委員会の業務概要について
48	佐呂間町	2	2地区で分けて開催	報告の他は特に決めておらず自由
49	湧別町	4	町民	人の交流と観光振興
50	興部町	1	興部町民	議会活動等の報告及び意見交換
51	大空町	1	全町自治会女性部	議会報告会・意見交換会
52	豊浦町	2	町民向け	テーマは特に設けておりません
			JAとうや湖	Aコープ豊浦店閉店後の動向について他
53	壮瞥町	2	壮瞥町商工会青年部	人口減少等について
54	白老町	15	一般財団法人アイヌ民族博物館	設定なし
			白老仙台藩元陣屋資料館友の会	設定なし
			白老町町内会連合会	設定なし
			白老町手をつなぐ育成会	設定なし
			白老町商工会	設定なし
			町民 10回	①身近なコミュニティとしての町内会の維持と充実に向けて ②象徴空間整備による産業振興の推進に向けて
55	洞爺湖町	2	洞爺湖町体育協会	体育協会からの質疑要望について
			洞爺湖町農業委員会	洞爺湖町の農業の課題について
56	安平町	1	町民	議員定数と議員報酬
57	音更町	1	町民	限定なし(「議場でひとこと」)
58	上士幌町	2	全町民	
59	新得町	1	にこにこクラブ	なし
60	清水町	2	住民	災害時の対応と復旧等について 高齢者の運転免許証返納と交通対策について
61	芽室町	16	上美生小・中学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			芽室小学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			芽室西中学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			芽室南小学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			芽室中学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			芽室西小学校PTA	政策課題、PTAからの提言・意見
			市街地町内会連合会役員	災害告知用別端末について
			社会福祉協議会役員	社会福祉協議会の現状と課題
			商工会青年部役員	地域資源を活用した観光の振興・農村地域公共交通手段・商工業に関すること
			経済3団体	地域資源を活用した観光の振興
			芽室町農業委員会三役等	今年度の総務経済常任委員会の抽出事業について・農業委員会活動と改選後の取組みについて
			長芋生産組合役員等	農業残渣物(長芋つるネット等)の現状と課題
			芽室高校新聞局・生徒会	みんなが読みたくなる『議会だより』
			白樺学園高校吹奏楽部・サッカー部	みんなが読みたくなる『議会だより』
			議会モニター経験者	今後のモニター制度のあり方
			未来フォーラムⅢ	「若者」と紡ぐ「まちづくり」
62	大樹町	2	地元高校生	子ども議会(高校生議会)の感想等
			地元青年婦人団体	役場庁舎等公共施設のあり方
63	幕別町	3	まくべつ町民芸術劇場	まくべつ町民芸術劇場の活動状況について
			幕別町消防団	消防団活動の現状と課題について
			幕別町商工会	商工会の現状と課題について
64	本別町	7	全町民	議会報告会・町民懇談会
			農協青年部	活動等について懇談会
65	足寄町	5	全町民	(絞っていない)
66	浦幌町	3	商工会	町の防災体制
			農協	町の防災体制
			町民一般(まちなかカフェDE議会)	町の防災体制
67	別海町	1	中西別地区連合会	町政全般及び地域の課題
68	中標津町	2	老人クラブ連合会	要望について
			中標津町社会福祉協議会	高齢化社会への対応に関する懇談会

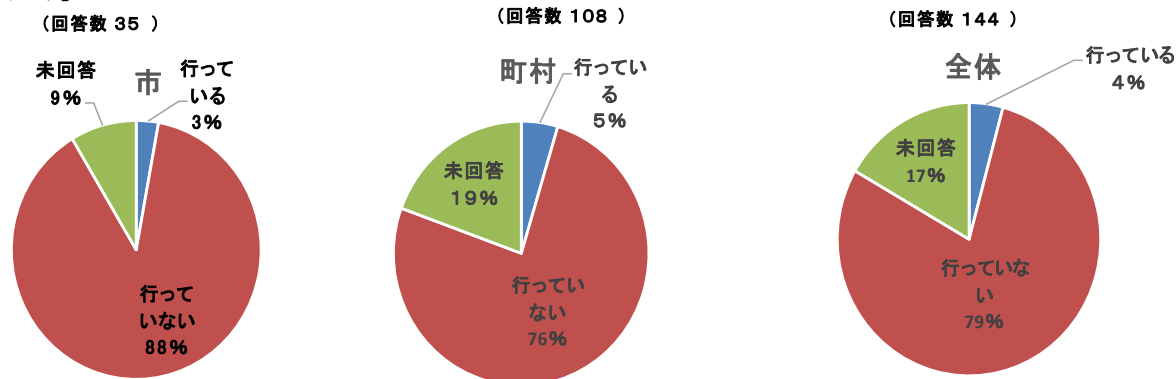
問2 補足設問 議会主催による住民へのアンケート調査

H27.4～28.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2016年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	行っている		1	赤平市		3%	5	八雲町 南幌町 芽室町 浦幌町 中標津町		5%	6	4%	4 3%	0%	5%
2	行っていない	1	31			88%	82			76%	114	79%	76%	75%	84%
3	未回答		3			9%	21			19%	24	17%	21%	25%	11%
回答数 計		1	35			100%	108			100%	144	100%	100%	100%	100%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

議会が直接住民へアンケート調査を行った議会は、2016年4議会(3%)、2018年6議会(4%)と、わずかではあるが、増加している。なお、八雲町議会・芽室町議会・浦幌町議会は2016年調査でもアンケート調査を行っていた。

アンケート実施の具体例としては、以下のようなものがあつた。

八雲町議会: 子育て支援に関するアンケート(常任委員会で政策提言書を作成するために活用)

南幌町議会: 懇談会日程、議会・町行政に対する要望・意見(議会運営)

芽室町議会: 議会だよりについて(議会だよりの編集・企画)

浦幌町議会: 町の防災体制(政策提案につなげる)

中標津町議会: 町立中標津病院に関するアンケート(町民の病院への要望を把握し、行政・病院と連携し、病院運営を検討する)

議会が討議をする上で、又は、政策提言をまとめる上で、住民意識の調査(アンケート調査)をすることで、データ(住民意識)に基づいた討議等ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、議会自らがテーマ(地域課題)を定めて、アンケート調査(議員自ら、又は外注)を実施すべきではないか。

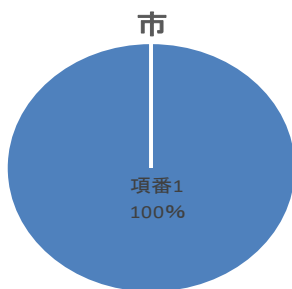
問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者（住民）が発言することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

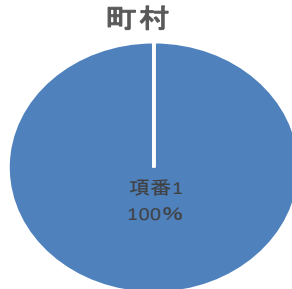
項番	内 容	道	市	比率		自治体議会名	町村	比率		自治体議会名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	35	100.0%			108	100%			144	100%	136 (98%)	123 (96.8%)	32 (100%)	19 (100%)
2	検討中		0				0	0%			0	0%	1 (1%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		0				0	0%			0	0%	1 (1%)	1 (0.8%)	0 (0%)	0 (0%)
4			0				0									
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある		0				0	0%			0	0%	0 (0%)	3 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	35	100.0%			108	100%			144	100%	138	127	32	19
											3～5	0%	1%	3%	0%	0%

(注) 補足設問の①傍聴者数の公表(広報誌等)、②手話通訳(事前予約含む)の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。

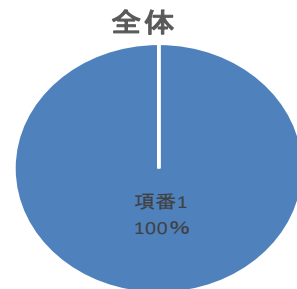
【グラフデータ】 (回答数 35)



(回答数 108)



(回答数 144)



【コメント】

- ①「本会議又は委員会で傍聴者が発言の実績がある」(項番3・5)は、0議会(0%)であった。
 - ②過去の調査との経年比較では、2014年調査(発言が認められている)では、4議会(3.2%)、2016年調査では1議会(1%)、2018年調査では0議会(0%)と、行われない方向となっている。直接住民の声を聴く機会があることが、議会の存在意義にとっても、また、まちの自治にとっても有意義であると思うが、現実はそのようになっていない。
 - ③3地域の比較では、神奈川県議会、大分県議会においても、傍聴者の発言の実績は0議会であった。
 - ④傍聴者の発言の実績を調査対象として来たのは、「住民等との意見交換」のような議会への間接的参加の他に、直接的参加として議案等への住民意見を反映できる機会を設けるべきとの考えからであった。また、総務省の町村議会のあり方に関する研究会が平成30年3月に出した「報告書」の中にも、「一般質問終了後に傍聴者に質問・意見を述べる機会を与える例(模擬公聴会)」(長崎県小値賀町議会)が紹介されていた。まさに、このような議会が増えることを期待しての設問であった。
- 小値賀町議会の取組概要
- ①定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。
 - ②町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
 - ③一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
 - ④質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。(意見・質問や回答は議事録には載らない)
 - ⑤規則等の改正は行わず、運用により実施。
- 取組の効果と課題
- ①町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること
 - ②町政に対する町民の理解が深まったこと
 - ③傍聴者が特定の団体に偏る傾向があるため、幅広い層(特に若者)に町政に関心を持ってもらうよう周知していくことが課題
- (参考1)「福島町議会への参画を推奨する規則」
- 第2条『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。
- 第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。
- (参考2)「芽室町議会傍聴条例」
- (傍聴の奨励) 第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

①市・町村経年比較

市・町村経年比較

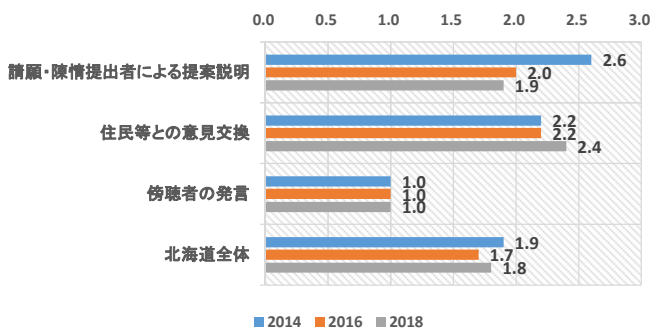
項目		請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
市	2014	2.6	2.2	1.0	1.9	2.0	2.3
	2016	2.0	2.2	1.0	1.7		
	2018	1.9	2.4	1.0	1.8		
町村	2014	2.0	2.2	1.2	1.8	2.2	1.7
	2016	1.3	1.9	1.0	1.4		
	2018	1.3	2.1	1.0	1.5		

②議会基本条例有無比較

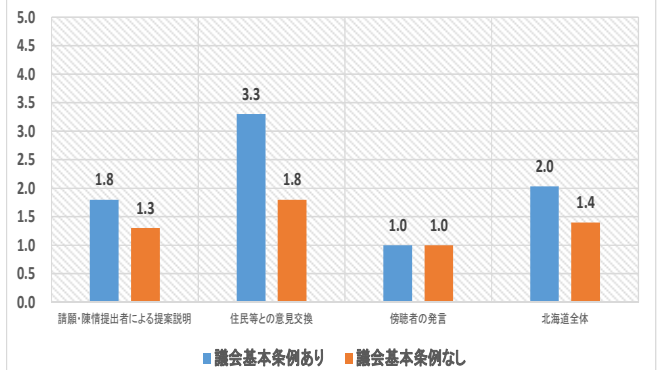
2018議会基本条例有無比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
議会基本条例あり	1.8	3.3	1.0	2.0	2.2	2.3
議会基本条例なし	1.3	1.8	1.0	1.4	1.6	1.5

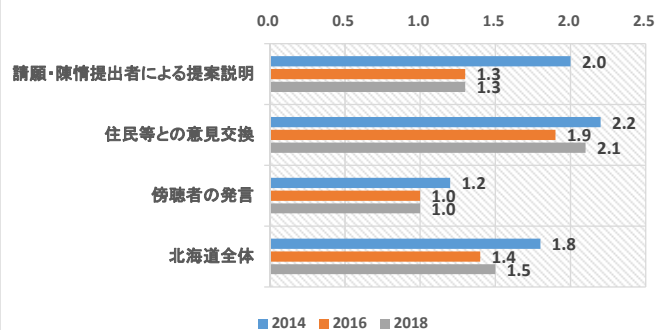
市経年比較



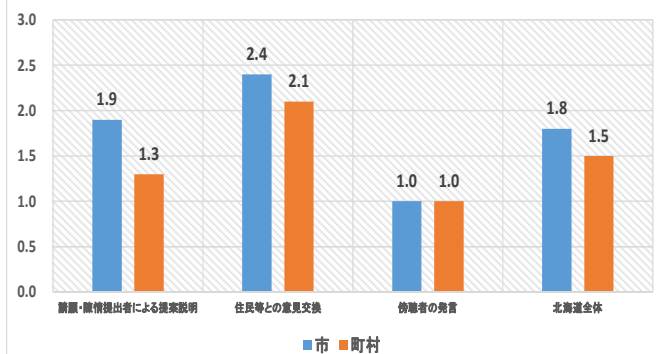
議会基本条例有無比較



町村経年比較



2018・市・町村比較



・住民参加による地域課題の発見と共有として、議会への直接参加(議場内)として「請願・陳情提出者による提案説明」と「傍聴者の発言」、間接参加(議場外)として「住民との意見交換」を評価対象とした。2014年から2018年の4年間の結果は、直接参加の評価は下降傾向、間接参加は上昇傾向となっている。このことは、議場内が硬直化しているので、議場外に活路を求めているのではないか。

2-2 議会内の討議と合意形成

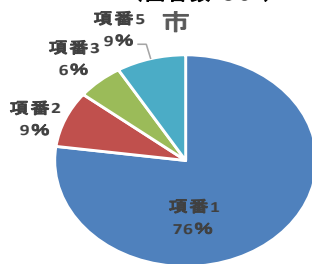
問4 首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

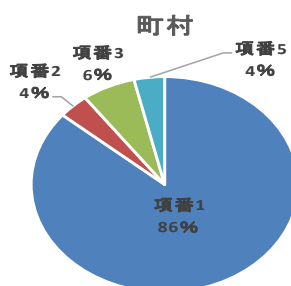
項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	27	札幌市、釧路市、夕張市、網走市、留萌市、芦別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、釧路市、釧路市、釧路市、他	76%	93	札幌市、釧路市、夕張市、網走市、留萌市、芦別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、釧路市、釧路市、釧路市、他	86%	121	84%	111 (80%)	74 (58.3%)	25 (78%)	15 (79%)
2	検討中		3	苫小牧市、稚内市、滝川市	9%	4	余市町、妹背牛町、洞爺湖町、新ひだか町	4%	7	5%	10 (7%)	5 (3.9%)	0 (0%)	1 (5%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている		2	赤平市、石狩市	6%	7	八雲町、小平町、猿払村、むかわ町、池田町、本別町、中標津町	6%	9	6%	11 (8%)	27 (21.3%)	2 (6%)	0 (0%)
4														
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている		3	旭川市、帯広市、江別市	9%	4	黒山町、豊浦町、白老町、芽室町	4%	7	5%	6 (5%)	21 (16.5%)	5 (16%)	3 (16%)
回答数 計		1	35		100%	108		100%	144	100%	138	127	32	19
									3・5	11%	13%	38%	22%	16%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

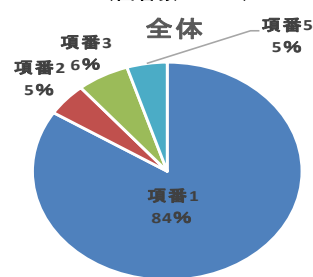
【グラフデータ】 (回答数 35)



(回答数 108)



(回答数 144)



【コメント】

- ①議員間の自由討議を行っている(項番3・5)は、16議会(11%)で行われている。
- ②議員間の自由討議を行っているのは、市議会が5議会(15%)、町村議会が11議会(10%)と、実施している比率では町村議会より市議会の方が、議会数では市議会より町村議会の方が議員間の自由討議が行われている。
- ③議会基本条例施行の38議会(回答有)中9議会(24%)で、「議員間討議を行っている」という結果であった。議会基本条例を施行している議会は、条例で議員間の自由討議が規定されているにもかかわらず、行われていないということは、住民との約束が守られていない議会が多くあることを示している。「これでよいのか」という声が議員の中から出ないことにも疑問を感じる。2016年調査では、「議員間の自由討議」とは何なのか、「討議の広場」とは何なのか、その具体が視界不良であると指摘した。2016年調査後、議会基本条例があっても議員間の自由討議が行われない原因について議会事務局にヒアリングしたところ、「与党意識」「議論を避ける意識」「議論のルールがない」等の指摘であった。そこで、自由討議のルール(要綱)を定めた議会を調査したところ沖縄県宜野湾市議会の例があった。2018年調査では、調査票に沖縄県宜野湾市議会の例(調査票参照)を示し、自由討議のイメージを提供した。
- ④「議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3・5)を経年比較すると、2014年調査では48議会(37.8%)、2016年調査では17議会(13%)、2018年調査では16議会(11%)と、調査ごとに減少となっている。議員間の討議が行われていない議会が多いということは、議会審議が形式化していると言っても良いのではないかな。
- ⑤3地域の議員間の自由討議の「実績がある」(項番3・5)は、北海道11%、神奈川県22%、大分県16%と、北海道の市町村議会が自由討議に関しては、神奈川県や大分県の市町村議会より自由討議が行われていないようだ。
- ⑥実際、補足設問1・2・3(次ページ)の首長提案案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提言」を「自由討議を行っている」と回答の議会」と「自由討議を行っていないと回答の議会」とで比較(次頁)すると、前者は「議会による否決」が2議会、「議員による修正」が5議会、「政策提言」が5議会、それに対し、後者は「議会による否決」が6議会、「議員による修正」が8議会、「政策提言」が0議会と、「自由討議を行っていないと回答の議会」の方が、「議会による修正」、「議員による修正」が多く、「政策提言」は「自由討議を行っている」と回答の議会の方が多い結果であった。
- ⑦特に、「政策提言」を行った5議会(次ページ)では、「自由討議」と「政務活動費」が有ることの関係性について見たが、両方ありが旭川市議会、両方ともなしが浦幌町議会、自由討議あり、政務活動費なしが八雲町議会、白老町議会、芽室町議会の3議会であった。このことから、自由討議がある方が、政務活動費があるよりも「政策提言」に結びつく可能性があるのではないかな。
- ⑧北海道、神奈川県、大分県の「政策提言」を実施している議会数を比較をすると、北海道5議会(4%)、神奈川県3議会(12%)、大分県3議会(17%)、議会数では北海道が多かった。

問4 補足設問1・2・3

1. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。
2. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。
3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市				
項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	5	1	3	1
自由討議を行っていない議会	28	2	2	0
計	33	3	5	1
(注)数は回答議会数		9%	15%	3%
町村				
項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	11	1	2	4
自由討議を行っていない議会	77	4	6	0
計	88	5	8	4
(注)数は回答議会数		6%	9%	5%
全体				
項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	16	2	5	5
自由討議を行っていない議会	105	6	8	0
計	121	8	13	5
北海道全体		7%	11%	4%
神奈川県全体		1(4%)	8(31%)	3(12%)
大分県全体		0(0%)	6(33%)	3(17%)
(注1)数は回答議会数 (注2)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。				

(参考1)政策提言内容

議会名	政策提言内容	自由討議 有	政務活動費 有	人口規模
旭川市	商業施設への期日前投票所の設置拡大等について	○	○	10万人以上
	旭川市総合庁舎建替基本設計(素案)に対する意見書			
八雲町	子育て支援に関する政策提言	○	×	1万人以上 2万人未満
白老町	身近なコミュニティとしての町内会の維持と充実に向けて	○	×	1万人以上 2万人未満
	象徴空間整備による産業振興の推進に向けて			
芽室町	地域生活支援事業に対する提言書	○	×	1万人以上 2万人未満
	町民プール維持管理事業に対する提言書			
浦幌町	安全・安心なまちづくりをめざす防災体制	×	×	5千人以下

(参考2)政務活動費と「政策提言有」等との関係性

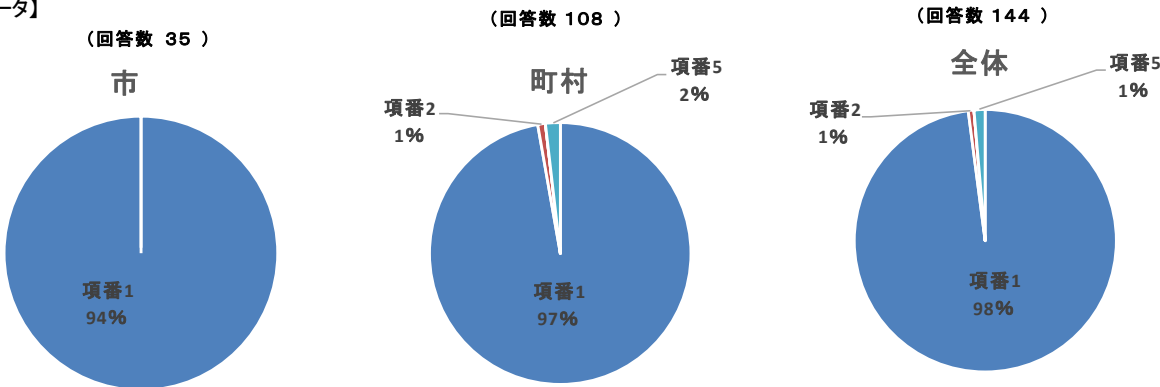
市				
項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	26	2	4	1
政務活動費が無い議会	7	1	1	0
計	33	3	5	1
(注)数は回答議会数		9%	15%	3%
町村				
項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	9	0	1	0
政務活動費が無い議会	3	5	7	4
計	12	5	8	4
(注)数は回答議会数		42%	67%	33%
全体				
項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	35	2	5	1
政務活動費が無い議会	10	6	8	4
計	45	8	13	5
北海道全体		18%	29%	11%
神奈川県全体		1(4%)	8(31%)	3(12%)
大分県全体		0(0%)	6(33%)	3(17%)
(注1)数は回答議会数 (注2)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。				

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率						
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	35		100%	105		97%	141	98%	130 (94%)	120 (94.4%)	32 (100%)	19 (100%)
2	検討中		0		0%	1	清水町	1%	1	1%	5 (4%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	2 (1.6%)	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	1 (1%)	2 (1.6%)	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	2	福島町、芽室町	2%	2	1%	2 (1%)	3 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	35		100%	108		100%	144	100%	138	127	32	19
									3～5	1%	2%	6%	0%	0%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3～5)は、福島町、芽室町の2議会(1%)のみであった。
- ②議会基本条例施行の38議会(回答有)中2町議会(5%)が「調査機関又は附属機関の設置」が行われている。
- ③「調査機関又は附属機関の設置がある」の経年比較では、2014年調査では7議会(16%)、2016年調査では3議会(6%)、2018年調査では2議会(1%)と、「調査機関又は附属機関の設置」を行っている議会が調査をするたびに減少傾向にある。調査機関又は附属機関の設置は、福島町と芽室町でしか運用されていない実態がある。
- ④3地域の「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3～5)は、北海道2議会(1%)、神奈川県や大分県は0議会(0%)と制度として普及していないことがわかる。
- ⑤調査機関又は附属機関の設置は、議会が幅広い議論を前提に、議会として迅速に議決する上で、専門的な助言が期待できる。最近課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会が新たな価値を高めることにつながると考える。また、調査機関又は附属機関の設置は、議会事務局に調査担当職員の配置が進まない中で、議会事務局機能を補完する役割もある。
- 芽室町議会基本条例
(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。
2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。
- (調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。
2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。
3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行了しましたか。

市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答議会数	専門的知見の活用有	専門的知見の活用無	北海道専門的知見の活用比率	神奈川県専門的知見の活用比率	大分県専門的知見の活用比率
道・県	1	0	1	0%	0%	0%
市	31	0	31	0%	7%(1)	0%
町村	82	0	82	0%	0%	0%
全体	114	0	114	0%	4%(1)	0%

コメント:専門的知見の活用は北海道と大分県では行われていないが、神奈川県(小田原市)では行われている。

(注)()内は議会数

問5 補足設問3 H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行了しましたか。

①公聴会開催状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	北海道公聴会開催議会比率	神奈川県公聴会開催議会比率	大分県公聴会開催議会比率
道・県	1	0	0%	0%	0%
市	31	0	0%	0%	0%
町村	82	0	0%	0%	0%
全体	114	0	0%	0%	0%

コメント:公聴会は北海道も、神奈川県も、大分県も行われていない。

②参考人招致実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	北海道参考人招致実施議会比率	神奈川県参考人招致実施議会比率	大分県参考人招致実施議会比率
道・県	1	1	100%	100%(1)	100%(1)
市	31	4	13%	20%(3)	8%(1)
町村	82	5	6%	14%(1)	0%
全体	114	10	9%	22%(5)	12%(2)

コメント:参考人招致は神奈川県では22%、大分県では12%行われているが、北海道では5%でしか行われていない。

(注)()内は議会数

問5 補足設問4 H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

市町村別議会における議員等提案条例件数

項目	回答議会数	議員等提案条例有	北海道議員等提案条例比率	神奈川県議員等提案条例比率	大分県議員等提案条例比率
道・県	1	1	100%	0%	100%(1)
市	31	1	3%	20%(3)	0%
町村	82	1	1%	14%(1)	0%
全体	114	3	3%	17%(4)	6%(1)

コメント:議員等提案条例は神奈川県では17%、大分県では6%行われているが、北海道では3%でしか行われていない。

(注)()内は議会数

議会名	議員等提案条例名
北海道	北海道自転車条例案(可決)
赤平市	赤平市思いやりあふれる手話言語条例(可決)
美瑛町	美瑛町に放射性物質等を持ち込ませない条例(可決)

問6 議会事務局体制の充実

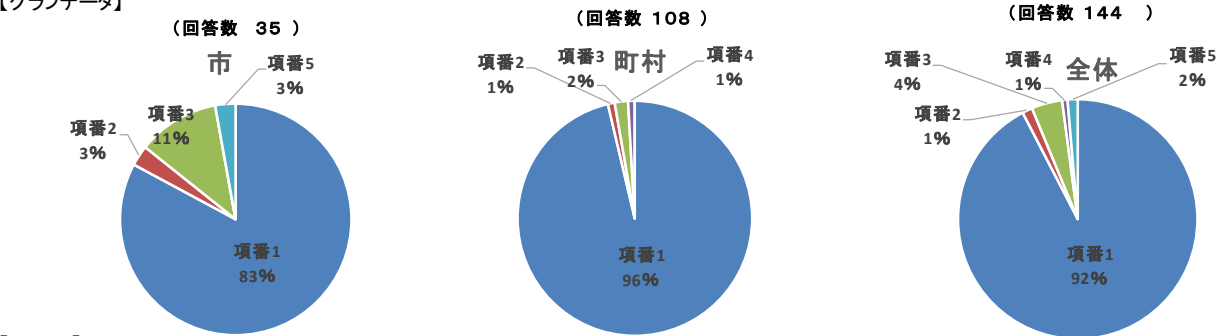
法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町 村	自治体議会名		全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
					比率			比率						
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		29	釧路市⑩、帯広市⑫ 夕張市④、網走市⑥ 留萌市⑤、芦別市③ 江別市⑨、士別市④ 名寄市⑤、三笠市③ 根室市⑤、釧路市⑤ 登別市⑧ 他	83%	104	★福島町④ 知内町③ 七飯町④ 八雲町④ 今金町③ 墨山町③ 北竜町② 和寒町② 釧路市③ 遠軽町④ 大空町③ 豊浦町③ 安平町③ むかわ町③ 広尾町③ 基別町④ 本別町④ 足寄町④ 白糠町③ 他	96%	133	92%	123 (89%)	114 (89.7%)	21 (66%)	15 (79%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		1	石狩市⑤	3%	1	浦幌町③	1%	2	1%	4 (3%)	2 (1.6%)	2 (6%)	0 (0%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		4	函館市⑩、旭川市⑫ 苫小牧市⑫ 千歳市⑨	11%	2	余市町⑥ 新十津川町③	2%	6	4%	8 (6%)	9 (7.1%)	5 (16%)	2 (11%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		0%	1	★芽室町④	1%	1	1%	1 (1%)	1 (0.8%)	1 (3%)	1 (5%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	1	札幌市④	3%	0		0%	2	2%	2 (1%)	1 (0.8%)	3 (9%)	1 (5%)
回答数 計		1	35		100%	108		100%	144	100%	138 3~5	127 7%	32 8%	19 9%

(注1)アンダーラインは議会基本条例施行市町村 (注2)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注3)★は調査機関等設置あり

(注4)北海道議会事務局の職員数は90人

【グラフデータ】



【コメント】

- ①北海道の議会事務局の実態は、町村議会事務局の職員数は2.8人で、83%が監査委員事務局等を兼務し、60%には図書室又は図書コーナーがある。町村議会事務局は職員数が少ないのに、さらに兼務業務があり、業務量に対する人員不足や調査・法務といった専門性を養う余裕がない実態があるようだ。市議会事務局の職員数は7.2人で、6%が監査委員事務局等を兼務し、すべてに図書室又は図書コーナーがある。市議会事務局は職員数の割には調査・法務といった専門職職員の配置が進んでいない実態がある。今の議会事務局の課題は、議会事務局職員が議会の活性化に取り組み始めたころに、人事異動による配置換えがあり、専門的知識の蓄積や議会改革が進展しないところにある。議会事務局機能の強化策として、調査機関又は附属機関の制度の活用等外部の専門的人材の活用も重要である。今、議会では、議会改革のキーマンの1人である議会事務局長の力量が問われているように思う。
- ②議会基本条例には「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する」旨の規定があるが、議会基本条例施行の38議会(回答有)中4議会(11%)にしか「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っていない。
- ③「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3～5)の経年比較では、2014年度調査11道市町議会(9%)、2016年度調査11道市町議会(8%)、2018年調査9議会(7%)と、「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っている市町村議会が調査を行うたびに減少・縮小傾向にある。これは、議会事務局が議員の政策立案支援をする能力を失い、議員の活動範囲を狭める結果になっていないか心配である。
- ④3地域の「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3～5)は、北海道9議会(7%)であったが、神奈川県は9議会(28%)、大分県は4議会(21%)と、北海道より神奈川県や大分県の議会事務局の体制強化が進んでいる。

芽室町議会基本条例

(議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6 補足設問

議会事務局の人数等(H30.4.1現在)

市町村別議会事務局平均職員数

項目	議会数	北海道 平均職員 数(人)	神奈川県 平均職員 数(人)	大分県平 均職員数 (人)
道	1	90	111	36
政令市	1	40	43.7	
市	34	7.2	11.2	7.4
町村	107	2.8	3.0	2.5
全体	143	4.7	10.9	6.3

(注) 全体の平均職員数は北海道・神奈川県・大分県含まず。

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
2人	0	45	45
3人	3	44	47
4人	2	17	19
5人	12	1	13
6人	2	1	3
7人	3		3
8人	1		1
9人	3		3
10人	1		1
11～20人	5		5
21～30人	1		1
31～40人	1		1
81～90人	1		1
計	35	108	143

(注) 北海道議会(90人)含まず。

北海道市町村別議会事務局の兼務状況

項目	政令市	市	町村	全体
兼務有	0	2	90	92
兼務無	1	32	18	51
無記入	0	0	0	0
計	1	34	108	143
兼務有比率	0%	6%	83%	64%
平均職員数	40人	7.2人	2.8人	4.7人

(注) 北海道議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

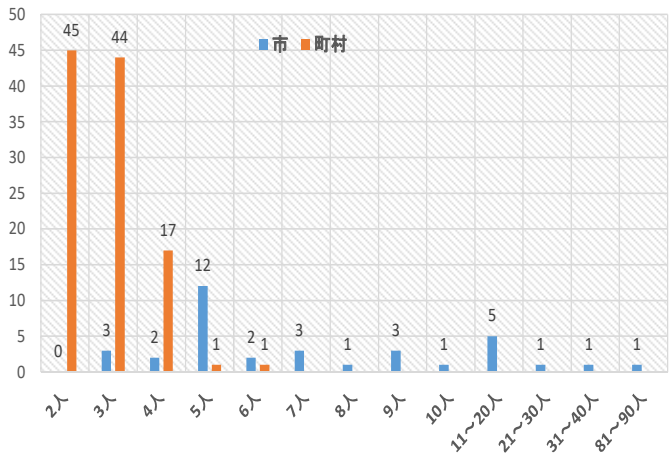
人口規模	議会数	平均職員 数	兼務	兼務比率	備考
70万人以上	1	40	0	0%	23%
10万人以上	8	13.3	0	0%	
5万人以上	6	7	0	0%	
2万人以上	20	5	4	20%	
1万人以上	18	3.6	8	44%	89%
5千人以上	39	2.9	34	87%	
5千人以下	51	2.4	46	90%	
計	143	4.1	92	64%	

(注) 北海道議会含まず。

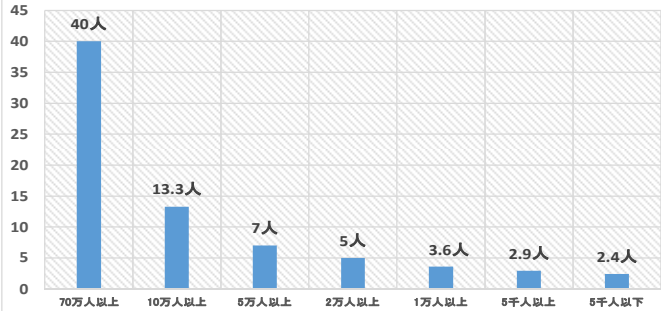
コメント:

- ①北海道の平均議会事務局職員数は、政令市では40人、市では7.2人、町村では2.8人、全体では4.7人であった。
- ②監査委員事務局等の兼務ありは市議会では2議会、町村議会では90議会であった。

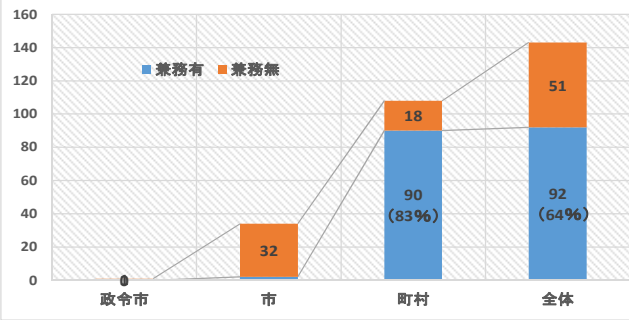
北海道の市町村議会事務局職員数



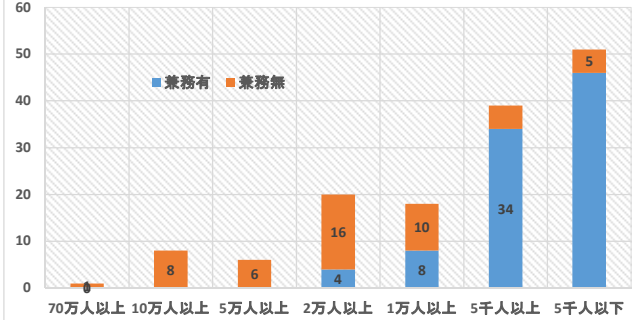
北海道市町村議会の人口規模別平均職員数



北海道の市町村別議会事務局の兼務状況



北海道の人口規模別議会事務局職員の兼務状況



図書室等の設置状況

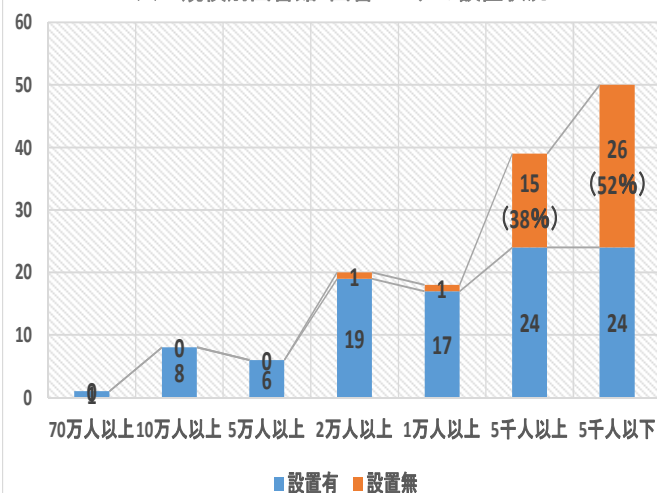
北海道の議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室有	25	29	54	38%
図書コーナー有	10	35	45	32%
両方無	0	43	43	30%
計	35	107	142	100%
設置有比率	100%	60%	70%	

(注) 北海道含まず。市には政令市含む。無回答1議会

コメント：市議会には図書室又は図書コーナーのどちらかがある。町村議会では図書室・図書コーナーがあるのは6割で、4割の町村議会にはどちらも無い。特に、人口規模5千人以下の議会では52%の議会に図書室・図書コーナーの設置がない。

人口規模別図書館・図書コーナーの設置状況



議会事務局の課題

北海道の議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
北見市	現行の体制のままのように法制事務の強化を図る
留萌市	調査機能の強化
稚内市	人事異動遅れのため。局長が一カ月不在
新篠津村	・議会事務に係る専門性を養う研修 ・法務の専門性の向上
今金町	調査・法務機能の向上
ニセコ町	議員個々の更なる意識向上と、議員活動が充実するためのサポートを強化すること
仁木町	法務担当職員の配置
中富良野町	長の提出議案を議会事務局が分析できる方向への体制整備
利尻町	人事異動による配置換えがあるため、専門的な知識の習得が難しい
津別町	人事異動のサイクルが比較的短く、専門的なスキルアップが難しい
白老町	人事異動があることにより、経験、専門的知識の蓄積がなされにくい
清水町	各会議等の会議録とホームページ等の情報公開システムの外部委託について
芽室町	業務量増加に対する人員不足
浦幌町	兼務に対する課題、職員数が足りない

コメント：議会事務局の課題は、町村議会事務局では「人事異動による配置換えがあるため、専門的な知識の習得が難しい」や「業務量増加に対する、職員不足」が、市議会では「法務や調査担当職員の配置」が課題として挙げられている。実は、この指摘は2014・2016年調査にも同じことが挙げられており、解決に向かわず、常に課題のままの状態となっている。

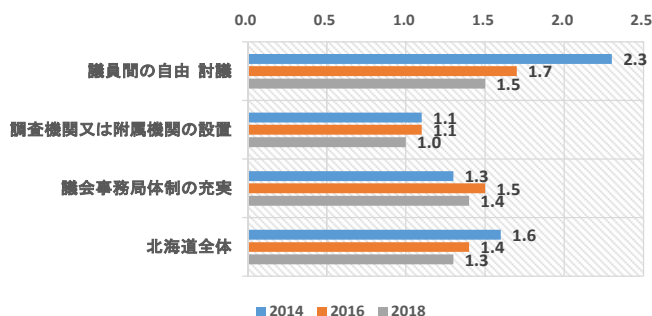
2-2 議会内の討議と合意形成まとめ

①市・町村経年比較

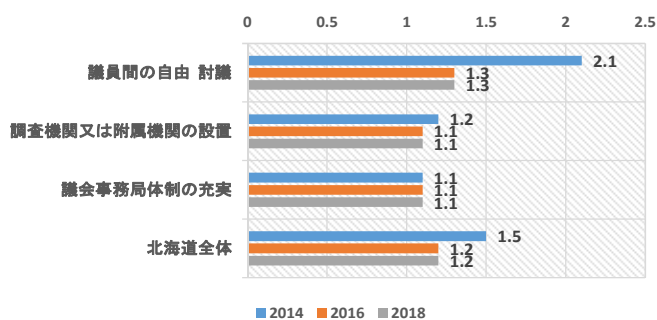
市・町村経年比較

項目		議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
市	2014	2.3	1.1	1.3	1.6	1.6	1.5
	2016	1.7	1.1	1.5	1.4		
	2018	1.5	1.0	1.4	1.3		
町村	2014	2.1	1.2	1.1	1.5	1.4	1.0
	2016	1.3	1.1	1.1	1.2		
	2018	1.3	1.1	1.1	1.2		

市経年比較



町村経年比較

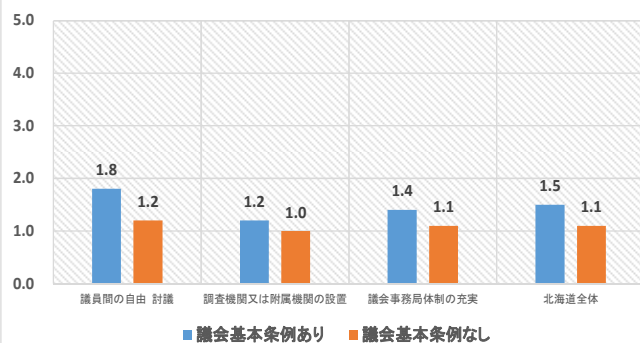


②議会基本条例有無比較

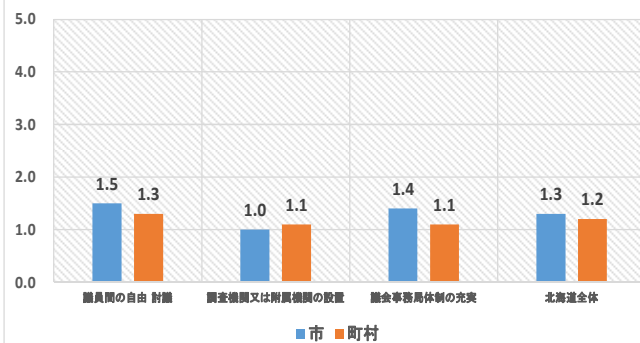
議会基本条例有無比較

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
議会基本条例あり	1.8	1.2	1.4	1.5	1.7	1.5
議会基本条例なし	1.2	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0

北海道議会基本条例有無比較



2018市・町村比較



・議会内の討議と合意形成が図られているかを「議員間自由討議」「附属機関等の設置」「議会事務局体制の充実」を通じて評価をした。市議会も町議会も、2014・2016・2018と全体評価が低くなっている。このことは、議会内の討議や合意形成という本来の活動が行われなくなっていることを示している。議会は首長提案を採決するだけの機関なのか、自らも提案をする機関なのか、その役割の範囲を住民交えて議論が必要ではないか。

・市(全体)を比較すると、北海道(1.3)と神奈川県(1.6)・大分県(1.5)と、北海道内の市議会が議会内の討議と合意形成が、神奈川県や大分県より行われていないことがわかる。

・議会基本条例の有無で全体評価を比較すると、有は1.5、無は1.1と、有の方が幾分か行われている。神奈川県(1.7)・大分県(1.5)の有の全体評価と北海道(1.5)の有を比較すると、神奈川県が多少行われている議会が多い結果であった。

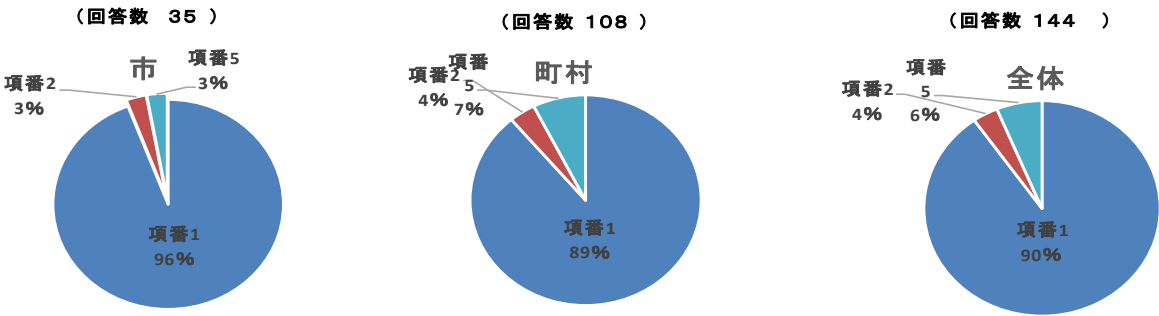
2-3 議会と行政との討議と課題共有

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2016年調査結果	2014年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
1	実施していない	1	33			94%	96			89%	130	90%	125 (90%)	112 (88.2%)	26 (81%)	19 (100%)
2	実施について検討中		1	北見市		3%	4	今金町、余市町 利尻町、斜里町		4%	5	4%	4 (3%)	9 (7.1%)	1 (3%)	0 (0%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0			0%	0			0%	0	0%	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
4																
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		1	根室市		3%	8	福島町、森町 豊浦町、白老町 洞爺湖町、日高町 芽室町、池田町		7%	9	6%	9 (7%)	6 (4.7%)	5 (16%)	0 (0%)
回答数 計		1	35			100%	108			100%	144	100%	138	127	32	19
											3・5	6%	7%	5%	16%	0%

市町村
データ】



【メメント】

- ①通年議会を実施している議会(項番3・5)は、9議会(6%)のみであった。
- ②通年議会を実施している市議会は1議会(3%)、町村議会は8議会(7%)と、市議会よりも町村議会の方が、通年議会を実施していることがわかる。
- ③「通年議会を実施している」の経年比較では、2014年調査では6議会(4.7%)、2016年調査では9議会(7%)、2018調査では9議会(6%)と、2016年調査からの増加議会はない。2014年調査では根室市議会が始めたが、その後、市議会から実施する議会が出ていない。2014年から2018年までの4年間で、3議会が通年議会を実施している。
- ④3地域の通年議会を実施している議会は、北海道は9議会(市が1議会、町村が8議会)、神奈川県は5議会(市が3議会、町村2議会)、大分県は0議会であった。北海道の町村議会が通年議会を積極的に導入の意欲を感じる。一方、市議会での制度導入実績が1議会と低調である。
- 通年議会の根拠規定については、
- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施は、根室市、福島町、白老町、芽室町、豊浦町、(利尻富士町)、池田町であった。()は未回答
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施は、森町、洞爺湖町、日高町であった。
- 今後、議会の価値を高める手段として通年議会は実施に値する。実施している議会議員の努力に敬意を表したい。

(参考) 福島町議会基本条例
(通年議会) 第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。
2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

通年議会の根拠	議会数	市町村議会名
①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)	7	根室市、福島町、白老町、豊浦町 芽室町、池田町、(利尻富士町)
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)	3	森町、洞爺湖町、日高町

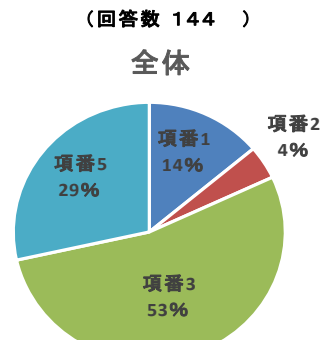
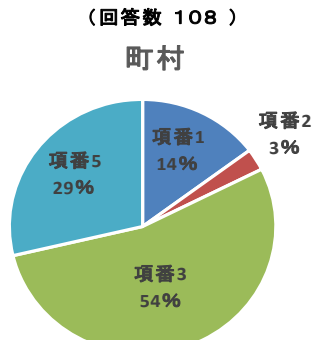
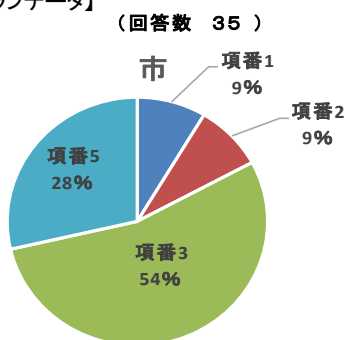
(注) ()は回答がなかったが、実施している議会

問8 一問一答方式の導入

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
					比率			比率						
1	導入していない(実施していない)	1	3	札幌市、小樽市 美瑛市	9%	16		14%	20	14%	23 (17%)	18 (14.2%)	3 (9%)	1 (6%)
2	導入を検討中		3	北見市、岩見沢 市、芦別市	9%	3	余市町、遠別町 新冠町	3%	6	4%	5 (4%)	9 (7.1%)	0 (0%)	0 (0%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		19		54%	58		54%	77	53%	72 (52%)	67 (52.7%)	17 (53%)	9 (47%)
4												23 (18.1%)		
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		10		28%	31		29%	41	29%	38 (27%)	10 (7.9%)	12 (38%)	9 (47%)
回答数 計		1	35		100%	108		99%	144	100%	138	127	32	19
									3・5	82%	79%	79%	91%	94%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

①一問一答方式を実施している(項番3・5)は、118議会(82%)であった。

②一問一答方式を実施している市議会29議会(82%)、町村議会は89議会(83%)と、市議会、町村議会共に一問一答方式を実施している議会が多い。

③議会基本条例のほとんどには「一問一答」の規定がある。議会基本条例施行の38議会(回答有)中3議会(北海道議会、札幌市議会、芦別市議会)(8%)では一問一答方式を行っていない。北海道議会基本条例では、「必要に応じ、一問一答方式を実施するなど」との規定がある。札幌市議会基本条例では、一問一答方式の規定はないが、「その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問を行う」とある。芦別市議会基本条例では、「再質問を一問一答方式で行う」と規定がある。

④「一問一答方式を行っている」(項番3・5)の経年比較では、2014年度調査100市町議会(79%)、2016年度調査110市町議会(79%)、2018年度調査118市町議会(82%)と、「一問一答方式を行っている」が、2014年から2018年の4年間で18議会増加している。一問一答方式を実施していない北海道内の議会の特徴として、会派があるや人口規模5千人以下の議会が多い。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られたが、一問一答方式による質疑は、傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在感を高める効果がある。

⑤3地域の「一問一答方式を行っている」(項番3・5)を比較すると、北海道118議会(82%)、神奈川県29議会(91%)、大分県18議会(94%)と、一問一答方式は制度として普及していることがわかる。

⑥北海道、神奈川県、大分県の道・県、県庁所在地の議会では一問一答方式を導入しているかを確認してみたところ、北海道は北海道・札幌市、神奈川県は神奈川県、横浜市が項番1の「導入していない」であった。大分県は大分県が項番3の「申し合わせで実施している」、大分市は項番5の「条例規則により実施している」であった。一方、神奈川県の政令市である川崎市は項番5の「条例規則により実施している」、相模原市は項番3の「申し合わせで実施している」であった。一問一答方式を実施していない議会は、会派や議員数の多い議会が多いという仮説はどうもすべてに当てはまらないようだ。なお、横浜市議会基本条例には「一問一答」の規定がない。神奈川県議会基本条例には「一問一答」の規定(一問一答方式その他の効果的な方法を選択)がある。

釧路市議会基本条例

(議員と市長等の職員との関係) 第7条 議会の本会議における質疑及び一般質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

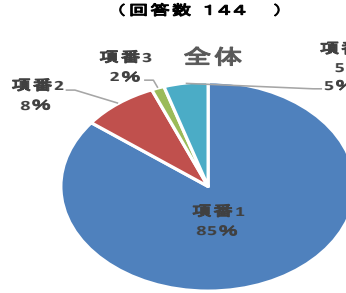
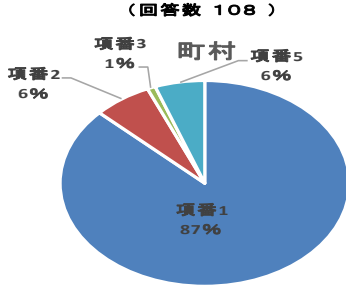
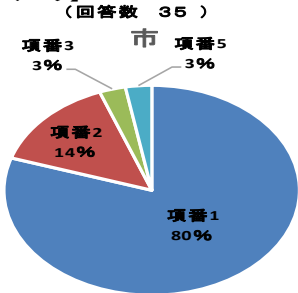
問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)	1	28	80%	札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、留萌市、青森市、江別市、大空町、三笠市、根室市、釧路市、石狩市、他	94	87%	福島市、知内町、七飯町、八雲町、今金町、黒山町、北水町、和寒町、釧路市、遠軽町、大空町、釧路市、安平町、むかわ町、広尾町、黒川町、本別町、足寄町、白糠町、他	123	85%	111 (80%)	66 (52.0%)	28 (88%)	17 (89%)
2	検討中		5	14%	北見市、岩見沢市、稚内市、千歳市、滝川市	7	6%		12	8%	16 (12%)	12 (9.4%)	0 (0%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた。		1	3%	北広島市	1	1%	新ひだか町	2	2%	2 (1%)	13 (10.2%)	1 (3%)	0 (0%)
4												18 (14.2%)		
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。		1	3%	夕張市	6	6%	仁木町、愛別町、白老町、様似町、芽室町、浦幌町	7	5%	9 (7%)	18 (14.2%)	3 (9%)	2 (11%)
回答数 計		1	35	100%		108	100%		144	100%	138	127	32	19
									3・5	7%	8%		12%	11%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①反問が行われている(項番3・5)は、9議会(7%)であった。
- ②反問が行われている市議会では、市議会より町村議会の方が多かった結果であった。ただ、反問が行われている議会数では、市議会より町村議会の方が多かった結果であった。
- ③議会基本条例の多くには「市長等及び市長等から委任又は嘱託を受けた者は、本会議及び委員会において、議長又は委員長に意志を表明し、議員の質問に対して反問することができます」(網走市議会基本条例)と規定されているが、議会基本条例施行の38議会(回答有)中3議会(8%)でしか反問が行われていない。
- ④「反問が行われている」(項番3・5)の経年比較では、2016年度調査11議会(8%)、2018年度調査9議会(7%)と、反問が行われている議会の数の経年変化はほとんどない。
- ⑤議会と首長が質問、反問を通し、本質を追求するのは住民の生活を良くするためであり、そのことを理解する首長・議員・住民がいなければ、議会の審議は形式的で、その存在すら危ういものとなる。重要なのは、対立を避けることではなく、対立から本質を見極める住民の存在が重要ではないか。
- ⑥3地域の「反問が行われている」(項番3・5)を比較すると、北海道は9議会(7%)、神奈川県は4議会(11%)、大分県は2議会(11%)と、実施している議会数は北海道が多いが、3地域共に1割程度の議会しか行われていない。反問があることで、議論に緊張感が生まれ、論点・争点を深める効果がある。実際は、首長等が反問を行使する内容が質問の主旨確認程度がほとんどであるが、今後は、議論を深める建設的反問に発展することを期待したい。

【反問権行使の実例】

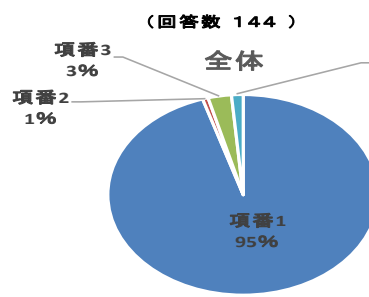
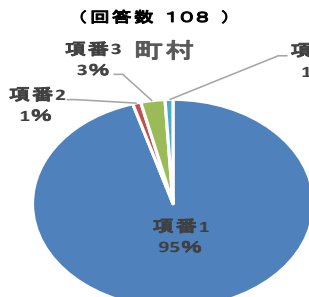
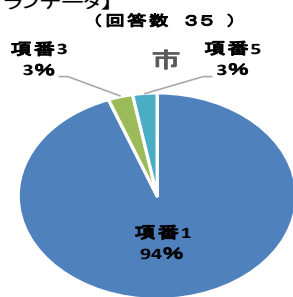
議会名	反問内容
夕張市議会	地域公共交通の見直しについて
北広島市議会	本会議の一般質問において市長が質問議員に対し反問を行った。
仁木町議会	事業内容の町民への説明について、町理事者側に質問したところ、「議員も住民へ説明する義務がある」と考えるが行っているのか」との反問があった。
愛別町議会	子育てに関する一般質問の中で、病児保育について話がありました。質問者から「町の病院がH30.2から町の直営となったため、幼稚園と病院との連携はどうなっているのか。看護師も町職員となったので、事務分担はどうなっているのか。」というような質問があり、町長は「町職員となったので、幼稚園に職員として配置するのかという質問ですか。」と答弁(質問の主旨確認)した時に、議長が「質問の再確認、要旨確認という事で反問権を採用します。再度、質問をもう一度、お願いします。」ということで、再度、質問されました。
白老町議会	補助事業を廃止して、返還した方が良いとする質問に反問
様似町議会	人事案件(任期満了による再任)審議中、ある議員より「再度任命する経緯を説明いただきたい。」という問いに対して、町長より反問権の許可の申出があり、「その質問の意図、経緯を教えてください」と反問した。
新ひだか町議会	質問主旨の再確認
芽室町議会	一般質問において、質問者(議員)が用いる言葉の解釈を問うたもの。(法に基づいたシチズンシップ教育はどのように行うものとお考えか?)
浦幌町議会	指定管理者の指定

問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、開催は行われていない)	1	33	94%		103	95%		137	95%	128 (93%)	116 (92.8%)	30 (94%)	14 (74%)
2	設置を検討中		0	0%		1	1%	美瑛町	1	1%	3 (2%)	3 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		1	3%	帯広市	3	3%	沼田町、日高町 浦幌町	4	3%	4 (3%)	4 (3.2%)	0 (0%)	2 (10%)
4												2 (1.6%)		
5	条例規則等の規定に基づき、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		1	3%	網走市	1	1%	栗山町	2	1%	3 (2%)	2 (1.6%)	2 (6%)	3 (16%)
回答数 計		1	35	100%		108	100%		144	100%	138	127	32	19
									3~5	4%	5%		6%	26%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)は、6議会(4%)であった。
- ②「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)は、市議会では2議会(6%)、町村議会では4議会(4%)と、市議会より町村議会の方が政策討議会の開催議会数では2議会多かった。
- ③議会基本条例には「議会は、政策の立案及び政策の提言をする機関」(北海道議会基本条例)との規定がありますが、議会基本条例施行の38議会(回答有)中4議会(11%)でしか実行されていない。
- ④「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)の経年比較では、2014年調査 8議会(6%)、2016年調査 7議会(5%)、2018年調査 6議会(4%)と、「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」議会が減少・縮小傾向にある。これは、議会が自ら政策提言や立案をする能力を失い、議会の活動範囲を狭める結果になっている。
- ⑤3地域の「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)の比較では、北海道は6議会(4%)であったが、神奈川県は2議会(6%)、大分県は5議会(26%)と、神奈川県内の議会では制度化が進んでいない。

『政策討論会の内容』

●帯広市議会(議員政策研究会・非公開)
がん対策について(検討チームによる議論を15回開催し、全体会議での中間報告を3/26に行ったほか、市民・団体と意見交換を行った。

●網走市議会(特別委員会・一般会議・公開)
まち・ひと・しごと創生総合戦略について、議会からも特別委員会を設置し、課題の共有及び計画に反映することができた。

●栗山町議会(一般会議・公開)
H29.06.20 地方公会計統一的な基準、平成27年度財務書類の内容
H29.11.27 第7期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
H29.12.13 第4次行財政改革推進に係る財政状況
H30.02.13 第7期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
H30.03.12 第4次行財政改革推進に係る財政状況、平成28年度財務書類の内容
H30.03.14 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

●沼田町議会(議員セミナー・公開)
近隣自治体の子育て支援施設を勉強会(議員セミナー)という形で実施

●日高町議会(政策討議会・公開)
学校法人の設備利用について

●浦幌町議会(常任委員会・公開)
防災体制に関する政策提案を実施

網走市議会基本条例
(議員の活動原則)

第10条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

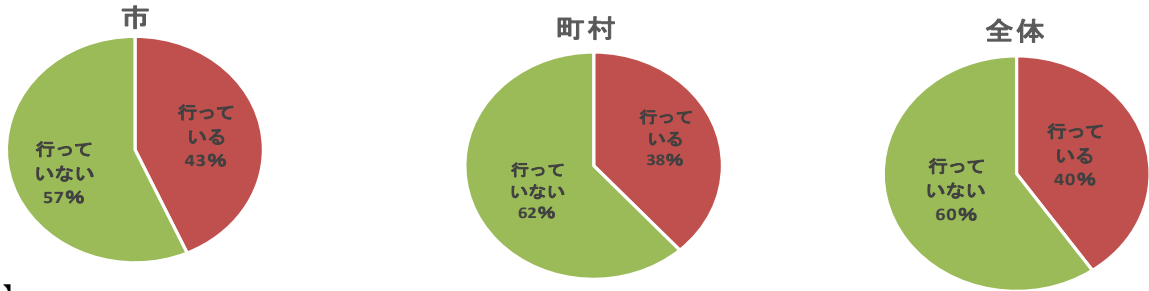
(3) 議会に提出された議案の審議だけでなく、市政の課題全般に理解を深める自主的な政策討議を行うよう努めます。

問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

H29. 4～30. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
					比率			比率						
1	行っている	1	13		43%	28		38%	42	40%	54 (39%)	36 (35%)	12 (52%)	13 (76%)
2	行っていない		17		57%	45		62%	62	60%	84 (61%)	66 (65%)	11 (48%)	4 (24%)
回答数 計		1	30		100%	73		100%	104	100%	100%	100%	100%	100%

【グラフデータ】 (回答数 30) (回答数 73) (回答数 104)



【コメント】

議員研修を行っている議会は42議会(40%)で、市議会では13議会(43%)、町村議会では28議会(38%)と、比率では市議会が、議会数では町村議会が議員研修を行っている。

第1の特徴は、議会主催の議員研修が行われているは、2018年調査42議会(40%)、2016年調査54議会(39%)、2014年調査36議会(35%)と、実施議会数で見ると、2018年調査結果は前回の2016年調査より、実施議会数が減少傾向にある。議会主催の議員研修が減少するということは、議員間の公共課題を共有することには好ましくない。

第2の特徴は、自治体議会が議員研修を行っている比率を比較すると、北海道は42議会(40%)、神奈川県は12議会(52%)、大分県は13議会(76%)と、実施している議会の比率では大分県・神奈川県より北海道の実施比率が低い。

名寄市議会基本条例
(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
北海道	冬の災害を想定した命を守る避難所・避難生活
旭川市	地方自治体の予算・決算と財政分析
帯広市	がん対策について「大切にしたい自分の体～2度の子宮がんを経験して～」
夕張市	近隣町議会との意見交換会
岩見沢市	幼児教育環境について
戸別市	①予算・決算から見る本市の財政状況について ②地方交付税制度について
江別市	質問力を高める、議会力にいかす
赤平市	空知10市議会持ち回り開催で講演等を実施
根室市	サイバーセキュリティについて
千歳市	少子化、高齢化を踏まえた地域活性化策
砂川市	議会ICT化、議会運営システム
富良野市	こども時代をこどもでいること ※現代の子育ての環境や課題について
恵庭市	地方創生
森町	北海道新幹線並行在来線に関する地域課題、地方財政制度
厚沢部町	新規就農者の受入体制について
寿都町	再生可能エネルギーを取り入れた新たな農業施策
仁木町	ワインツーリズム、議会改革
比布町	近隣合同による議員研修会等
美瑛町	貧困問題、再生可能エネルギー、防災減災
占冠村	新規就農支援策、森林町おこし事例調査
下川町	SDGs及びシステム思考研修
羽幌町	議員の発言と議会改革
中頓別町	バイオマス発電、次世代エネルギー
礼文町	条例改正
美幌町	政策議会への市民参加について、政策議会の一般質問
斜里町	議会改革先進地事例研修、報告会に係る研修、質問力向上
白老町	2020年民族共生象徴空間の整備状況について
日高町	議会モニター制について
平取町	議員定数に関する研修会
様似町	観光に関するまちづくりについて
芽室町	討論力の向上 ほか
広尾町	議会広報、議員報酬「十勝標準の試算」、国保制度
幕別町	議会報告会や意見交換会等について
池田町	池田町の医療費の現状と糖尿病の予防について
豊頃町	過疎のまちづくりについて
浦幌町	質問・質疑の留意点、監視機能サイクル、認知症サポーター養成講座、ファシリテーション研修、議員のなり手不足
中標津町	議会改革 災害対応 町おこし 定住促進 合葬式墓地 障害者支援 空家対策 林産試験場

問11 議会が評価主体となる議会評価(事務事業評価等)の実施

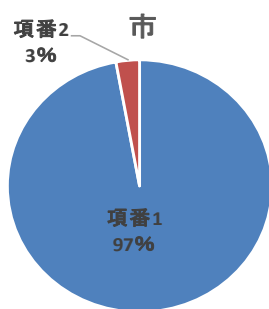
議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言(政策形成サイクル)を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	議会が評価主体となる評価は 行っていない	1	34			97%	103			95%	138	96%	130 (94%)	121 (95.2%)	29 (91%)	15 (79%)
2	検討中		1	稚内市		3%	1	白老町		1%	2	1%	5 (4%)	3 (2.4%)	2 (6%)	1 (5%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、 議会が決算審査時に政策評価 (事務事業評価等)を行い、結 果を公表している		0			0%	1	森町		1%	1	1%	1 (1%)	1 (0.8%)	0 (0%)	2 (11%)
4	条例規則の規定に基づき、議会 が決算審査時に政策評価(事 務事業評価等)を行い、結果を 公表している		0			0%	1	福島町		1%	1	1%	0 (0%)	0 (0.0%)	1 (3%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議会 が決算審査時に政策評価(事 務事業評価等)を行い、評価結 果を次年度の予算に反映させる 政策提言を行っている		0			0%	2	芽室町、浦幌町		2%	2	1%	2 (1%)	2 (1.6%)	0 (0%)	1 (5%)
回答数 計		1	35			100%	108			100%	144	100%	138	127	32	19
											3~5	3%	2%	2%	3%	16%

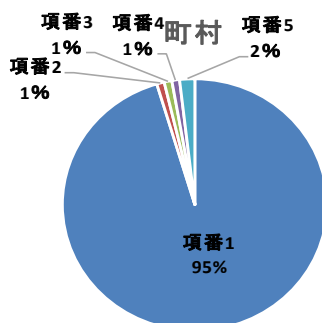
(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

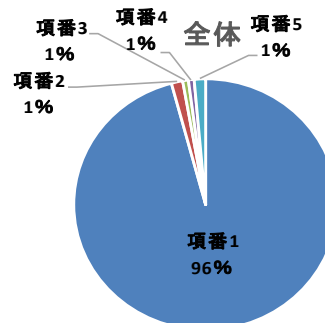
(回答数 35)



(回答数 108)



(回答数 144)



【コメント】

- ①「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3~5)は、4議会(3%)であった。
- ②「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3~5)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では4議会(4%)と町村議会のみしか行われていない。
- ③「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3~5)の経年比較では、2014年調査では3議会(森町議会、福島町議会、芽室町議会)、2016年調査では増減なしの全く同じ3議会、2018年調査では4議会(森町議会、福島町議会、芽室町議会、浦幌町議会)と、4年間で1議会増えた。
- ④議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証し、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。
- ⑤3地域の「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施を行っている」の比較では、北海道は4議会(3%)、神奈川県は1議会(3%)、大分県は3議会(16%)と、事務事業評価を実施している議会数は、神奈川県が北海道・大分県より少ない。議会が評価主体となって事務事業評価等を行うという制度が普及していないようだ。

(参考) 芽室町議会基本条例

第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

2-3 議会と行政の討議と課題共有まとめ

①市・町村経年比較

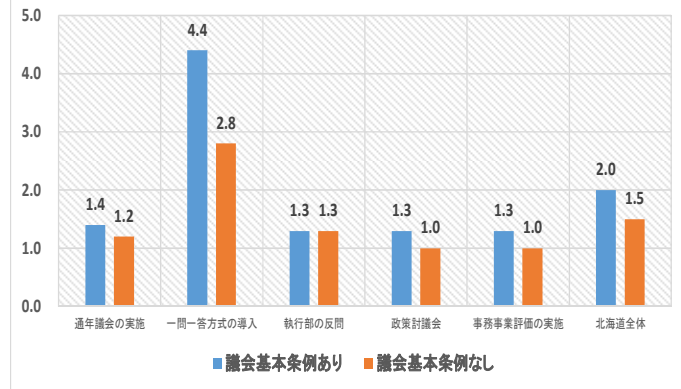
項目		通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価の実施	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
市	2014	1.2	3.1	2.1	1.0	1.0	1.7	1.8	2.1
	2016	1.2	3.4	1.3	1.1	1.1	1.6		
	2018	1.1	3.3	1.3	1.2	1.0	1.6		
町村	2014	1.3	3.0	2.4	1.3	1.1	1.8	1.9	1.3
	2016	1.3	3.1	1.5	1.2	1.1	1.6		
	2018	1.3	3.3	1.3	1.1	1.1	1.6		

②議会基本条例有無比較

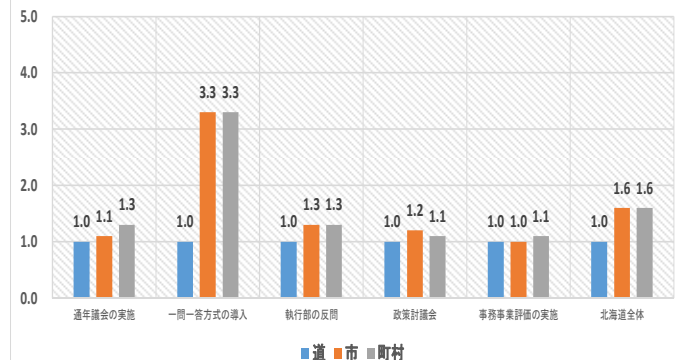
議会基本条例有無比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価の実施	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
議会基本条例あり	1.4	4.4	1.3	1.3	1.3	2.0	1.9	2.0
議会基本条例なし	1.2	2.8	1.3	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5

北海道の議会基本条例有無比較



道・市・町村比較



・議会と行政との討議と課題共有が図られているかを「通年議会の実施」「一問一答方式の導入」「反問」「政策討議会」「事務事業評価の実施」を通じて評価した。市議会では、2014と2018の全体評価の比較では低下傾向、2016と2018を比較すると横ばい傾向となっている。町村議会でも同様の傾向となっている。このことは、議会内の討議や合意形成という活動が行われなくなっていることを示している。

・北海道(1.6)と神奈川県(1.8)・大分県(2.1)の市(全体)を比較すると、北海道の議会と行政との討議と課題共有が進んでいないとがわかる。

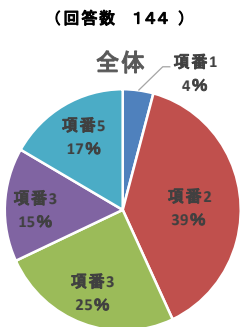
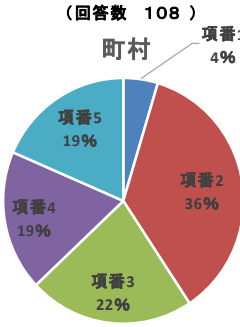
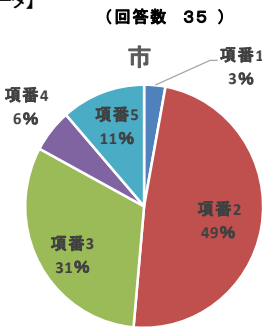
2-4 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H29.4～H30.3の期間の実績をお答えください）。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		HPでの提供		自治体議会名		HPでの提供		全体	比率	HPでの提供	2016年調査結果	2014年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
					比率				比率									
1	傍聴者への資料提供は行っていない		1	伊達市	3%			5	乙部町、比布町、礼文町、利尻町、興部町	4%		6	4%		12 (9%)	5 (3.9%)	0 (0%)	2 (10%)
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している		17		49%	5		39		36%	2	56	39%	7	50 (36%)	48 (37.8%)	5 (15%)	10 (53%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している	1	11		31%	1		24		22%	1	36	25%	2	33 (24%)	34 (26.8%)	12 (38%)	6 (32%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		2	根室市、砂川市	6%	0		20		19%	1	22	15%	1	16 (11%)	14 (11.0%)	3 (9%)	0 (0%)
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		4	小樽市、釧路市、北見市、苫小牧市	11%	1		20	松前町、檜島町、知内町、八雲町、長万部町、奈井江町、墨山町、美瑛町、和寒町、天塩町、清里町、遠軽町、白老町、洞爺湖町、新ひだか町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町	19%	9	24	17%	10	27 (20%)	26 (20.5%)	12 (38%)	1 (5%)
回答数 計		1	35		100%	7		108		100%	13	144	100%	20	138	127	32	19
												2~5	96%	14%	55%	58%	100%	90%

(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
(注2) 「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと
【グラフデータ】



【コメント】

- ①傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、6議会(4%)であった。
- ②傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、市議会では1議会(3%)、町村議会では5議会(4%)であった。改善が待たれる。
- ③傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)の経年比較では、2014年調査では5議会(4%)、2016年調査では12議会(9%)、2018年調査では6議会(4%)となっている。2016年調査と2018年調査を比較すると、傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)と回答した議会は、半減した。
- ④傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では74議会(58%)、2016年調査では76議会(55%)、2018年調査では82議会(57%)と傍聴者への資料配布の状況ほとんど変化がなかった。(行っている議会と行っていない議会が固定化傾向)
- ⑤傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらおうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。
- ⑥傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているかを調査したところ、2014年調査では14議会(11%)、2016年調査では20議会(15%)、2018年調査では20議会(14%)とほとんど変化がなかった。(行っている議会と行っていない議会が固定化傾向)
- ⑦3地域の「傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している」(項番3～5)の比較では、北海道は82議会(57%)であったが、神奈川県は27議会(85%)、大分県は7議会(37%)と、神奈川県の議会では議員に配布されている資料を傍聴者に提供することが進んでいる。

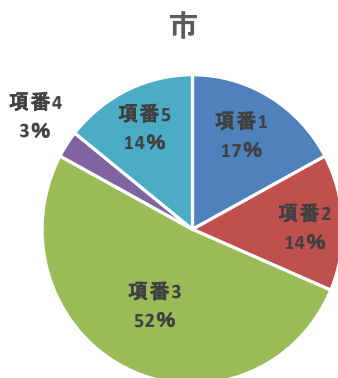
問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

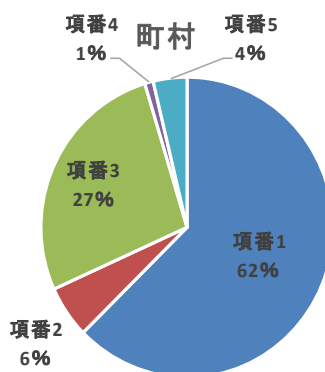
項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	行っていない		6	17%	夕張市、芦別市 紋別市、砂川市 歌志内市、五稜 市	67	62%		73	51%	67 (49%)	59 (46.5%)	5 (16%)	4 (21%)
2	検討中		5	14%	留萌市、美幌市 赤平市、三笠市 伊達市	6	6%	八雲町、今金町 津別町、日高町 更別村、浦幌町	11	8%	13 (10%)	23 (18.1%)	1 (3%)	2 (11%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		18	52%		29	27%		47	33%	26 (19%)	21 (16.5%)	14 (44%)	13 (68%)
4	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継を行っている		1	3%	小樽市	1	1%	洞爺湖町	2	1%	30 (21%)	23 (18.1%)	2 (6%)	0 (0%)
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継及びオンデマ ンド配信を行っている	1	5	14%	帯広市、網走市 稚内市、千歳市 登別市	4	4%	福島町、豊浦町 清水町、茅渚町	10	7%	2 (1%)	1 (0.8%)	10 (31%)	0 (0%)
回答数 計		1	35	100%		107	100%		143	100%	138	127	32	19
									3～5	41%	41%	36%	81%	68%

(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

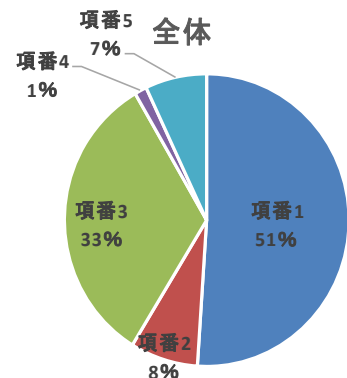
(回答数 35)



(回答数 107)



(回答数 143)



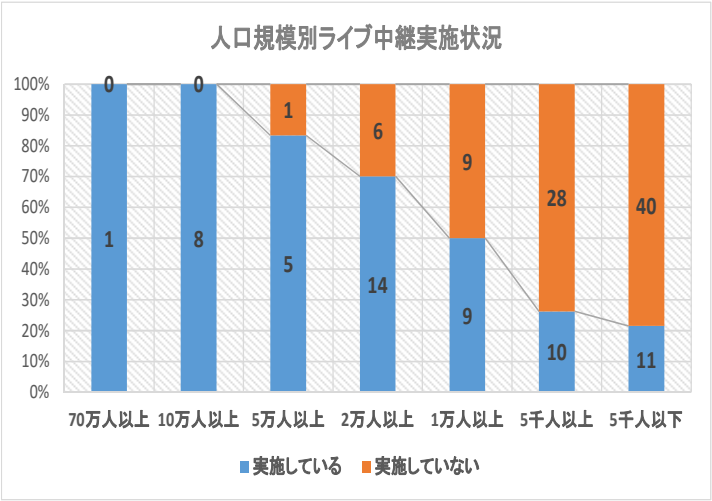
【コメント】

- ①「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は59議会(41%)であった。
- ②「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は、市議会では24議会(69%)、町村議会では34議会(32%)と、市議会より町村議会の方がライブ中継を行っていない。
- ③「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っていないと検討中」(項番1・2)の経年比較では、2014年調査では82議会(64%)、2016年調査では80議会(59%)、2018年調査では84議会(59%)と、ほとんど改善が見られなかった。(固定化の状態)
- ④3地域の「ライブ中継を行っている」(項番3～5)の比較では、北海道では59議会(41%)、神奈川県では26議会(81%)、大分県では13議会(68%)と、北海道のライブ中継を行っている議会の比率が低い。北海道の人口規模1万人以上の議会のライブ中継の比率は70%に対し、人口規模1万人以下の議会のライブ中継の比率は24%と、人口規模1万人以下のライブ中継の実施比率が低いことが影響している。(次ページ参照)

①人口規模別ライブ中継実施状況

人口規模	実施している	実施していない	計	実施比率	備考
70万人以上	1	0	1	100%	70%
10万人以上	8	0	8	100%	
5万人以上	5	1	6	83%	
2万人以上	14	6	20	70%	
1万人以上	9	9	18	50%	
5千人以上	10	28	38	26%	24%
5千人以下	11	40	51	22%	
計	58	84	142	41%	

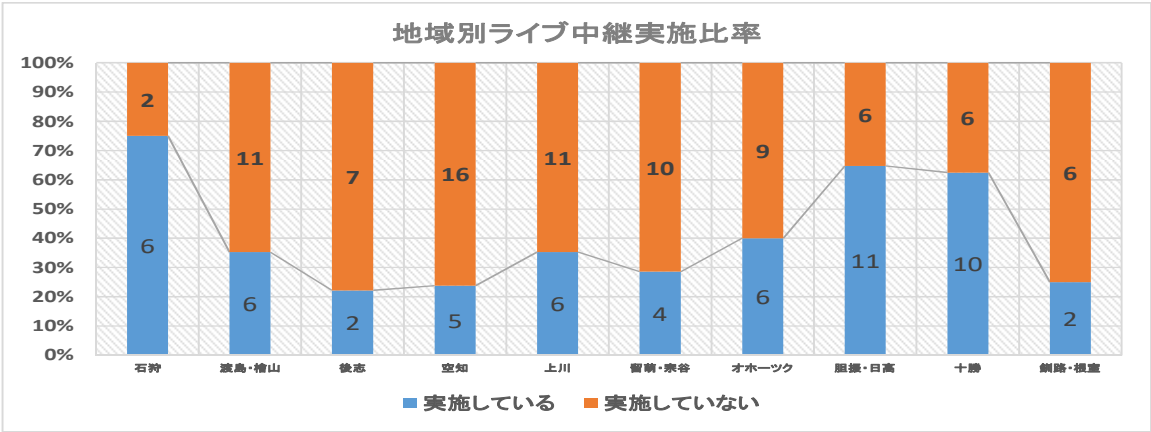
(注) 北海道含まず。



②地域別ライブ中継実施状況

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
実施している	6	6	2	5	6	4	6	11	10	2	58
実施していない	2	11	7	16	11	10	9	6	6	6	84
計	8	17	9	21	17	14	15	17	16	8	142
実施比率	75%	35%	22%	24%	35%	29%	40%	65%	63%	25%	41%

(注) 北海道含まず。



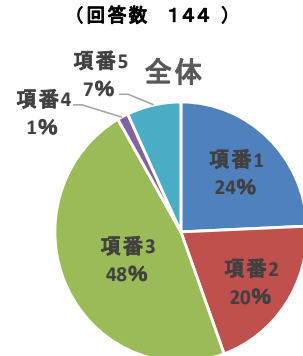
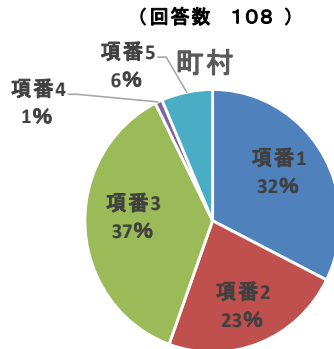
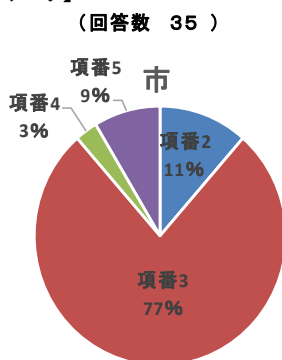
- ・人口規模別ライブ中継の実施状況を見ると、人口規模が減少するに従い、右肩下がりに実施比率が減少している。特に、人口規模が1万人以下の議会での実施比率は24%と、4議会中3議会がライブ中継を行っていないことを示している。
- ・地域別にライブ中継を実施している比率を見ると、石狩が75%の議会でライブ中継を行っているのに対し、後志では22%の議会でしか行われていない。地域間の差が大きい。

問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0			0%	35			32%	35	24%	33 (24%)	29 (22.8%)	0 (0%)	2 (11%)
2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		4	夕張市、留萌市		11%	25			23%	29	20%	29 (21%)	31 (24.4%)	2 (6%)	2 (11%)
3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	27			77%	40			37%	68	48%	62 (45%)	60 (47.2%)	15 (47%)	12 (62%)
4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催後、議案本文(議案書)も閲覧できる		1	釧路市		3%	1	美瑛町		1%	2	1%	4 (3%)	2 (1.6%)	5 (16%)	1 (5%)
5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		3	札幌市、函館市、網走市		9%	7	八雲町、江差町、栗山町、清水町、茅渚町、幕別町、浦幌町		6%	10	7%	10 (7%)	5 (3.9%)	10 (31%)	2 (11%)
回答数 計		1	35			100%	108			100%	144	100%	138	127	32	19
											2～5	76%	55%	53%	100%	89%

(注1)アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、35議会(24%)あった。
- ②「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では35議会(32%)と、すべて町村議会であった。
- ③「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)の経年比較では、2014年調査では29議会(22.8%)、2016年調査では33議会(24%)、2018年調査では35議会(24%)と、ほとんど変化がなく、同じ議会であった。(固定化傾向)
- ④市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。議会日程等の広報は、市・町村共に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(71%)、町村(37%)] この傾向は2018年調査と2016年調査共に同じ傾向であった。
- ⑤3地域の「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)の比較では、北海道は80議会(56%)、神奈川県は30議会(94%)、大分県は15議会(78%)と、神奈川県、大分県の議会ではほとんどの議会で行われているが、北海道では半分位の議会で行われていない。

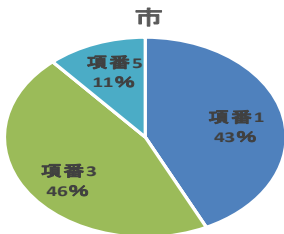
問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

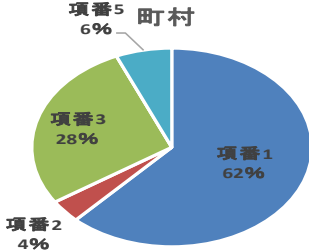
項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2016年調査結果	2014年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
1	議案に対する賛否は公開していない	1	15	43%	夕張市、留萌市、士別市、富良野市、他	67	62%	七飯町、和寒町、遠軽町、大空町、豊浦町、安平町、むかわ町、白糠町、他	83	57%	80 (58%)	79 (62.2%)	0 (0%)	3 (16%)
2	検討中		0	0%		4	4%	今金町、他	4	3%	6 (4%)	10 (7.9%)	0 (0%)	1 (5%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		16	46%	札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、江別市、名寄市、根室市、石狩市、他	30	28%	知内町、釧路町、基別町、本別町、足寄町、他	46	32%	41 (30%)	29 (22.8%)	19 (59%)	10 (53%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%		0	0%		0	0%	1 (1%)	2 (1.6%)	1 (3%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		4	11%	網走市、芦別市、三笠市、豊別市	7	6%	福島町、八雲町、栗山町、北竜町、茅渚町、広尾町、浦幌町	11	8%	10 (7%)	7 (5.5%)	12 (38%)	5 (26%)
回答数 計		1	35	100%		108	100%		144	100%	138	127	32	19
									3~5	40%	38%	30%	100%	79%

(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

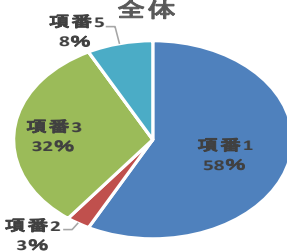
(回答数 35)



(回答数 108)



(回答数 144)



【コメント】

- ①「議案に対する賛否の公開を行っている」(項番3～5)は57議会(40%)であった。
- ②「議案に対する賛否の公開を行っている」(項番3～5)は、市議会では20議会(57%)、町村議会では37議会(34%)と、比率では町村議会より市議会が、議会数では市議会より町村議会が議案に対する賛否の公開を行っている。
- ③「議案に対する賛否を公開している」(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では38議会(30%)、2016年調査では52議会(38%)、2018年調査では57議会(40%)と、微増傾向にある。
- ④「議案に対する賛否を公開していない」(項番1～2)は、市議会では15議会(43%)、町村議会は71議会(66%)と、町村議会での議案に対する賛否を公開していない議会が多い。議案に対する賛否を公開していない(項番1～2)議会は人口規模1万人以下の議会が63議会(70%)、人口規模1万人以上の議会は23議会(43%)と、人口規模1万人以下の議会に賛否の公開をしていない議会が多い。
- ⑤議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)(8%)によるよりも申し合わせ(項番3)(32%)による賛否の公開の比率が高い。
- ⑥3地域の「議案に対する賛否を公開している」(項番3～5)の比較では、北海道は57議会(40%)、神奈川県は32議会(100%)、大分県は15議会(79%)と、北海道が議案に対する賛否を公開している議会の比率が低い。
- ⑦議案に対する賛否を公開している議会の公開単位は、議員単位がほぼ9割、会派単位が1割であった。また、公開媒体は議会広報とホームページの両方が46%、議会広報のみが44%、ホームページのみが10%であった。市では議会広報とホームページが多いのに対し、町村では高齢化とインターネット利用環境の問題から議会広報が多い結果であった。

賛否の公開

人口規模	賛否公開 無(評価 1.2)	賛否公開 有(評価3 ～5)	計	賛否公開 無比率	備考
70万人以上	0	1	1	0%	43%
10万人以上	2	6	8	25%	
5万人以上	3	3	6	50%	
2万人以上	10	10	20	50%	
1万人以上	8	10	18	44%	
5千人以上	27	12	39	69%	70%
5千人以下	36	15	51	71%	
計	86	57	143	60%	

(注) 北海道含まず。

北海道の議案に対する賛否の公開状況(項番3～5)

項目		道		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位			6	30%	0	0%	6	10%
	議員個別			14	70%	36	97%	50	88%
	会派+議員			0	0%	0	0%	0	0%
	未回答			0	0%	1	3%	1	2%
	計			20	100%	37	100%	57	100%
公開媒体	議会広報			5	25%	20	54%	25	44%
	ホームページ			4	20%	2	5%	6	10%
	議会広報+ ホームページ			11	55%	15	41%	26	46%
	未回答			0	0%	0	0%	0	0%
	計			20	100%	37	100%	57	100%

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

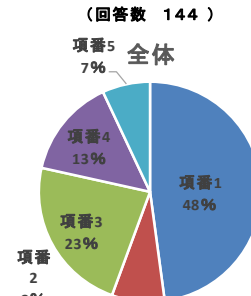
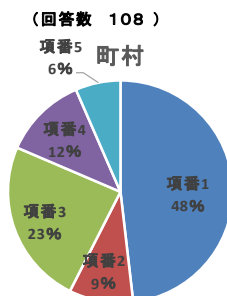
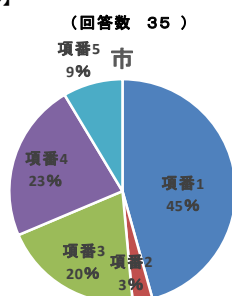
議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として行なっていますか。

項番	内 容	道	市	自治体別			町 村	自治体別			全 体	自治体別			2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
				自治体名	比率	要綱有		自治体名	比率	要綱有		自治体名	比率	要綱有				
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	16	札幌市、旭川市、江別市、豊別市他	45%		52	白糠町 他	48%		69	48%		64 (46%)	61 (48.0%)	11 (34%)	8 (42%)	
2	検討中		1	滝川市	3%		10	七飯町 他	9%		11	8%		18 (13%)	17 (13.4%)	1 (3%)	1 (5%)	
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		7	小樽市、釧路市、美幌市、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市	20%	4	26	釧子府町、遠軽町 他	23%	10	33	23%	14	29 (21%)	25 (19.7%)	7 (22%)	2 (11%)	
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		8	夕張市、網走市、釧路市、青森市、三好市、根室市、富良野市、石狩市	23%	4	13	福島町、知内町、八雲町、今金町、ニセコ町、北竜町、和寒町、大空町、安平町、更別村、広尾町、本別町、足寄町	12%	8	21	13%	12	17 (13%)	11 (8.7%)	6 (19%)	6 (31%)	
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		3	帯広市、士別市、名寄市	9%	2	7	黒山町、美幌町、豊浦町、むかわ町、茅渚町、基別町、浦幌町	6%	3	10	7%	5	10 (7%)	13 (10.2%)	7 (22%)	2 (11%)	
回答数 計		1	35		100%	10	108		100%	21	144	100%	31	138	127	32	19	
(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村												3～5	43%	48%	41%	39%	63%	53%

(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

(注2) 「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無

【グラフデータ】



【コメント】

- 議会報告会等を行っている議会(項番3~5)は64議会(43%)であった。
- 議会報告会等を行っている議会(項番3~5)は、市議会では18議会(52%)、町村議会では46議会(41%)と、比率では町村議会より市議会が、議会数では市議会より町村議会が議会報告会を行っている。
- 議会基本条例のほとんどには「議会報告会」の規定があり、議会基本条例施行の38議会(回答有)中31議会(82%)で議会報告会が行われている。
- 議会報告会等を行っている議会(項番3~5)の経年比較では、2014年調査では49議会(39%)、2016年調査では56議会(41%)、2018年調査では64議会(43%)と議会報告会等を設けている議会が増加傾向にある。2014年から2018年の4年間で15議会増加したようだ。
- 条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回(項番4)という議会は21議会(13%)、複数回(項番5)は10議会(7%)と、1回実施という議会が多い。これは2016年調査と同じ結果であった。
- 議会報告会を開催している根拠の内訳を見ると、申し合わせ(項番3)が33議会(23%)、条例規則(項番4・5)が31議会(20%)と、議会報告会の開催の根拠の5割は申し合わせにより実施されていることがわかる。この傾向は2016年調査と同様であった。
- 議会報告会のパターン(P45)では、②定期意見聴取型が、市議会の66%、町村議会の72%、①随時意見聴取型が、市議会の22%、町村議会の24%と回答があった。このことから、市議会及び町村議会の議会報告会の性格が②定期意見聴取型であることがわかる。これも、2016年調査と同傾向であった。また、議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っているかについては、市議会では44%《33%》、町村議会では37%《37%》と、回答があった。
(注)《》は2016年調査結果
- 議会議会報告会実施要綱の規定状況は、項番3~5の64議会中31議会(48%)と、議会報告会のルールを約半分の議会で定めている。
- 議会報告会の課題(P45)としては、議会側の課題は、「参加者の減少と参加者の固定化」「行政要望が多い」、住民側の課題として「住民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「行政にすべき質問や要望が多く出る」など、2016年調査と同様の結果であることが分かる。このことは、議会報告会の課題が解決していないことを表している。2018年調査中に議会報告会の改善を行っている議会事務局にヒアリングしたところ、「議会報告会」とすると住民が参加してくれないので、「議会との意見交換会」とすると参加者が来てくれるので、意見交換会の後に議会報告を行ったとのことであった。従来は議会報告がメインであったが、意見交換をメインにしたことで、参加者が増えたとのことであった。しかし、議会と行政の役割については住民の理解が深まっていないので、議会として時間をかけて、住民が議会と行政の役割について理解を深める努力をしなければならない。
- ③3地域の「議会報告会等を行っている」(項番3~5)の比較では、北海道は64議会(43%)、神奈川県は20議会(63%)、大分県は10議会(53%)と、神奈川県の6割の議会が、大分県の5割の議会が議会報告会を実施しているのに対して、北海道の議会は4割と議会報告会の実施比率が低い。その原因(次頁参照)は人口規模5万人以上の議員数が多く、会派のある議会の実施比率が27%と低い。一方、5万人以下~1万人以上の市町村議会の実施比率は61%と高い。人口規模5万人以上(会派がある)と1万人以下(議員数が少ない)の市町村議会が実施していないことが影響している。また、実施している地域別に見ると、オホーツクが67%と一番実施している議会が多い。一方、実施している議会が少ない地域は、留萌・宗谷の7%であった。

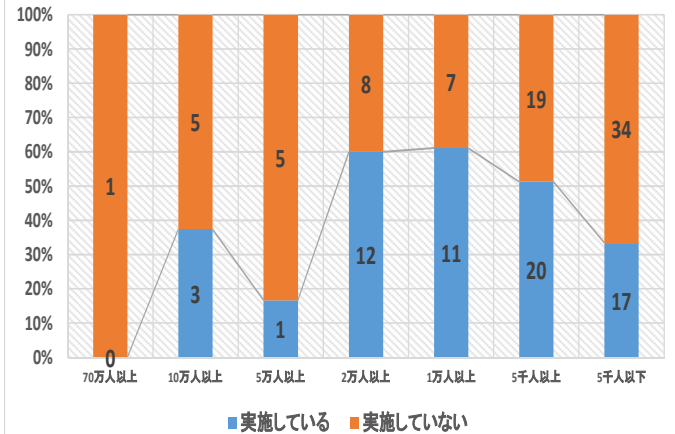
①人口規模別議会報告会実施状況

議会報告会

人口規模	実施している	実施していない	計	実施比率	備考
70万人以上	0	1	1	0%	27%
10万人以上	3	5	8	38%	
5万人以上	1	5	6	17%	
2万人以上	12	8	20	60%	61%
1万人以上	11	7	18	61%	
5千人以上	20	19	39	51%	41%
5千人以下	17	34	51	33%	
計	64	79	143	45%	

(注) 北海道含まず。

人口規模別議会報告会実施状況

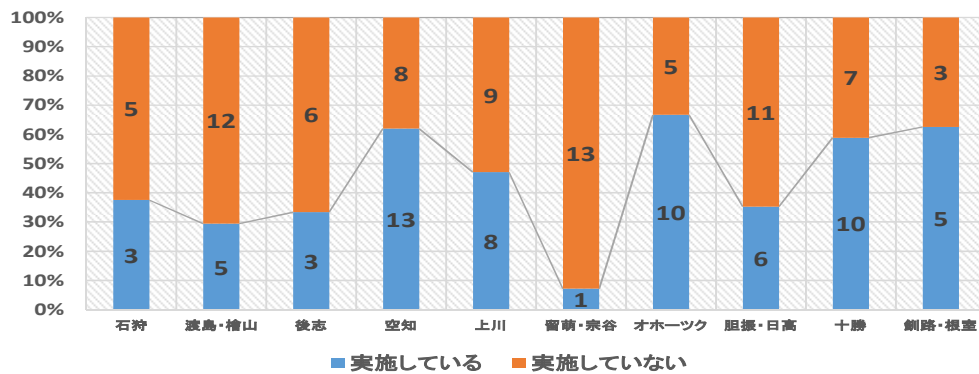


②地域別議会報告会実施状況

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
実施している	3	5	3	13	8	1	10	6	10	5	64
実施していない	5	12	6	8	9	13	5	11	7	3	79
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
実施比率	38%	29%	33%	62%	47%	7%	67%	35%	59%	63%	45%
平均議員定数	25.8人	13.4人	11.7人	11.7人	12.8人	10.5人	13.1人	15.2人	13.4人	15.5人	13.7人
会派有率	87%	35%	33%	38%	24%	21%	47%	53%	29%	25%	38%
議会基本条例施行率	38%	28%	0%	21%	22%	6%	22%	22%	37%	23%	21%

(注) 北海道含まず。

地域別議会報告会実施状況



- ・人口規模5万人以上の市町村議会の実施比率が27%と低い。一方、5万人以下～1万人以上の市町村議会の実施比率は61%と高い。人口規模5万人以上（会派が100%ある）と道内の69%ある1万人以下（議員数が約10人と少ない）の市町村議会の実施比率が低いことが議会報告会が普及しない原因のようだ。これは、議会の合意が取れないことが原因の一つではないか。
- ・また、実施している地域別に見ると、オホーツクが67%と一番実施している議会の比率が高い、一方、実施している議会の比率が低い地域は、留萌・宗谷の7%であった。議会報告会の実施比率はオホーツク、空知、釧路・根室では比率が高く（実施している議会が多く）、留萌・宗谷、渡島・檜山、後志では実施比率が低い（実施している議会が少ない）。このことは地域による偏りが起きているようだ。偏りの理由を平均議員定数、会派有比率、議会基本条例施行率から探したが、明確な理由が分からなかった。

③議会報告会のパターン

北海道の議会報告会のパターン

市町村	道		市		町村		全体	
項目	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)			4	22%	11	24%	15	23%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)			12	66%	33	72%	45	70%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)			1	6%	2	4%	3	5%
①+②			1	6%		0%	1	2%
計			18	100%	46	100%	64	100%
議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論有			8	44%	17	37%	25	39%

④議会報告会の結果を受けての議論内容

H29.4～30.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議 論 の 内 容
小樽市	公共交通、除排雪
留萌市	議会運営委員会で毎年検証している
芦別市	平成30年度予算における主要事業に対する意見について
士別市	議会改革検討特別委員会小委員会において議論を行っている
名寄市	議会報告会で出された課題の理事者回答に対して各委員会で議論した
砂川市	議員定数について
福島町	新たな施設整備(合葬式墓地)の整備について
二セコ町	道の駅の案内棟内での動線の悪さに関する提言があったため、議員協議会で検討中、行政側が新年度予算で対応した。
南幌町	町立病院
栗山町	広報広聴常任委員会において聴取した意見を整理の上、行政側へ提出し対応を求めている。
占冠村	集落の発展について(病院・商店・学校等)
訓子府町	議会基本条例の制定について
興部町	各常任委員会で取りまとめ、執行部へ確認し議会広報で報告している。 また、後日常任委員会で調査等をしたことがある。
大空町	行政事務の多岐にわたる内容
豊浦町	買い物弱者対策
清水町	住民意見で調査・検討が必要なものについては、所管の委員会で調査・検討し、その結果を議会広報等で報告している。また、執行側の対応が必要なものについてはその旨執行側に伝えている
芽室町	地域資源を活用した観光の振興策、公立病院の診療・運営 など
本別町	議会運営委員会で質疑や要望等を検証
足寄町	要望のあった町道、住宅などを現地確認し解決に向けた取組みをした
浦幌町	取扱いフローにより協議している

⑤議会報告会の課題

2018議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
小樽市	参加者の減少、固定化	参加者の減少、固定化
釧路市	住民の参加が少ない。	議会への関心が薄い。
帯広市	・参加者数が横ばいもしくは減少傾向にあるほか、参加者の固定化や年代の偏りもある。 ・意見や要望に対する直接の回答は難しく、意見を執行機関に伝えるという手法への不満がある。	
網走市	さまざまな媒体で周知をしているものの、参加者が少ない。	
留萌市	市民意見に対し、執行部でないので、市長部局に伝えるとしか回答できない場合がある。	市民は執行機関と議事機関の違いがわからない
美瑛市	年々参加者が減っている。毎年同じ顔ぶれの参加者しかいない。若い参加者が少ない。	市が行うまちづくり地区懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
士別市	参加者の固定化	参加者の固定化
三笠市	議会報告・意見交換会としているが、決まった要望等が多くなり、意見交換会とのすみ分けがしづらく、建設的な意見が少ない。	行政が行う市政懇談会と議会が行う議会報告会との違いが判らない。
根室市	参加者が少人数のため、参加しやすい取り組みが必要	行政用語や英語等を使用すると分かりづらい。
砂川市	参加者が少なく周知方法に検討を要する。	
深川市	昨年度が初開催であり不慣れな点が多い。報告が大半の時間を占めており、面白みにかける。	主旨を理解してもらえていない(議会や議員に対する不満発言を延々と行う市民がいた)
富良野市	・開催にあたっては事前に広報活動を行っているが、参加する住民は毎年同じ顔ぶれとなるなど、限られた住民しか参加していない。 ・議会活動を地域住民に説明・報告する目的で始めたが、実施にあたっては住民側の意見聴取という側面もあり、その棲み分けが必要。	毎年、同じ時期に開催しているため、一部の市民からは参加しづらいという意見がある。

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
福島町	参加人数が減少しており参加者も固定化している。参加者に若年層が少ない。	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
知内町	年々参加者が少なくなってきたおり、内容やあり方を検討する必要がある。	町が行なう行政懇談会と日程が近いと参加者が少ない。
八雲町	・議会として重要と判断し報告する事項と、町民が求めていることがマッチしていない。 ・ただ聞きに来ている人と、自分の意見を述べたい人の両方が混在中で、どのように進めたらいいのかが課題となっている。	・開催するたびに参加人数が減少している。 ・特定の課題に対する議員個人の意見が聞きたいのに、話してもらえない。
今金町	住民の参加が少ない。	議員に決定権がないので聴き置きしかない。
二セコ町	年1回開催のため、参加者が固定化 → よって	質問や提案が固定化(JRや原発問題)
仁木町	・わかりやすい説明ができていない ・周知方法	
南幌町		参加者が固定化されている。
奈井江町	参加年齢が高齢者で偏っている。	
栗山町	参加者の固定化	地域課題が議会へ直接提言され、自治会、町内会内での見解と相違が生じる場合がある。
新十津川町	参加者の減少、固定化がみられる。	
北竜町		参加者の固定化
鷹栖町	参加者が少ない	会議のようで意見を言いつらい。
占冠村	・開催回数・時期等の検討が必要 ・参加人数の増加に向けた取り組みが必要	行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
和寒町	・意見交換の中で、行政に対する要望が出てくる場合があるが、執行機関でないため答弁ができない部分がある。 ・参加者が年々減ってきている。	
下川町	参加者が少なくメンバーの固定化	
中川町	時間に限りがあるため、町の動静と議員さんの働きを伝えるのは難しい。	意見を出す住民が固定化してきている。
美幌町	参加者が少ない	要望・苦情等の内容が多い
津別町	報告会開催の基本的な要綱づくりの必要性。 特定テーマを設けるなど内容の検討や、議員間討論の検討など。	行政懇談会と議会報告会との違いがわからず、質問の内容をわけることが難しい。
斜里町	年1回の自治会との懇談会を議会報告会と位置付けており、対象が特定されている。	
佐呂間町	参加者が少ない	開催するにあたりもっと工夫が必要
遠軽町	・参加人数の減少 ・参加者の固定化	
湧別町	行政に対する要望、質問にとどまっている。	議会に対する関心や期待が少ない。
興部町	議会運営に関することではなく、町政に対する要望や質問が多いため一度持ち帰り執行部へ確認しなければならず、その場で回答できない。参加者が少ない。	議会報告事項が多く、意見交換の時間が少ない。 行政懇談会と議会報告会の違いがわからない。
豊浦町	新聞折込チラシまたは回覧版にて議会報告会の開催を周知しているが、住民の参加者が少ない。	参加者を増やすための対策が不十分ではないか。
清水町	・住民の出席者の確保 ・班編成は行っているが、きめ細かに対応できるためには更なる報告会担当議員の少数化が必要	・住民意見の反映方法 ・執行側の政策形成システムと議会側の政策形成システムの違いの理解が必要。
芽室町	年複数回の意見交換を実施しているが、町民からいただいた意見の「検討・協議結果」など、その後の取り扱い経過・結果の見せ方が難しい。	・町民は首長が行う行政懇談会(そよ風トーク)と議会が行う議会報告会・意見交換会を一つで実施すればよいとの意見もある。 ・首長が行う行政懇談会は、一方的で町民の意見を反映する余地が極めて少ない。
広尾町	議会側からの報告事項があり、住民との意見交換の時間が少ない。	町民は町長が行う町政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
幕別町	意見交換会を出された意見を議会として理事者側に伝える等しているが、その後の検証作業までは実施していない。	町に対する要望の場と捉えている町民もいる。
池田町	町民が参加しやすい環境	
本別町	・町民からの質問に対する適切な答弁 ・参加者の固定、参加人数の減による、周知方法や開催方法の見直しなどの検討	
足寄町	4会場で実施しているが、町民の参加が少ない。	
浦幌町	ファシリテーション能力の向上	わかりやすい説明、運営など
別海町	・聴取した意見の政策形成サイクル化を検討予定 ・意見交換会との差別化を検討中 ・要綱の整備について検討中	発言時間が長く占有される場合がある

(参考)参考文献「地方議会のズレの構造」吉田利宏 三省堂 2016.7 で指摘している議会報告会の課題に該当する項目を選択し回答した結果

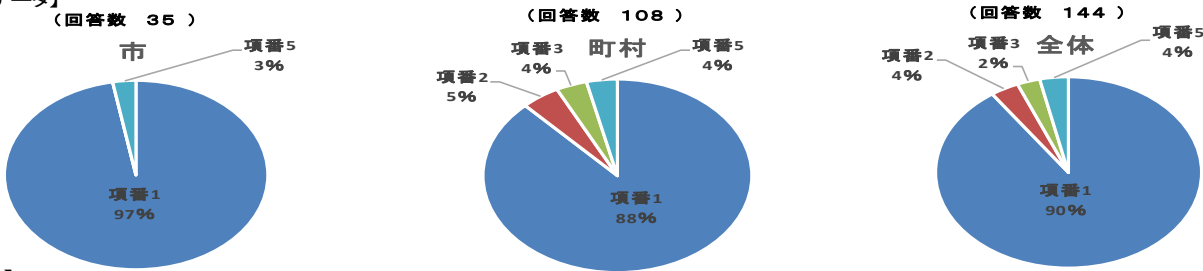
	議会報告会の課題	市	町村	計	比率
①	報告ばかりで、意見交換の時間が少ない(第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある)	2	3	5	15%
②	淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない(ハプニングがあっても議員「議長」が仕切れる調整力、人間力を付ける)	1	1	2	6%
③	なぜ、議員自身の意見を聴けないのか(議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い)	2	7	9	27%
④	意見交換した件はその後どうなったのか説明がない(議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある)	3	14	17	52%
計		8	25	33	100%

問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を 議会として設けていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率	2016年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
				自治体名	比率		自治体名	比率					
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	34		97%	95		88%	130	90%	125 (90%)	30 (94%)	18 (95%)
2	検討中		0		0%	5	今金町、幌加内町、洞爺湖町、日高町、清水町、	5%	5	4%	7 (5%)	1 (3%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)(により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	4	下川町、斜里町、別海町、中標津町	4%	4	2%	1 (1%)	1 (3%)	0 (0%)
4													
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		1	登別市	3%	4	栗山町、芽室町、広尾町、浦幌町	4%	5	4%	5 (4%)	0 (0%)	1 (5%)
回答数 計		1	35		100%	108		100%	144	100%	138	32	19
									3~5	6%	5%	3%	5%

(注1) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会モニターを行っている議会(項番3・5)は9議会(6%)であった。
- ②議会モニターを行っている議会(項番3～5)は、市議会では1議会(3%)、町村議会では8議会(8%)と、市議会より町村議会の方が議会モニターを行っている議会が多い。
- ③議会基本条例施行の38議会(回答有)中5議会(13%)で議会モニターが行われている。非常に行われている議会が少ない。
- ④議会モニター制度を行っている議会(項番3・5)の経年比較では、2016年調査では6議会(5%)、2018年調査では9議会(6%)と増加傾向となっている。
- ⑤項番5の条例規則により行っているは、2016年調査では5議会、2018年調査でも5議会と増減がなかったが、項番3の申し合わせで行っている議会が、2016年調査では別海町のみであったが、2018年調査では下川町、斜里町、中標津町の3議会で行われていることがわかった。
- ⑥3地域の「議会モニター制度を行っている」(項番3・5)の比較では、北海道は9議会(6%)、神奈川県は1議会(3%)、大分県は1議会(5%)と、「議会モニター制度を行っている」議会数は北海道が多い。北海道の議会モニター制度を行っている議会は人口規模が5万人以下の市町村で行われており、人口規模が小さい市町村が多い北海道に向けた制度である。今後、積極的に導入する議会が増えることを期待したい。
- ⑦議会モニター制度の意義は、議会が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程に住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。2018年調査の調査中に、議会モニター制度導入の意義について議会事務局長等にヒアリングしたところ、「前回町議会議員選挙が無投票であったことから、住民意見を議会運営に取り入れるために議会モニター制度を試行した」、「議員の成り手確保対策になる」といった意見があった。議会モニターの制度は議員の担い手確保策としての議員報酬の値上げ策の対案として注目されている。
- 浦幌町議会基本条例
(議会モニターの設定) 第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。
2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 浦幌町議会モニター設置要綱
(職務) 第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。
(1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
(2) 「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
(3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
(4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
(5) 浦幌町議会モニター会議(以下「議会モニター会議」という。)に出席すること。

議会名	モニター			
	任期	人数	公募	報酬
登別市	2年	6人	有	無
栗山町	2年	13人	有	無
下川町	1年	6人	有	有
斜里町	2年	10人	有	無
芽室町	1年	20人	有	有
広尾町	2年	6人	有	有
浦幌町	2年	10人	有	有
別海町	1年	7～8人	有	有
中標津町	2年	10人	有	無

項目/議会名	登別市	栗山町	下川町	斜里町	芽室町	広尾町	浦幌町	別海町	中標津町
① 会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出 (アンケート方式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 議会議員との意見交換(年何回: 回)	0 (年3回)	0 (年1～2回)	0 (年2回)	0 (年3回)	0 (年2回)	0 (年2回)	0 (年2回)	0 (年1回)	0 (年1回)
④ その他					議会が依頼した、町議会の運営に関する調査事項への回答	議会モニターによる外部評価			

2-4 住民説明まとめ

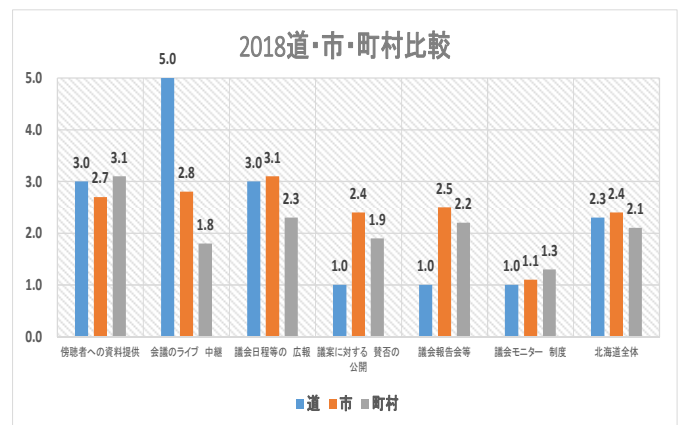
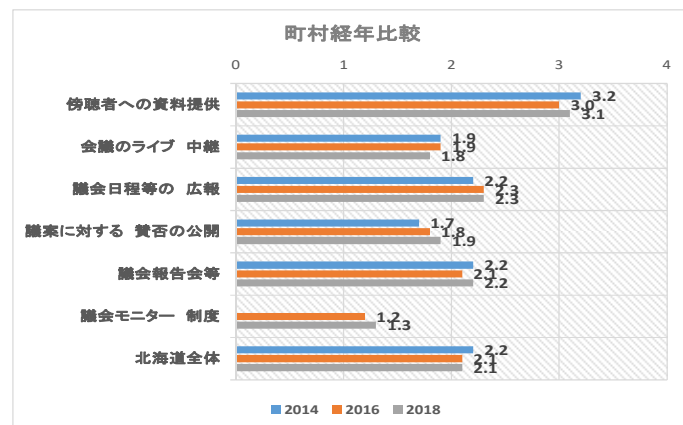
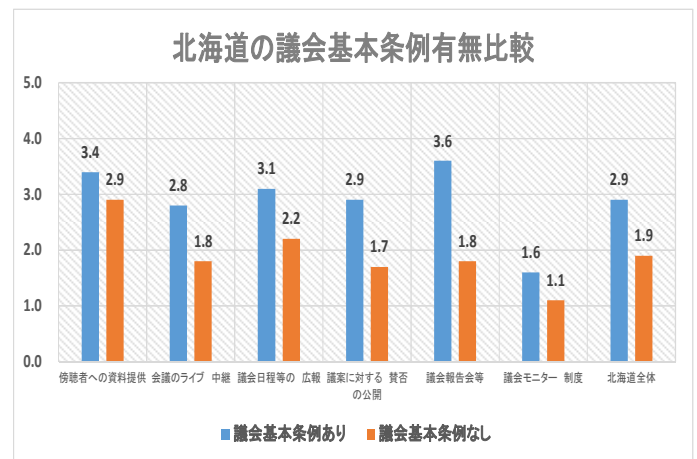
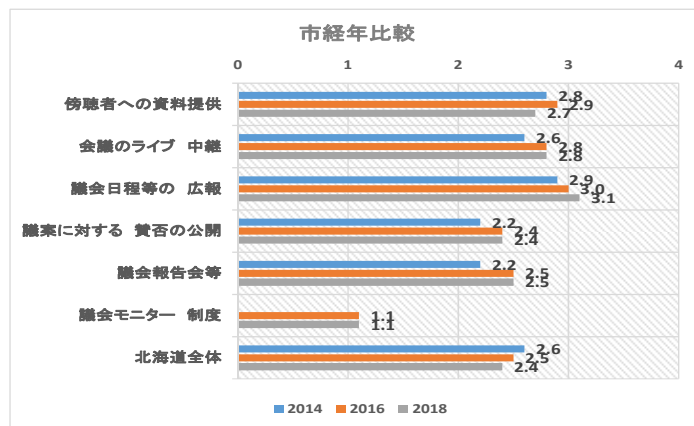
①市・町村経年比較

項目		傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
市	2014	2.8	2.6	2.9	2.2	2.2	1.1	2.6	3.1	2.7
	2016	2.9	2.8	3.0	2.4	2.5	1.1	2.5		
	2018	2.7	2.8	3.1	2.4	2.5	1.1	2.4		
町村	2014	3.2	1.9	2.2	1.7	2.2	1.2	2.2	3.1	1.8
	2016	3.0	1.9	2.3	1.8	2.1	1.2	2.1		
	2018	3.1	1.8	2.3	1.9	2.2	1.3	2.1		

②議会基本条例有無比較

議会基本条例有無比較

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	北海道全体	神奈川県全体	大分県全体
議会基本条例あり	3.4	2.8	3.1	2.9	3.6	1.6	2.9	3.2	2.7
議会基本条例なし	2.9	1.8	2.2	1.7	1.8	1.1	1.9	2.7	1.6



・住民が議会の議決にどうかかわったか等を住民に説明をすることがどう図られていたかを「傍聴者への資料提供」「会議のライブ中継」「議会日程等の広報」「議案に対する賛否の公開」「議会報告会の開催」「議会モニター制度」を通じて評価した。市議会では、2014・2016・2018と全体評価が調査の度に低くなっている。町村議会でも同様のこととなっている。このことは、議会による住民説明という活動が行われなくなっていることを示している。

・北海道(2.4)と神奈川県(3.1)・大分県(2.7)の市(全体)を比較すると、北海道の議会は神奈川県や大分県より住民説明が進んでいないことがわかる。

2-5 その他

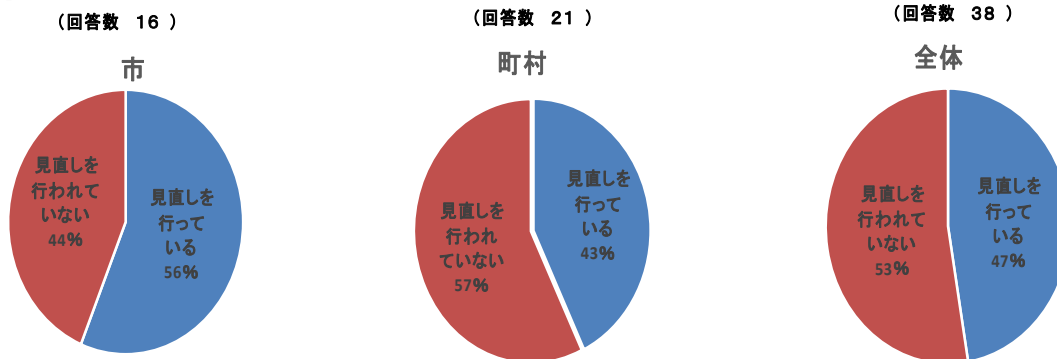
問18 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

H29.4～30.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	道	市	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	町村	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	全体	比率	2016年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
1	見直しを行っている		9	56%	2	夕張市、士別市	7	9	43%	3	今金町、幕別町、浦幌町	6	18	47%	14 (40%)	5 (21%)	3 (20%)
2	見直しを行っていない	1	7	44%				12	57%				20	53%	21 (60%)	19 (79%)	12 (80%)
回答数 計		1	16	100%	2		7	21	100%	3		6	38	100%	35	24	15

(注) アンダーバーの議会は条例改正実施議会

【グラフデータ】



【コメント】

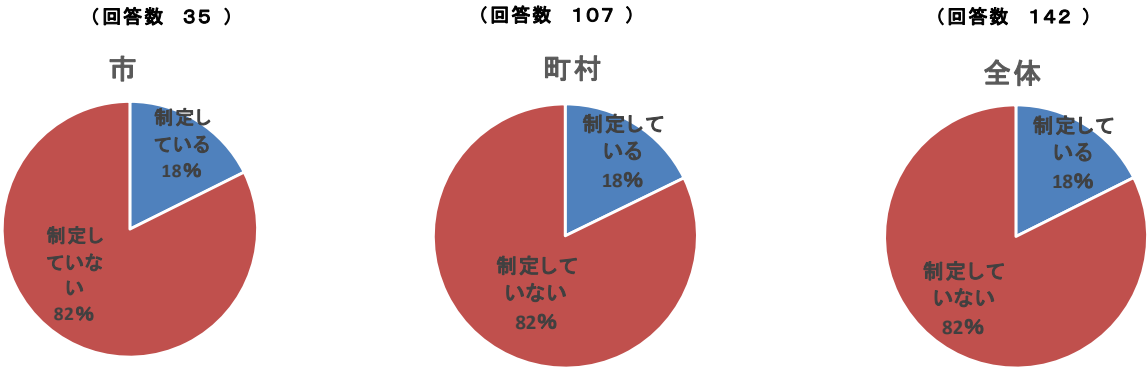
議会基本条例の見直しを行っているのは、2016年調査では14議会(40%)、2018年調査では18議会(47%)と増加傾向であった。さらに、条例の改正を行ったのは、5議会(13%)であった。

問19 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川 比率	大分県 比率
				自治体名	比率		自治体名	比率						
1	政治倫理条例を制定している		6	美唄市、三笠市、根室市、登別市、恵庭市、石狩市	18%	19	当別町、福島町、仁木町、余市町、南幌町、墨山町、月形町、雨竜町、比布町、釧路市、他	18%	25	18%	15 (11%)	16 (12.9%)	9 (28%)	10 (53%)
2	政治倫理条例を制定していない	1	28		82%	88		82%	117	82%	123 (89%)	108 (87.1%)	23 (72%)	9 (47%)
回答数 計		1	34		100%	107		100%	142	100%	138	124	32	19

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

政治倫理条例を制定しているのは、2014年調査では16議会(12.9%)、2016年調査では15議会(11%)、2018年調査では25議会(18%)と増加傾向にある。

登別市議会議員政治倫理条例
(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 納税等の義務を履行するとともに、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(2) その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

(3) 職務上知り得た情報を不正に行使してはならない。

(4) 市が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関して、特定の業者を仲介するなどの不正な行為をしてはならない。

(5) 市職員(嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の公正な職務執行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(6) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。

(7) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。

(8) 市民から公正な職務の遂行に反する行為を求められた場合には、これに応じてはならない。

問20 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	追加している		21	60%		67	63%		88	62%	74 (54%)	52 (43%)	22 (69%)	12 (63%)
	基本構想のみ		14	40%	札幌市、函館市 小樽市、旭川市 釧路市、帯広市 網走市、江別市 歌志内市、恵庭市 伊達市、北広島市 石狩市、北斗市	30	28%		44	31%	28 (21%)	19 (16%)	7 (22%)	4 (21%)
	基本構想・基本計画		7	20%	留萌市、稚内市 士別市、名寄市 三笠市、根室市 釧路市	32	30%		39	27%	36 (26%)	29 (24%)	13 (41%)	7 (37%)
	基本構想・基本計画・実施計画		0	0%		5	5%	福島町、和寒町 利尻町、むかわ町、茅渚町	5	4%	10 (7%)	4 (3%)	2 (6%)	1 (5%)
2	追加していない	1	14	40%		40	37%		55	38%	64 (46%)	70 (57%)	10 (31%)	7 (37%)
回答数 計		1	35	100%		107	100%		143	100%	138	122	32	19
									追加有	62%	54%	43%	69%	63%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	道	市	比率	議会名	町村	比率	議会名	全体	比率	2016年 調査結果	2014年 調査結果	神奈川県 比率	大分県 比率
1	追加している	1	30	85.7%		61	56%		92	64%	80 (58%)	67 (52.8%)	18 (58%)	7 (39%)
	内訳 昨年度追加あり		4	11.4%	小樽市、千歳市 深川市、北広島市	4	4%	北竜町、沼田町 新得町、池田町	8	6%	13 (9%)	8 (6.3%)	0 (0%)	0 (0%)
2	追加していない		5	14.3%		42	39%		47	33%	52 (38%)	55 (43.3%)	13 (42%)	11 (61%)
3	無記入		0	6.0%		5	5%		5	3%	6 (4%)	5 (3.9%)		
回答数 計		1	35	100.0%		108	100%		144	100%	138	127	31	18
									追加有	64%	58%	53%	58%	39%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

〔追加した議決事件(H29年度)〕

小樽市議会	定住自立圏形成協定の議決、名誉市民の同意
千歳市議会	名誉市民条例
深川市議会	定住自立圏に関するもの
北広島市議会	都市計画マスタープラン、姉妹都市若しくは友好都市の提携・都市宣言の制定
北竜町議会	定住自立圏形成協定の締結又は改廃
沼田町議会	定住自立圏形成協定の変更または廃止について
新得町議会	定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定締結・変更・廃止
池田町議会	都市宣言に関するもの

【コメント】

①議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、2014年調査では52議会(43%)、2016年調査では74議会(54%)、2018年調査では88議会(62%)と増加傾向である。

②内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは44議会(31%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは39議会(27%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは5議会(4%)となっている。総合計画を議決事件としていない議会は、道議会と市議会では15議会、町村議会では40議会、合計55議会(38%)であった。

③人口規模別で総合計画を議決事件に追加している議会を見ると、5万人以上の議会では15議会中10議会(67%)、5万人以下1万人以上の議会では38議会中27議会(71%)、1万人以下では89議会中51議会(57%)と、なっている。特に、人口規模1万人以下の議会では約4割が総合計画を議決していない。(責任を分担していない)

④首長が策定する総合計画はまちの課題とその解決策のカタログであり、今後の予算化の方針でもある。総合計画を議決事件とすることで、議会が把握しているまちの課題と一致しているのか、首長との討議を通じて住民が抱えている課題を盛り込むことが可能となる。総合計画を議会の議決事件としていないということは、首長との討議が出来ていないことを示している。

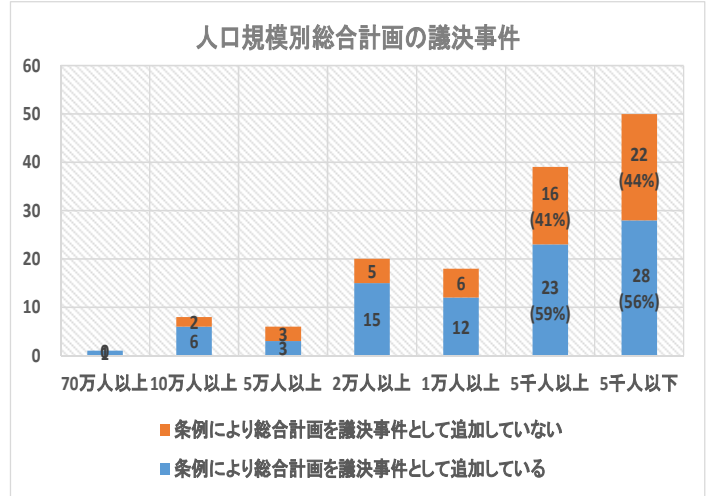
また、議決事件として、10年又は8年に1度の誰も反対ができないような理念のみの基本構想だけで良いのか。5年又は4年に1度の基本計画を議会が議決することは必須であろう。

⑤総合計画以外の議決事件を追加しているのは、92議会(64%)である。このうち、29年度に新たに議決事件の追加を行ったのは、8議会(3%)となっている。

①人口規模別条例により総合計画を議決事件として追加している

人口規模	条例により総合計画を議決事件として追加している	条例により総合計画を議決事件として追加していない	計	条例により総合計画を議決事件として追加している比率	備考
70万人以上	1	0	1	100%	67%
10万人以上	6	2	8	75%	
5万人以上	3	3	6	50%	
2万人以上	15	5	20	75%	71%
1万人以上	12	6	18	67%	
5千人以上	23	16	39	59%	57%
5千人以下	28	22	50	56%	
計	88	54	142	62%	

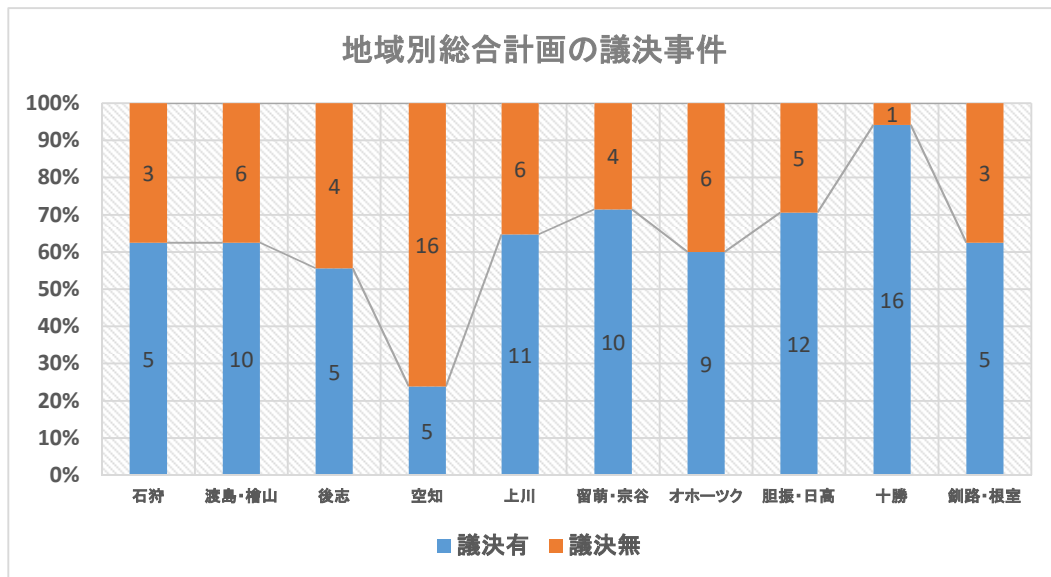
(注) 北海道と未回答1がカウントされていない。



②地域別条例により総合計画を議決事件として追加している

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
議決有	5	10	5	5	11	10	9	12	16	5	88
議決無	3	6	4	16	6	4	6	5	1	3	54
計	8	16	9	21	17	14	15	17	17	8	142
議決有比率	63%	63%	56%	24%	65%	71%	60%	71%	94%	63%	62%

(注) 北海道議会含まず。



- ・人口規模別で総合計画を議決事件としている議会の比率では5万人以上の議会では67%、5万人以下1万人以上の議会では71%、1万人以下の議会では57%となっている。特に、1万人以下では総合計画を議決事件としていない比率が43%と、1万人以下の自治体議会の自治力の確保が課題である。
- ・総合計画を議決事件としている議会が多い地域は十勝(94%)地域で、逆に、少ない地域は空知(24%)であった。この差が地域の自治力(持続可能性)の差となる。

問21 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

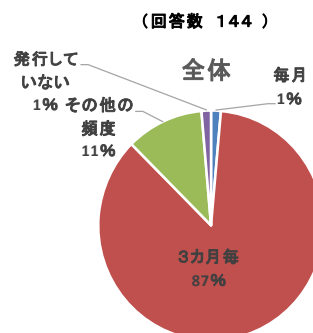
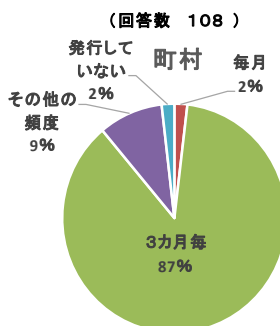
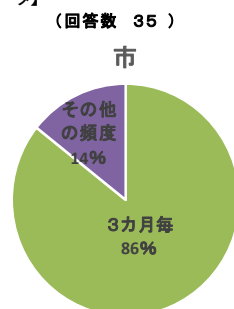
(1)議会だより(議会広報)の発行頻度

(2)議会だよりへの住民アンケートの実施状況(H29.4～30.3の間)

(3)議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無(H29.4～30.3の間)

項番	内 容	道	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率	2016年調査結果	神奈川県比率	大分県比率
1	毎月		0	0%	0		0	2	2%	1	北竜町、茅室町	2	2	1%	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
2	3カ月毎(基本+随時)		30	86%	2		25	94	87%	10		81	124	87%	112 (82%)	26 (81%)	15 (78%)
3	その他の頻度	1	5	14%	0	札幌市 函館市(4回/年) 小樽市(定例会毎) 帯広市(定例会毎) 三笠市(1回/年)	4	10	9%	0		0	16	11%	19 (14%)	6 (19%)	2 (11%)
4	発行していない		0	0%	0		0	2	2%	0	利尻町 様似町	0	2	1%	4 (3%)	0 (0%)	2 (11%)
回答数 計		1	35	100%	2		29	108	100%	11		83	144	100%	137	32	19
													発行有	99%	97%	100%	89%

【グラフデータ】



【コメント】

①北海道の議会だよりの発行は頻度が発行していないは、市は0議会、町村では、2議会あった。1番多い頻度は、3カ月毎(87%)であった。

②「議会だよりを発行していない」は、北海道では2議会(1%)、神奈川県は0議会(0%)、大分県は2議会(11%)と、都市型の議会である神奈川県はさすがに0議会であった。

(注)問22・23は省略

問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

	議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄
1	帯広市	議会のペーパーレス化、災害時対応、会議規則等の取扱い
2	北見市	一問一答式の導入、議会基本条例の制定等について議会改革の検討課題としている。
3	留萌市	タブレット、スマホ等の利活用による、情報の共有（執行部も含む）やペーパーレス化
4	稚内市	議会改革を進める上での会派間の連携
5	美唄市	質疑内容の低下（質疑の場が単なる質問コーナーと化している。議案審議に直接関係ない質疑が出てくる。質疑の場は意見・要望をする場ではないことが理解されていないなど）
6	根室市	議会における議案や各種文書、また情報伝達や議会広報のICT化。 議員の政策提言及び政策立案等の能力向上に向けた議員研修の充実。 政務活動費の領収書等のHPでの公開。など
7	滝川市	透明性の高い開かれた議会を目指すべく、議会改革を進めるため、議会改革特別委員会を設置。現在、議会基本条例の必要性並びに本市議会の運営形態（本会議中心主義）の在り方などを調査・検討しており、今期中には結論を出し改革を進めたい。
8	鹿部町	人口が減少傾向にあるので、議員定数の見直しを行っていく必要がある。 H30.4.1現在の人口 3,991人
9	奥尻町	議員のなり手不足が懸念される。
10	今金町	議会活性化
11	二セコ町	目標とするところは、「政策提言ができる議会」である。さまざまなアプローチがあると思うので、本町議会が取り組めるところから進めたい。
12	栗山町	通年議会の実施
13	鷹栖町	議員のなり手不足、議会の活性化
14	中富良野町	議会における活性化の推進
15	中川町	議会基本条例の制定について協議中
16	羽幌町	当町における議会基本条例の必要性の判断
17	豊富町	議会基本条例等が未施行のため、議員改革が進んでいない。
18	訓子府町	平成30年3月定例会にて議会基本条例が可決されたことによる「議員の意識」の変化
19	佐呂間町	議員の成り手不足について。議会活性化について。会議録のホームページ公開について。
20	白老町	広聴や討議など充実による議会形成能力の向上 議会・議員の活動をより地域住民に理解していただくための広報機能、活動の充実
21	上士幌町	議会改革、議会活性化、なり手不足問題
22	清水町	・（本町議会の課題）住民へ説明責任が果たせるような議員報酬改定の取り組み。 ・（本町議会の課題）議員主導により、多くの町民に読んでもらえるような議会だよりの作成
23	芽室町	○政策立案に至るプロセスの強化と見える化 ○議員の討議力・ファシリテーション力の向上 ○多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる機会の創出
24	大樹町	議員のなり手不足対策
25	幕別町	一般質問や、意見交換会、議会報告会などから得た、町に対する意見の追跡調査について
26	足寄町	今現在はないが、来年の議会議員選挙において定数を満たすことができるか
27	陸別町	議員定数8名において、2常任委員会（総務・産業）のままでよいのか。 （現実的には全員で動く実態にある。）
28	浦幌町	総務省の町村議会のあり方研究会報告書による地方議会のあり方
29	標津町	タブレット端末導入によるペーパーレス化

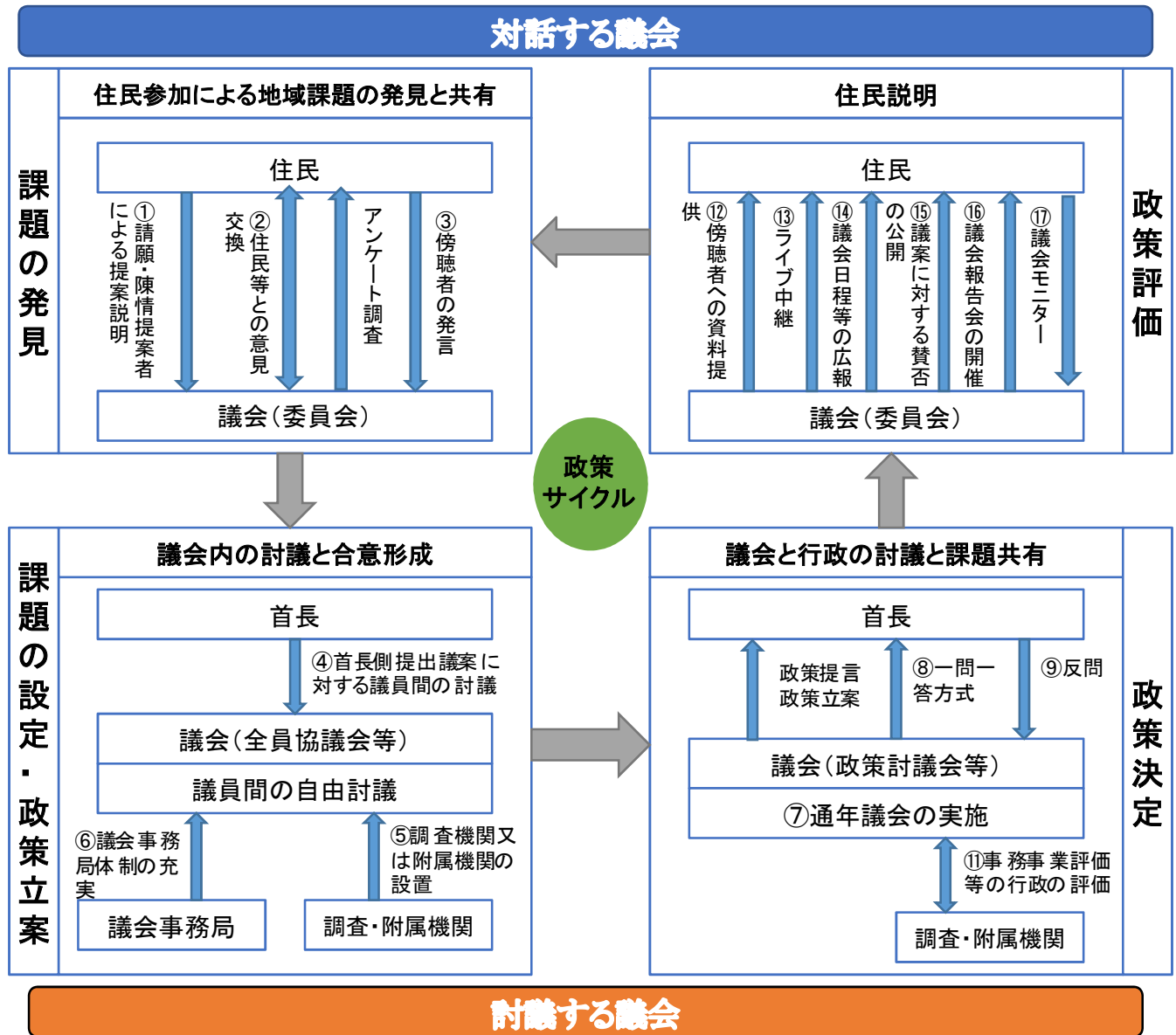
問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

	議会名	参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会
1	北海道	事案に応じ、先進都府県または市町村を参考にさせていただいている。
2	帯広市	道内主要都市議会、類似団体議会、近隣町村議会
3	北見市	内容によるが、基本的に道内34市議会の状況を参考としている。
4	留萌市	道内各市議会、行政視察をした他議会等
5	稚内市	茨城県取手市・埼玉県所沢市・岩手県北上市・滋賀県大津市・三重県四日市市 北海道登別市・北海道旭川市
6	鹿部町	北海道福島町議会
7	江差町	北海道福島町、北海道栗山町など
8	今金町	芽室町議会・栗山町議会
9	ニセコ町	全道、全国の市町村議会
10	仁木町	鹿追町、芽室町
11	栗山町	大津市議会、芽室町議会、浦幌町議会
12	鷹栖町	芽室町議会
13	中富良野町	地元の近隣市町村(富良野市沿線5市町村)
14	中川町	栗山町議会、下川町議会、名寄市議会、和寒町議会
15	羽幌町	芽室町議会のほか、議会基本条例を制定している市町村議会
16	利尻町	近隣の町村
17	訓子府町	栗山町、福島町
18	興部町	北海道オホーツク管内の他市町村議会 等
19	新ひだか町	福島町、栗山町
20	清水町	浦幌町議会、芽室町議会、新得町議会、鹿追町議会
21	芽室町	○会津若松市議会 ○飯綱町議会 ○可児市議会
22	浦幌町	福島町議会、芽室町議会、大津市議会
23	中標津町	芽室町議会 美幌町議会 近隣町議会

3. 評価・検証から見る北海道内自治体議会の課題

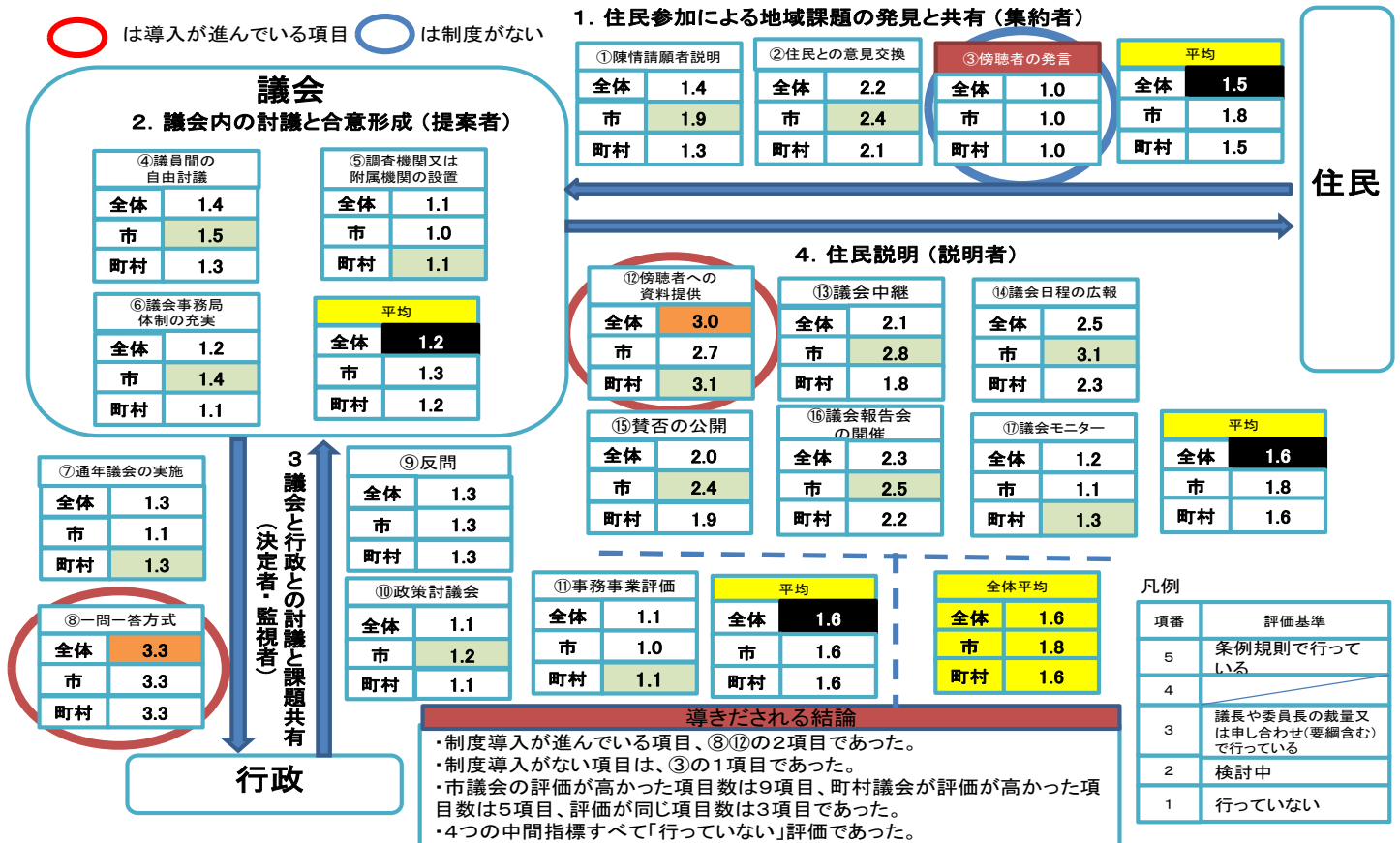
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

(1) 仮説設定



コメント: 2018年アンケート調査は、2016年調査と同様に、自治体議会が政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのように関わったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 北海道内の全体評価（市議会と町村議会との比較）



(3) 北海道内自治体議会は政策サイクルが回っているか仮説検証

1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は、①請願陳情者の説明、②住民等との意見交換、④議員間の自由討議、⑥議会事務局体制、⑩政策討議会、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催の9項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑦通年議会の実施、⑪事務事業評価、⑫傍聴者への資料提供、⑰議会モニターの5項目であった。

市議会と町村議会の議会活性化(改革)の相違は、市議会の活性化(改革)は議員数や報酬等の資源に恵まれている、規模が大きい故に出来た改革であった。(⑥議会事務局体制、⑬議会中継、⑭議会日程の広報)しかし、町村議会の活性化(改革)は、資源に恵まれない、規模が小さい故に、議会の意思で出来た改革であった。(⑦通年議会の実施、⑪事務事業評価、⑰議会モニター)

1-2 全体評価

北海道内自治体議会の全体評価の制度導入がない項目は③傍聴者の発言の1項目であった。制度導入が進んでいる項目は⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供の2項目であった。それ以外の14項目は制度導入が「行われていない」という評価であった。

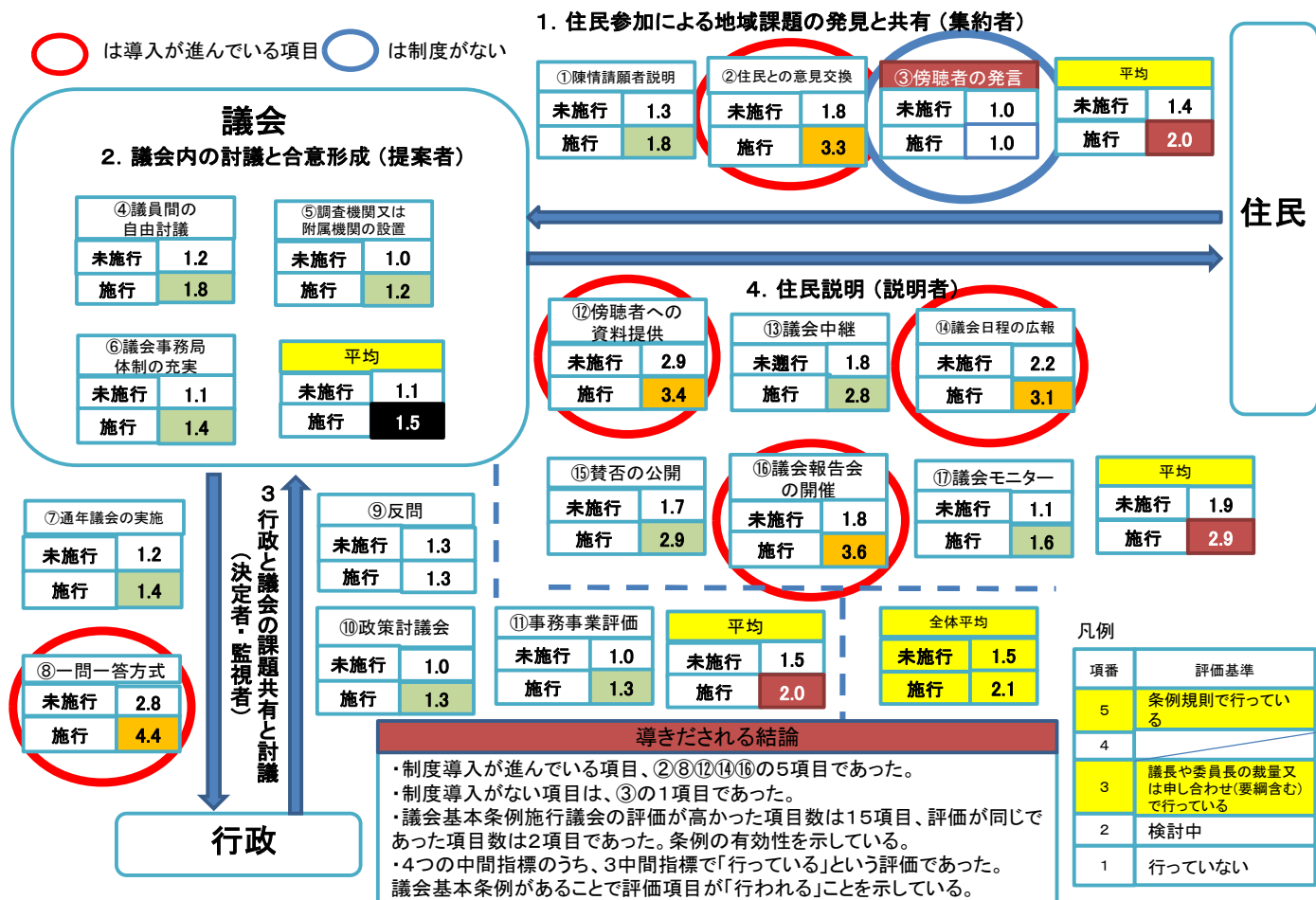
1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

北海道内自治体議会の全体評価では中間指標の1. 集約者、2. 提案者、3. 決定者・監視者、4. 説明者のすべてが「行われていない」(評価が2未満)という評価結果であった。このことから、政策サイクルのすべてが回っていない(議会改革されていない)と判定される。したがって、全体評価では北海道内自治体議会の活性化(改革)は進展していないと評価される。

(注)評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

3-2 議会基本条例施行の効果検証

(1) 北海道内の議会基本条例施行議会と未施行議会の比較



(2) 議会基本条例施行の効果検証

1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。このことは、議会の活性化(改革)には議会基本条例の施行が有効であることを物語っている。

1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価が3(行っている)の項目は17項目中5項目(②⑧⑫⑭⑯)で、評価が3以下(行っていない)の項目は17項目中11項目(①④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑰)であった。全体評価(前ページ)では、評価3は2項目(⑧一問一答方式、⑫傍聴者への資料提供)のみであったが、議会基本条例がある議会では、さらに3項目(②住民等との意見交換、⑭議会日程の広報、⑯議会報告会の開催)が多い結果であった。このことは議会基本条例で規定されることで行われる制度があることを示している。

1-3 議会基本条例施行の効果検証

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、政策サイクルの中間指標4つうち3つ(1. 集約者(2.0)、3. 決定者・監視者(2.0)、4. 説明者(2.9))の機能が機能しており、このことは議会基本条例が有効に機能していることを示している。したがって、議会改革の第一歩は議会基本条例の制定(住民との約束)である。しかし、同条例があっても行っていない議会も多くあることも事実であるが、しかし、同条例があるということは1つの希望でもある。

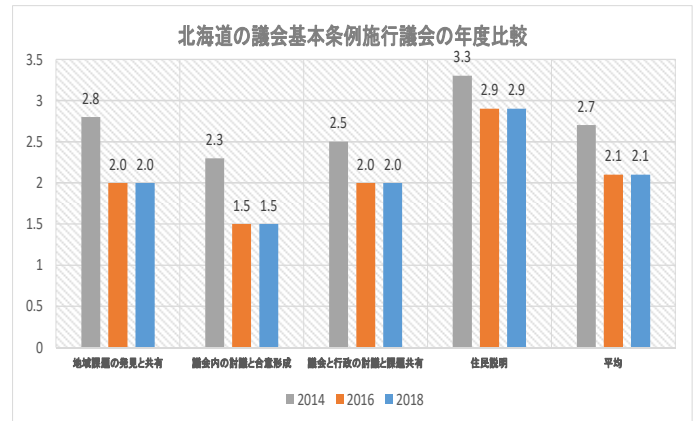
2018年調査で、1つの希望を見つけた。それは道内の17市町村議会でも、議会基本条例の制定を検討している(P13参照)ことを知ったことであった。

(注)施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているか判定した。

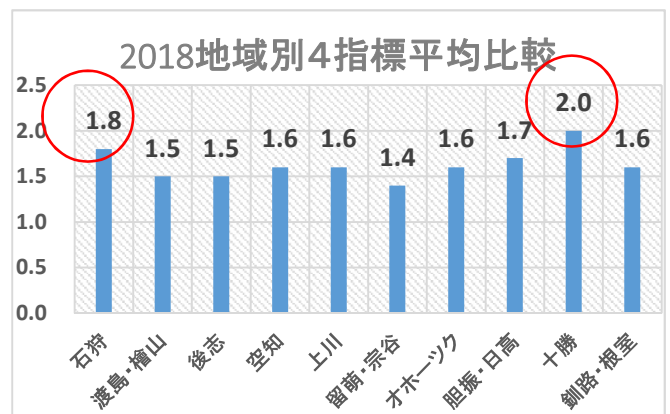
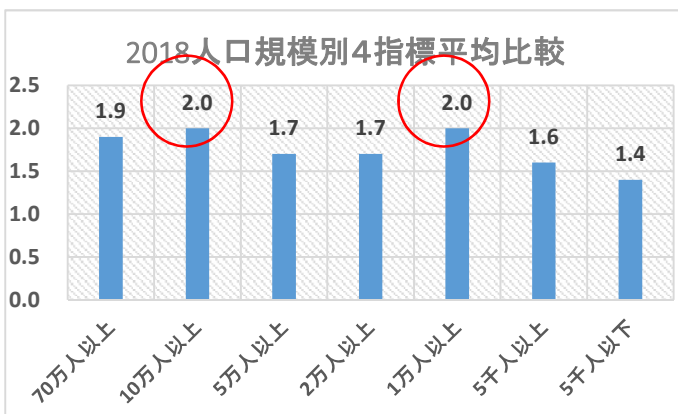
(3) 2018.2016.2014年調査の北海道の議会基本条例施行議会の比較

北海道	地域課題の 発見と共有	議会内の討 議と合意形 成	議会と行政 の討議と課 題共有	住民説明	平均
2018	2.0	1.5	2.0	2.9	2.1
2016	2.0	1.5	2.0	2.9	2.1
2014	2.8	2.3	2.5	3.3	2.7

コメント: 議会基本条例施行議会の2016年と2018年との比較では、変化なしであったが、2014年と2018年との比較では平均値が大幅ダウンとなっている。議会の活性化(改革)に取り組む議会の意欲が減退している。



(4) 北海道の人口規模別・地域別4指標平均比較(全体評価)



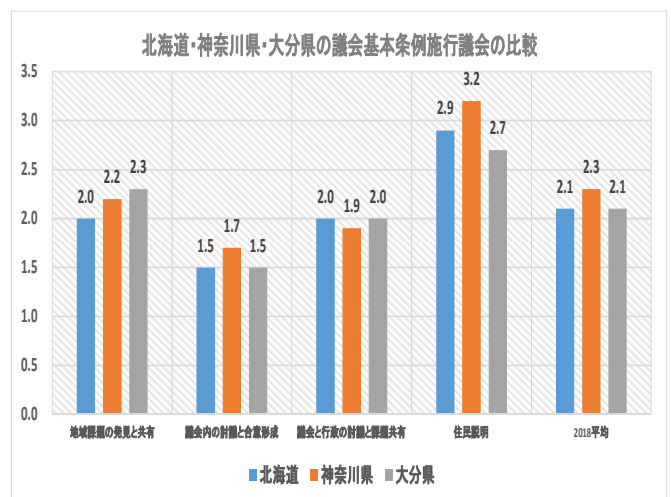
コメント: 人口規模では10万人以上～70万人未満と1万人以上～2万人未満の4指標平均値が高かった。この人口規模の議会の活性化(改革)が活発であることを示している。しかし、逆に、5千人以下の議会の活性化(改革)が不活発であることも示している。人口規模による議会間の差がある。

また、地域別では十勝地方が議会の活性化(改革)が活発であるのに対し、留萌・宗谷地方が議会の活性化(改革)が不活発であることを示している。地域間に議会の活性化(改革)に差がある。

(5) 北海道・神奈川県・大分県の議会基本条例施行議会の比較

自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討 議と合意形 成	議会と行政の 討議と課題共有	住民説明	2018平均
北海道	2.0	1.5	2.0	2.9	2.1
神奈川県	2.2	1.7	1.9	3.2	2.3
大分県	2.3	1.5	2.0	2.7	2.1

コメント: 議会基本条例施行議会の2018平均値の比較では、北海道は大分県と同じであったが、神奈川県の方が北海道や大分県より平均値が上であった。このことは、神奈川県の議会の方が北海道や大分県の議会より議会の活性化(改革)が進んでいることを示している。



(6) 議会基本条例制定議会の比較

① 全体比較

NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政の 討議と課題共有	住民説明	2018平均	2016平均	2014平均
1	芽室町	3.7	4.7	4.2	5.0	4.4	4.8	4.7
2	栗山町	3.3	2.3	2.6	4.7	3.2	2.9	3.8
3	浦幌町	2.3	1.3	3.8	4.5	3.0	2.7	3.5
4	帯広市	3.3	2.3	2.2	3.7	2.9	2.9	2.9
5	福島町	2.3	2.3	3.2	3.7	2.9	3.4	4.6
6	網走市	3.3	1.0	2.6	3.8	2.7	2.3	2.0
7	豊浦町	2.0	2.3	2.6	3.0	2.5		
8	旭川市	2.7	3.0	1.8	2.2	2.4	2.1	2.6
9	八雲町	2.3	1.7	1.8	3.7	2.4	2.2	2.7
10	江別市	3.3	2.3	1.4	2.2	2.3	2.5	2.4
11	根室市	2.0	1.0	2.6	3.0	2.2	2.5	3.1
12	石狩市	3.0	2.0	1.4	2.5	2.2	2.4	2.1
13	登別市	2.0	1.0	1.8	3.7	2.1	2.1	2.9
14	幕別町	2.0	1.0	1.8	3.7	2.1	2.2	3.3
15	広尾町	1.0	1.0	1.8	4.2	2.0	1.8	1.7
16	本別町	2.0	1.7	1.8	2.3	2.0	1.6	
17	札幌市	1.7	2.3	1.0	2.7	1.9	2.0	1.8
18	釧路市	2.3	1.0	1.4	2.8	1.9	2.3	2.0
19	夕張市	2.0	1.0	2.6	1.8	1.9	2.0	
20	士別市	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	1.6	2.9
21	三笠市	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.8	1.9
22	今金町	2.0	1.0	2.0	2.5	1.9	1.7	2.7
23	足寄町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	2.9	3.1
24	北海道	1.7	2.3	1.0	2.3	1.8	1.8	2.2
25	北竜町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.9	2.2
26	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.8	2.7
27	大空町	2.0	1.0	1.8	2.5	1.8	1.9	1.7
28	安平町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.5	2.3
29	むかわ町	1.0	1.7	1.8	2.8	1.8	1.9	2.1
30	留萌市	2.3	1.0	1.4	2.0	1.7	1.7	1.6
31	名寄市	1.0	1.0	1.8	2.8	1.7	1.8	2.4
32	知内町	1.3	1.0	1.8	2.8	1.7	1.7	
33	訓子府町	1.7	1.0	1.4	2.5	1.6	1.6	
34	芦別市	1.0	1.0	1.2	2.7	1.5	1.6	1.4
35	富良野市	1.0	1.0	1.4	2.5	1.5	1.9	1.9
36	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.0	1.5	1.5	2.5
37	遠軽町	1.0	1.0	1.8	2.3	1.5	1.6	1.9
38	白糠町	1.0	1.0	1.8	1.5	1.3	1.3	1.9
北海道平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1	2.1	2.7
2016平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1		
2014平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7		
神奈川県平均		2.2	1.7	1.9	3.2	2.3		
大分県平均		2.3	1.5	2.0	2.7	2.1		

②道・市・町村比較

NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政の 討議と課題共有	住民説明	2018平均	2016平均	2014平均
北海道		1.7	2.3	1.0	2.3	1.8	1.8	2.2
1	帯広市	3.3	2.3	2.2	3.7	2.9	2.9	2.9
2	網走市	3.3	1.0	2.6	3.8	2.7	2.3	2.0
3	旭川市	2.7	3.0	1.8	2.2	2.4	2.1	2.6
4	江別市	3.3	2.3	1.4	2.2	2.3	2.5	2.4
5	根室市	2.0	1.0	2.6	3.0	2.2	2.5	3.1
6	石狩市	3.0	2.0	1.4	2.5	2.2	2.4	2.1
7	登別市	2.0	1.0	1.8	3.7	2.1	2.1	2.9
8	札幌市	1.7	2.3	1.0	2.7	1.9	2.0	1.8
9	釧路市	2.3	1.0	1.4	2.8	1.9	2.3	2.2
10	夕張市	2.0	1.0	2.6	1.8	1.9	2.0	
11	士別市	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	1.6	2.9
12	三笠市	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.8	1.9
13	留萌市	2.3	1.0	1.4	2.0	1.7	1.7	1.6
14	名寄市	1.0	1.0	1.8	2.8	1.7	1.8	2.4
15	芦別市	1.0	1.0	1.2	2.7	1.5	1.6	1.4
16	富良野市	1.0	1.0	1.4	2.5	1.5	1.9	1.9
市平均		2.1	1.4	1.7	2.7	2.0	2.1	2.3
NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政の 討議と課題共有	住民説明	2018平均	2016平均	2014平均
1	芽室町	3.7	4.7	4.2	5.0	4.4	4.7	
2	栗山町	3.3	2.3	2.6	4.7	3.2	2.9	3.8
3	浦幌町	2.3	1.3	3.8	4.5	3.0	2.7	3.5
4	福島町	2.3	2.3	3.2	3.7	2.9	3.4	4.6
5	豊浦町	2.0	2.3	2.6	3.0	2.5		
6	八雲町	2.3	1.7	1.8	3.7	2.4	2.2	2.7
7	幕別町	2.0	1.0	1.8	3.7	2.1	2.2	3.3
8	広尾町	1.0	1.0	1.8	4.2	2.0	1.8	1.7
9	本別町	2.0	1.7	1.8	2.3	2.0	1.6	1.8
10	今金町	2.0	1.0	2.0	2.5	1.9	1.7	2.7
11	足寄町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	2.9	3.1
12	北竜町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.9	2.2
13	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.8	2.7
14	大空町	2.0	1.0	1.8	2.5	1.8	1.9	1.7
15	安平町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.5	2.3
16	むかわ町	1.0	1.7	1.8	2.8	1.8	1.9	2.1
17	知内町	1.3	1.0	1.8	2.8	1.7	1.7	
18	訓子府町	1.7	1.0	1.4	2.5	1.6	1.6	1.8
19	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.0	1.5	1.5	2.5
20	遠軽町	1.0	1.0	1.8	2.3	1.5	1.6	1.9
21	白糠町	1.0	1.0	1.8	1.5	1.3	1.3	1.9
町村平均		1.9	1.5	2.1	3.0	2.1	2.2	2.8
2018平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1		
2016平均		2.0	1.5	2.0	2.9		2.1	
2014平均		2.8	2.3	2.5	3.3			2.7

(注) 2016・2014年度の平均は調査時の値

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1)対話する議会のクロス分析 (P63～P66参照))

①中間指標の「対話する議会」は、問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、両方が「あり」と両方が「なし」、どちらかが「あり」と「なし」の分類することで、対話が行われているかどうかを判定する。

②北海道の中間指標「住民と対話する議会」となっているかの判定

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が46議会32%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が58議会40%と、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率が高いことから、北海道内の議会は中間指標「対話する議会」にはなっていないと判定する。

【(ア)2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P63参照】

③議会基本条例は「対話する議会」に効果はあるか

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の議会では、46議会中24議会(52%)が議会基本条例施行議会であった。これは議会基本条例施行議会から回答の38議会中24議会(63%)と同条例を施行している議会が多い。このことから、議会基本条例がありことで住民と対話する議会になるとは言えないが、同条例があることで、対話する議会を持続する効果はあると言える。

【(ア)2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P63参照】

④対話する議会のクロス分析結果から見える北海道内自治体議会の二極化と固定化の問題

2018年の対話する議会の「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の議会が2016年でも同様にある議会数をカウントしたところ、30議会(65%)あった。また、2018年の対話する議会の「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の議会が2016年でも同様にある議会数をカウントしたところ、43議会(74%)であった。このことは、同じ議会が2年間変化なしを続けている固定化と、あり議会となし議会の二極化を示している。

【(ア)2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P63参照】

⑤「住民等との意見交換あり」の2016年調査と2018年調査の比較結果

問2の「住民等との意見交換あり」が2016年調査では48議会(35%)、2018年調査では68議会(47%)と議会数では+20議会、比率では+12%と、住民との意見交換する議会が増加している。

【(ウ)2016・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P65参照】

⑥「議会報告会開催」の2016年調査と2018年調査の比較結果

「議会報告会開催あり」が2016年調査では56議会(41%)、2018年調査では64議会(45%)と議会数では+8議会、比率では+4%増加し、議会報告会を開催する議会が増加している。

【(ウ)2016・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P65参照】

⑦2016年の前回調査との比較から中間指標の「対話する議会」が増加しているか

中間指標の「対話する議会」を2018年と2016年と比較すると、「住民等との意見交換」と「議会報告会開催」共に「行っている」は、2016年調査では34議会(25%)、2018年調査では46議会(32%)と議会数では+12議会、比率では+7%と、住民と対話する議会が増加している。逆に、共に「行っていない」は、2016年調査では68議会(49%)、2018年調査では58議会(40%)と議会数では-10議会、比率では-9%と、住民と対話しない議会が減少している。このことから、住民と対話する議会が増加していると判定できる。

【(ウ)2016・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P65参照】

⑧北海道・神奈川県・大分県の「住民と対話する議会」のクロス分析の結果からわかること

北海道の議会は「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率より「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率が高いことから「対話する議会」とはなっていないと判定できる。一方、神奈川県・大分県は「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率より「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率の方が高いことから、神奈川県・大分県内の議会は「対話する議会」になっていると判定できる。

【(エ)2018北海道・神奈川県・大分県の住民と対話する議会のクロス分析 P65参照】

(ア)2018北海道の「対話する議会」のクロス分析

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

住民等との意見交換あり(68議会47%)

議会報告会開催なし
(80議会55%)

北海道、旭川市、室蘭市、岩見沢市、江別市、千歳市、登別市、森町、長万部町、長沼町、月形町、雨竜町、愛別町、中富良野町、羽幌町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、音更町、上士幌町、新得町、大樹町

22議会15%

住民との意見交換あり
議会報告会開催なし

①札幌市、②函館市、北見市、④苫小牧市、⑤稚内市、⑥紋別市、⑦滝川市、⑧恵庭市、⑨伊達市、⑩北広島市、⑪北斗市、⑫松前町、⑬七飯町、⑭鹿部町、⑮江差町、⑯上ノ国町、乙部町、⑰奥尻町、⑱せたな町、⑲島牧村、⑳寿都町、㉑黒松内町、真狩村、喜茂別町、㉒余市町、上砂川町、㉓妹背牛町、沼田町、㉔幌加内町、㉕東神楽町、㉖当麻町、㉗比布町、東川町、美瑛町、㉘増毛町、㉙小平町、遠別町、㉚天塩町、㉛猿払村、㉜浜頓別町、㉝中頓別町、㉞枝幸町、㉟豊富町、礼文町、㊱利尻町、㊲清里町、㊳小清水町、㊴滝上町、平取町、新冠町、㊵浦河町、㊶様似町、中札内村、㊷豊頃町、陸別町、㊸弟子屈町、㊹白糠町、標津町

58議会40%

住民との意見交換なし
議会報告会開催なし

①小樽市、②釧路市、③帯広市、④夕張市、⑤留萌市、網走市、⑥赤平市、⑦士別市、三笠市、⑧根室市、歌志内市、深川市、⑨石狩市、⑩新篠津村、⑪福島町、⑫八雲町、⑬厚沢部町、⑭今金町、仁木町、⑮南幌町、奈井江町、栗山町、新十津川町、⑯北竜町、鷹栖町、⑰占冠村、⑱和寒町、⑲下川町、美幌町、⑳津別町、斜里町、㉑訓子府町、㉒佐呂間町、㉓湧別町、興部町、㉔大空町、豊浦町、安平町、㉕清水町、㉖芽室町、㉗幕別町、㉘本別町、㉙足寄町、㉚浦幌町、別海町、㉛中標津町

46議会32%

住民との意見交換あり
議会報告会開催あり

美瑛市、芦別市、名寄市、砂川市、富良野市、当別町、知内町、ニセコ町、中川町、遠軽町、むかわ町、日高町、えりも町、新ひだか町、更別村、広尾町、池田町、羅臼町

18議会13%

住民との意見交換なし
議会報告会開催あり

議会報告会開催あり
(64議会45%)

住民等との意見交換なし(76議会53%)

(注1)アンダーラインは議会基本条例制定議会

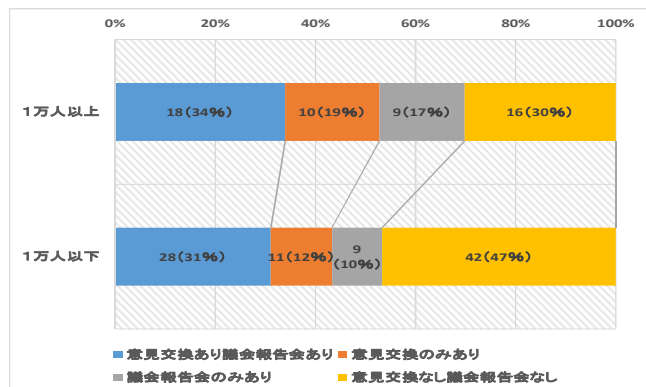
(注2)①等は2016年調査にもあった議会

(イ)対話する議会の分析

①人口規模別

人口規模	意見交換あり 議会報告会あり	意見交換のみあり	議会報告会のみあり	意見交換なし 議会報告会なし	計
1万人以上	18(39%)	10(48%)	9(50%)	16(28%)	53
1万人以下	28(61%)	11(52%)	9(50%)	42(72%)	90
計	46	21	18	58	143

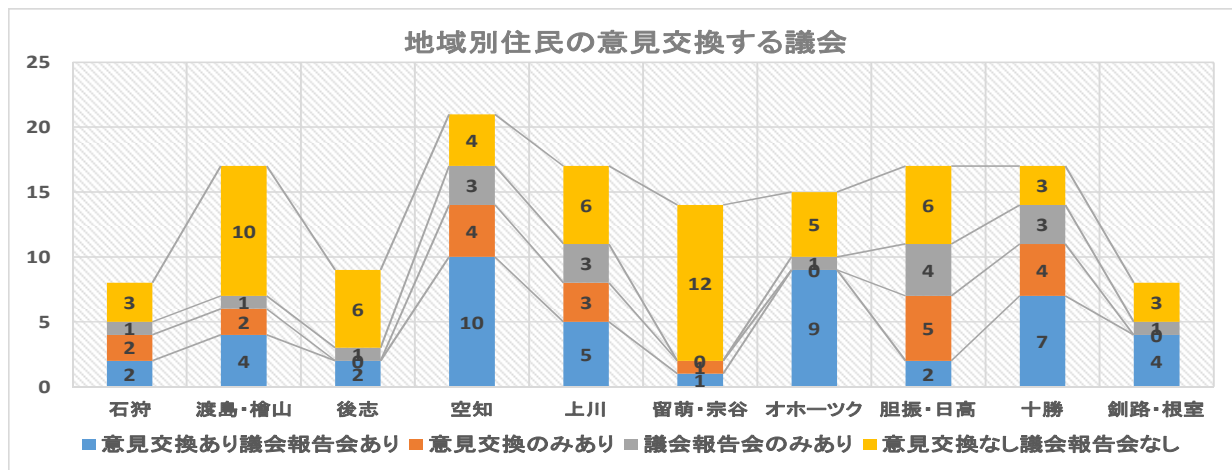
(注)北海道議会含まず。



②地域別

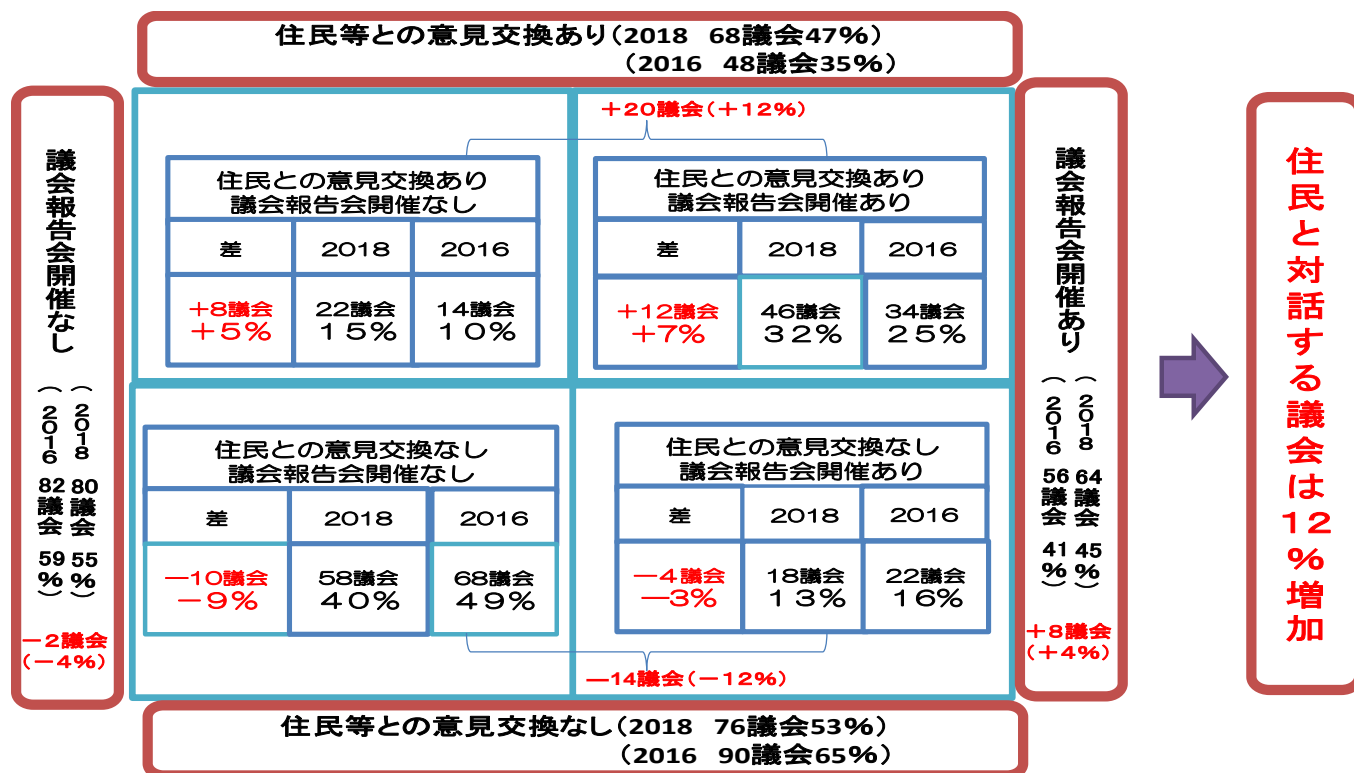
項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
意見交換あり 議会報告会あり	2	4	2	10	5	1	9	2	7	4	46
意見交換のみあり	2	2	0	4	3	1	0	5	4	0	21
議会報告会のみあり	1	1	1	3	3	0	1	4	3	1	18
意見交換なし 議会報告会なし	3	10	6	4	6	12	5	6	3	3	58
計	8	17	9	21	17	14	15	17	17	8	143
意見交換あり・議会報告会あり比率	25%	24%	22%	48%	29%	7%	60%	12%	41%	50%	32%

(注)北海道議会含まず。

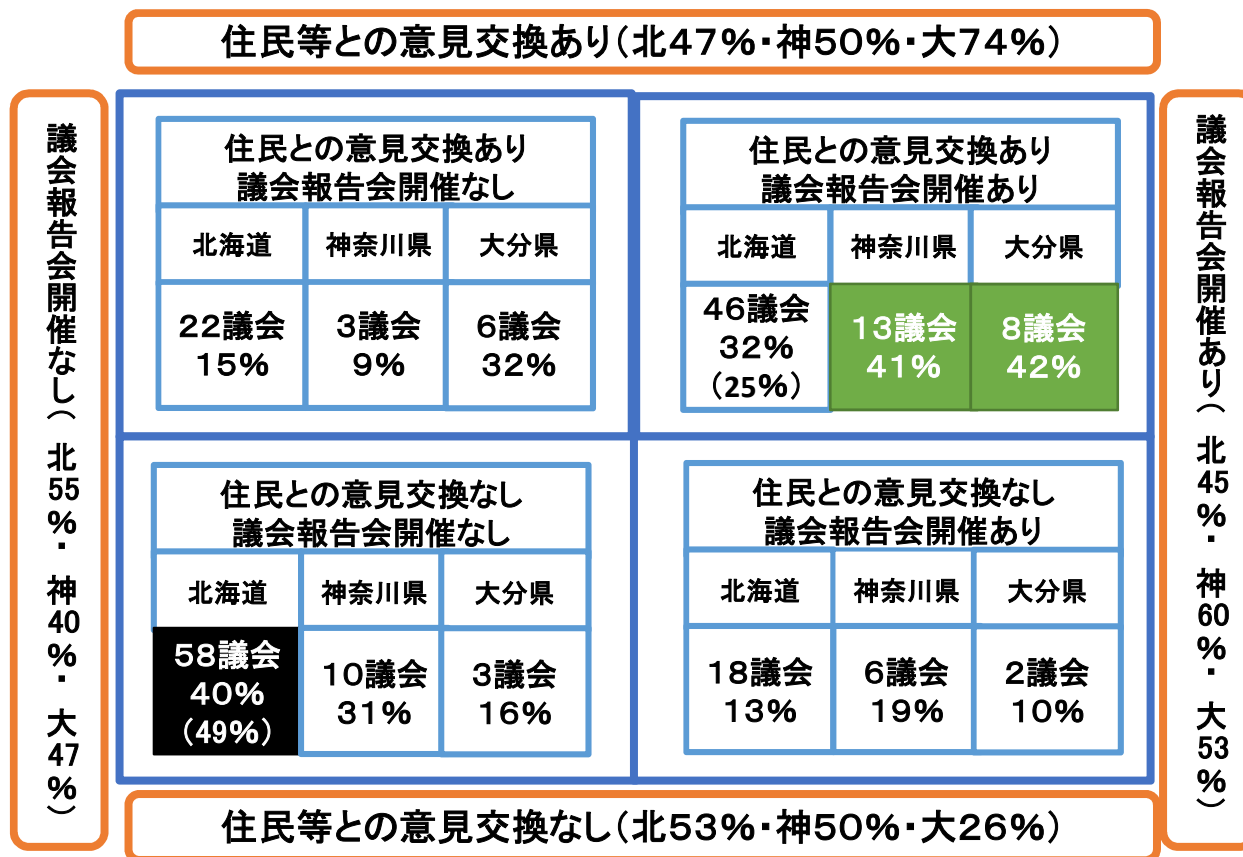


- ・人口規模別で「住民等との意見交換・議会報告会が行われている」を見ると、1万人以上では39%、1万人以下では61%で、住民等との意見交換・議会報告会が行われているのは人口規模1万人以下の議会が圧倒的に多いことを示している。一方、逆に、「住民等との意見交換・議会報告会が行われていない」を見ると、人口規模1万人以上が28%、1万人以下では72%で、1万人以下の議会がこれも圧倒的に多い。このことは、人口規模1万人以下の議会では住民等との意見交換する議会と旧態依然の住民等との意見交換しない議会の二極化していることを示している。
- ・「住民等との意見交換・議会報告会が行われている」議会が一番多い地域はオホーツク(60%)で、逆に、一番少ない地域は留萌・宗谷(7%)であった。

(ウ)2016・2018北海道の対話する議会のクロス分析



(エ)2018北海道・神奈川県・大分県の対話する議会のクロス分析



(注)北海道の()は2016年調査結果

(参考)2016年調査結果 対話する議会

住民等との意見交換あり(48議会35%)

議会報告会開催なし(82議会59%)

北海道、旭川市、室蘭市、岩見沢市
三笠市、登別市、森町、倶知安町、
長沼町、沼田町、利尻富士町、白老
町、音更町、鶴居村

14議会10%

住民との意見交換あり
議会報告会開催なし

札幌市、函館市、北見市、苫小牧
市、稚内市、紋別市、滝川市、
砂川市、深川市、恵庭市、伊達市
北広島市、北斗市、松前町、七飯
町、鹿部町、長万部町、江差町、
上ノ国町、奥尻町、せたな町、島牧
村、寿都町、神恵内村、仁木町、
余市町、月形町、妹背牛町、秩父
別町、雨竜町、幌加内町、東神楽
町、当麻町、比布町、愛別町、美瑛
町、中富良野町、南富良野町、増
毛町、小平町、苫前町、初山別村
天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓
別町、枝幸町、豊富町、利尻町、清
里町、小清水町、滝上町、西興部
村、雄武町、厚真町、洞爺湖町、
安平町、浦河町、様似町、えりも町
新ひだか町、士幌町、上士幌町、
中札内村、広尾町、豊頃町、弟子
屈町、白糠町

68議会49%

住民との意見交換なし
議会報告会開催なし

小樽市、釧路市、帯広市、夕張市
留萌市、赤平市、根室市、石狩市
新篠津村、福島町、八雲町、厚沢
部町、今金町、二セコ町、南幌町
北竜町、占冠村、和寒町、下川町
美深町、津別町、訓子府町、佐呂
間町、湧別町、大空町、新得町、
清水町、芽室町、幕別町、池田町
本別町、足寄町、浦幌町、中標
津町

34議会25%

住民との意見交換あり
議会報告会開催あり

網走市、美瑛市、芦別市、江別市
士別市、名寄市、千歳市、歌志内
市、富良野市、当別町、知内町、
真狩村、京極町、奈井江町、栗山
町、中川町、置戸町、遠軽町、むか
わ町、日高町、更別村、別海町

22議会16%

住民との意見交換なし
議会報告会開催あり

議会報告会開催あり(56議会41%)

住民等との意見交換なし(90議会65%)

(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(2)2018討議する議会のクロス分析 (P68～P70P参照)

①中間指標の「討議する議会」は、問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、両方が「あり」と両方が「なし」、どちらかが「あり」と「なし」の分類することで、住民との対話が行われているかどうかを判定する。

②北海道の中間指標「討議する議会」となっているのか判定

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が2議会1%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が125議会87%と、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率が高いことから、北海道内の議会は中間指標「討議する議会」にはなっていないと判定する。

【(ア)2018北海道の討議する議会のクロス分析 P68参照】

③議会基本条例は討議する議会に効果はあるか

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」の2議会すべて議会基本条例施行議会であった。しかし、議会基本条例施行議会から回答の38議会中2議会(5%)と、議会基本条例が討議する議会には効果を発揮していないことを示している。

【(ア)2018北海道の討議する議会のクロス分析 P68参照】

④問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」の2016年調査と2018年調査の比較結果

討議する議会を2018年と2016年を比較すると、「自由討議」と「政策討議会開催」共に「行っている」は、2016年調査(P70参照)では、利尻町・芽室町、2018年調査(P68参照)では、帯広市・栗山町であった。逆に、共に「行っていない」は、2016年調査では116議会(84%)、2018年調査では125議会(87%)と議会数では9議会、比率では3%増加していることを示している。討議しない議会が増加している。

【(ア)2018北海道の討議する議会のクロス分析 P68参照】

⑤2016・2018北海道の討議する議会のクロス分析

「自由討議あり」は2016年調査では17議会(12%)、2018年調査では15議会(10%)と議会数では一2議会、比率では一2%と、自由討議を行う議会が微減していることを示している。一方、「政策討議会開催あり」は2016年調査では7議会(5%)、2018年調査では6議会(4%)と議会数では一1議会、比率では一1%と、政策討議会を行う議会が微減していることを示している。2016年調査と2018年調査との比較では、討議する議会が微減しているという結果であった。(P69参照)

⑥北海道・神奈川県・大分県の「討議する議会」のクロス分析の結果からわかること

北海道・神奈川県・大分県の「討議する議会」のクロス分析では、北海道・神奈川県・大分県は「自由討議あり」「政策討議会開催あり」の比率より「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率の方が高いことから、3地域共に「討議する議会」とはなっていないと判定できる。(P69参照)

⑦なぜ討議する議会になれないのか

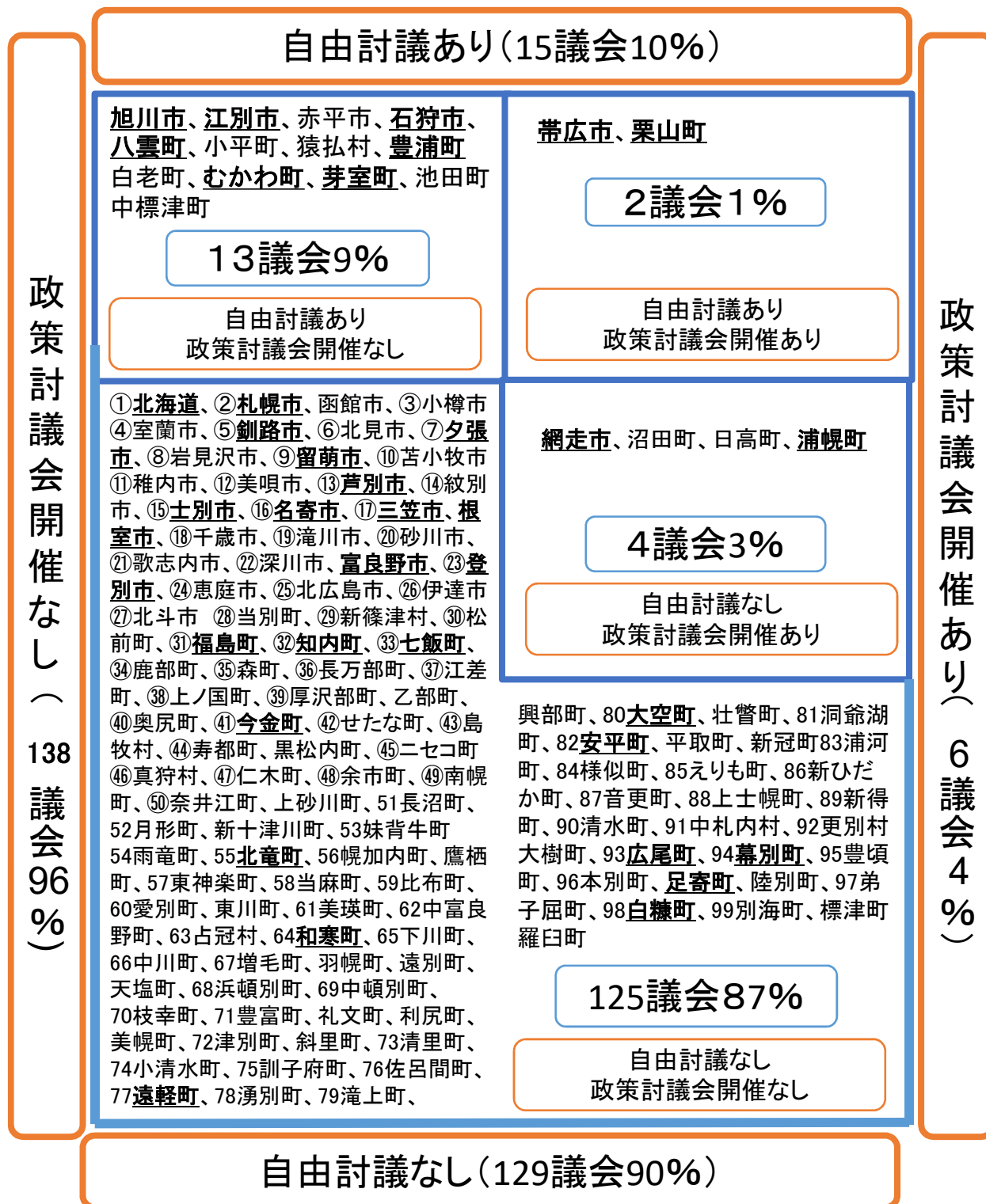
前提として、議会が政策をつくる主体となるべきなのか、それとも、なるべきでないのかによる。前者であれば、議会が政策づくりのために討議が必要になるが、後者であれば、首長提案の政策に討議をせず、賛成・反対と言っていれば良いことになる。

討議をする議会になっていないという調査結果は、多くの議会は政策づくりは議会の役割とは思っていないということになる。その根拠は、政策を議会がつくるための仕組みとして、専門的知見を活用した政策づくりのための⑤調査機関又は附属機関の設置、委員会中心の政策づくりのための⑦通年議会の実施、請願陳情者の説明、議会報告会や住民等との意見交換会といった住民ニーズをトリガーとした政策づくりのための⑩政策討議会、総合計画とリンクした政策評価を活用した政策づくりのための⑪事務事業評価といった評価項目がほとんどの議会では行われていないという調査結果が物語っている。

議会は政策づくりの場ではなく、首長の追認機関として、⑧一問一答方式、⑨反問、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑭賛否の公開、⑮議会報告会等が単なる形式的な議会運営になっているとしたら、何か重要な危機に直面しているのではないかと危惧する。

(ア)2018北海道の討議する議会のクロス分析

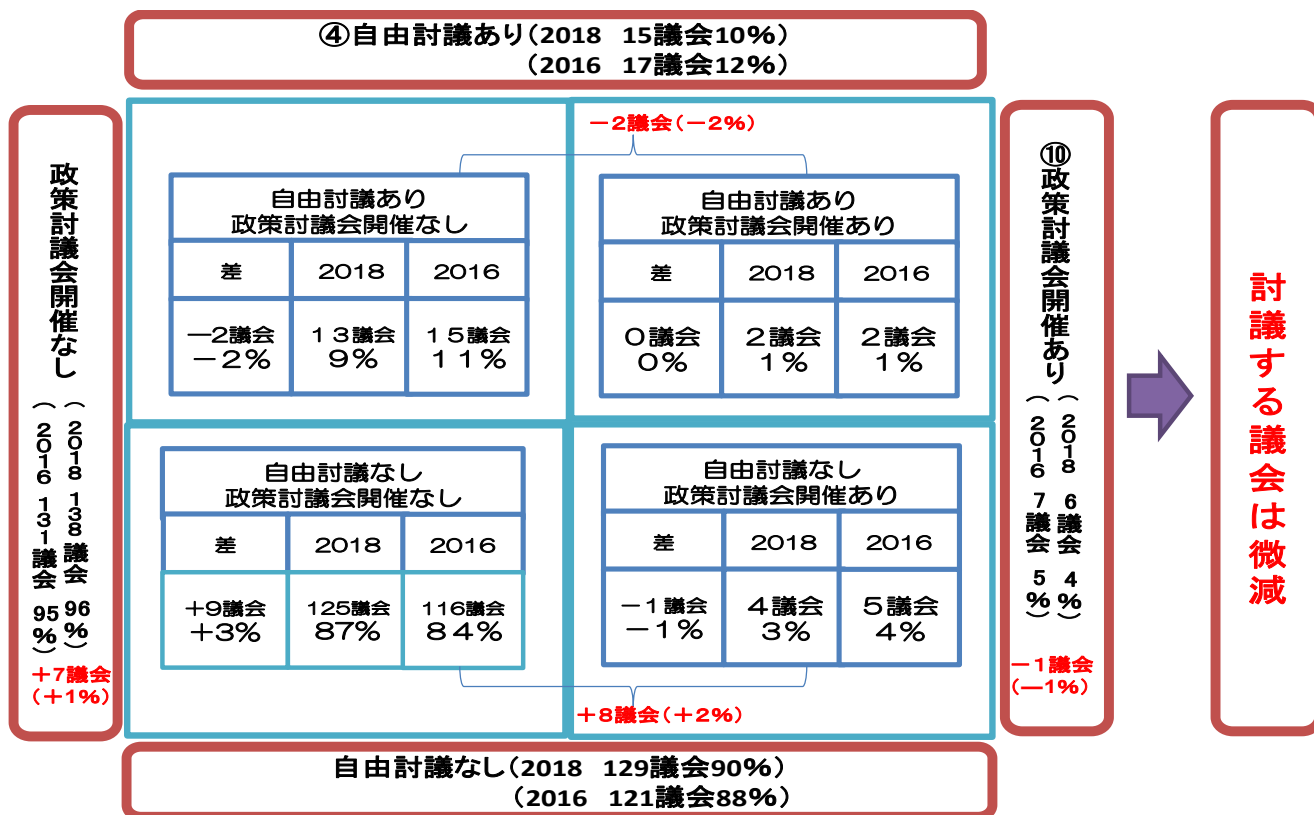
問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



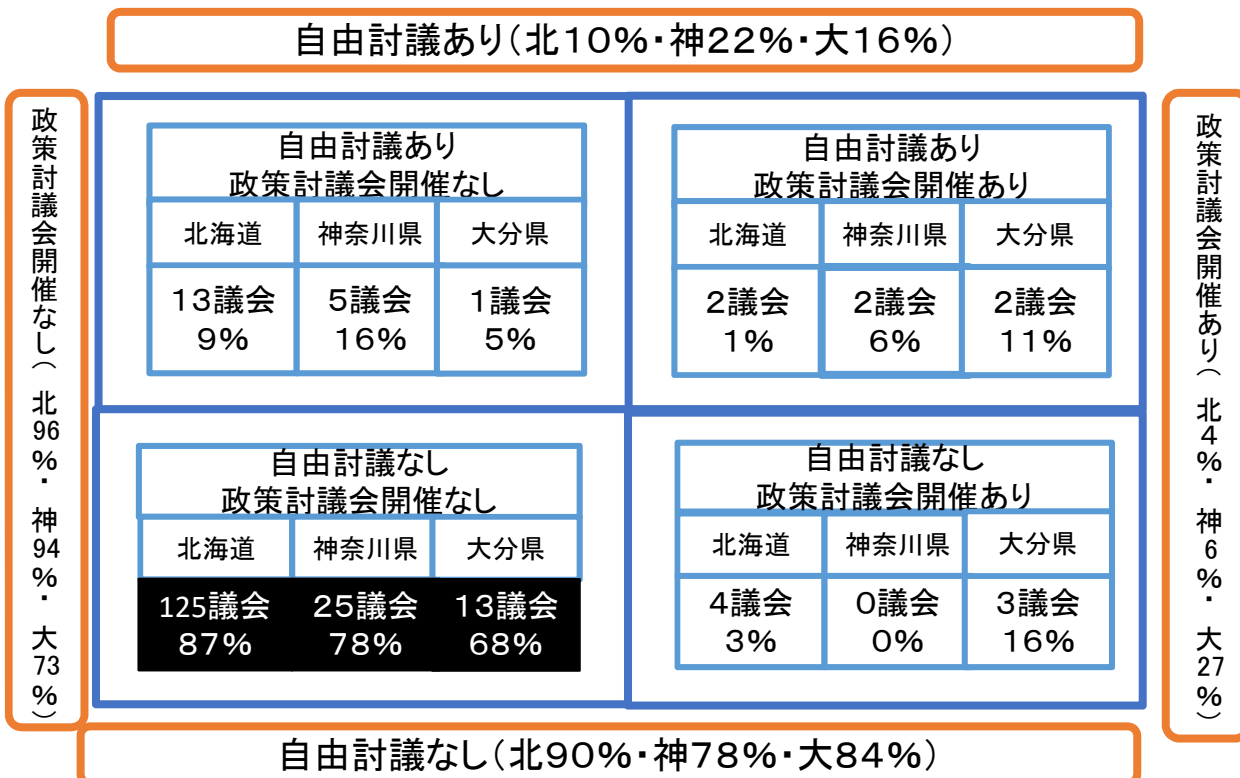
(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(注2)①等は2016年調査にもあった議会

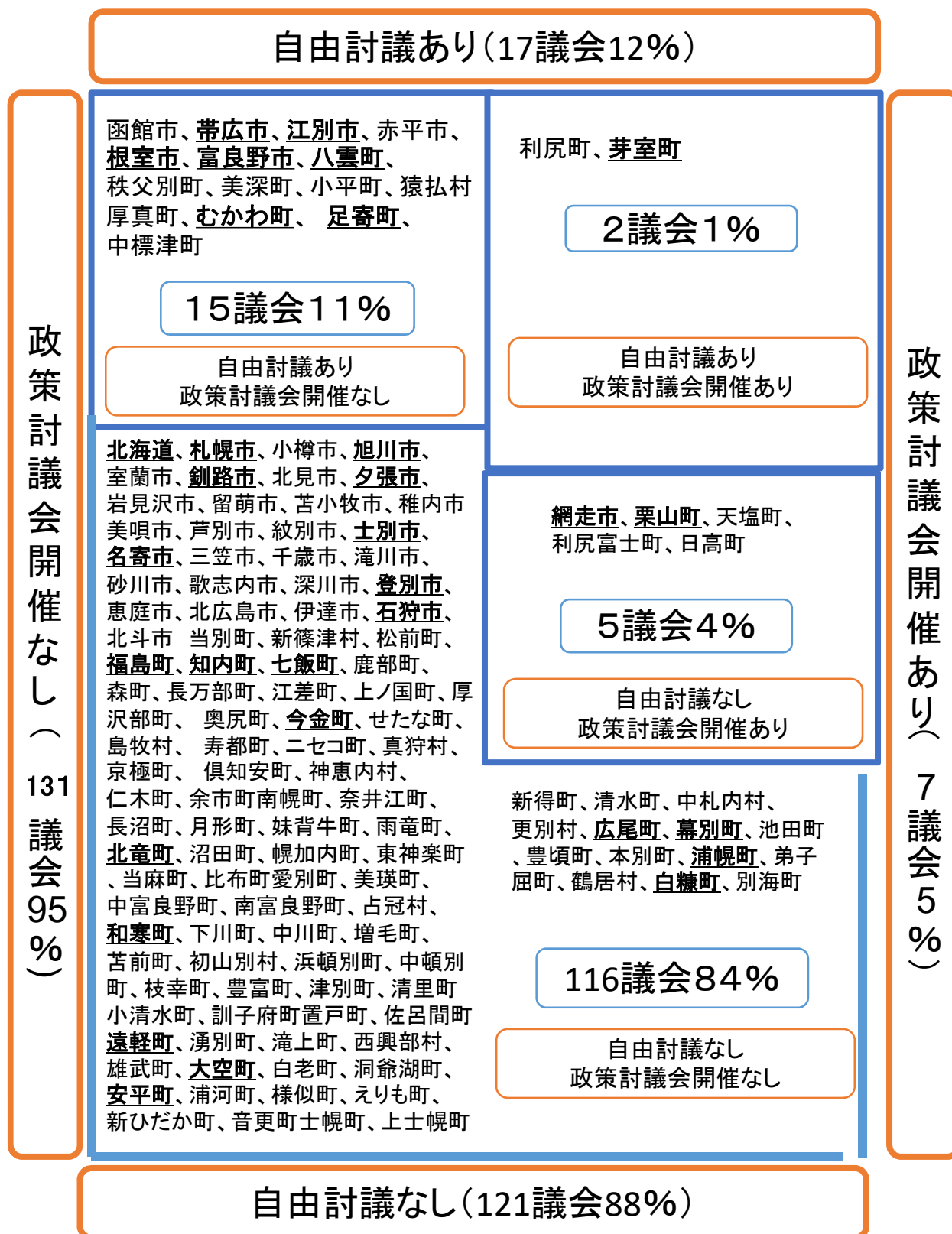
(イ) 2016・2018北海道の討議する議会のクロス分析



(ウ) 2018北海道・神奈川県・大分県の討議する議会のクロス分析



(参考)2016年調査結果 討議する議会



3-4 北海道内地方議会の4タイプから見る課題

(1) 北海道内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のとおり基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)であること、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)かにより区分する。

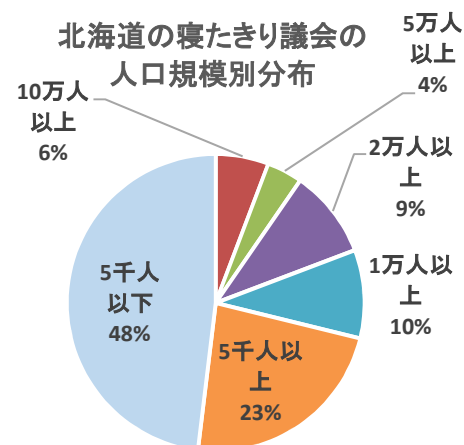
(2) 北海道内地方議会の4タイプの課題

北海道内議会の課題は、以下であった。

- ①寝たきり議会の比率が先駆議会の3倍であること(寝たきり議会が多いことと、先駆議会が少ないこと)
- ②議会基本条例無しの試行錯誤議会(49議会34%)が寝たきり議会に転落する可能性があること
- ③議会基本条例有の試行錯誤議会(23議会16%)が居眠り議会に転落する可能性があること
- ④先駆議会と寝たきり議会の二極化と寝たきり議会の固定化が進んでいる。
- ⑤寝たきり議会の人口規模別分布では1万人以下の議会が71%と、北海道の一番の課題である。

2018北海道内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		回答 議会数	比率
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会		
先駆議会	○	両方又は片方○	両方又は片方○	両方又は片方○	両方又は片方○	12	12%
	×	両方又は片方○	両方又は片方○	両方又は片方○	両方又は片方○	5	
試行錯誤 議会	○	両方又は片方○	両方又は片方○	両方×	両方×	23	50%
	×	両方又は片方○	両方又は片方○	両方×	両方×	46	
	×	両方×	両方又は片方○	両方又は片方○	両方又は片方○	3	
居眠り議会	○	両方×	両方×	両方×	両方×	3	2%
寝たきり議会	×	両方×	両方×	両方×	両方×	52	36%



Ⅱ 北海道・神奈川県・ 大分県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較

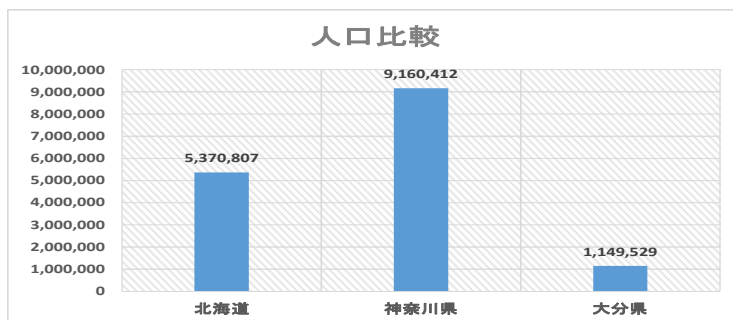
1-1 人口規模比較

(1) 人口比較

人口比較

	北海道	神奈川県	大分県
人口	5,370,807	9,160,412	1,149,529
比率	1.00	1.71	0.21

(注) 平成29年1月1日現在住民基本台帳人口
総務省 住民基本台帳に基づく人口より

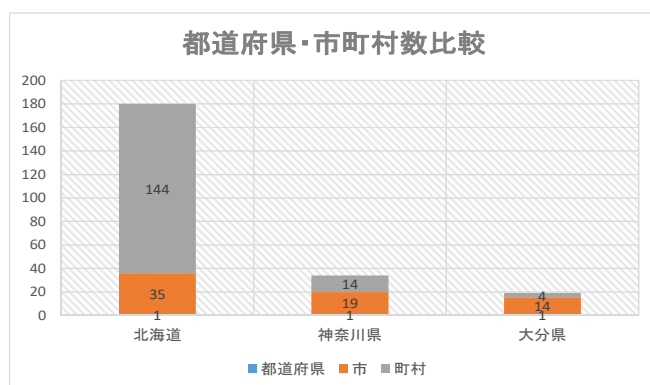


(2) 市町村数比較

市町村数比較

	北海道	神奈川県	大分県
都道府県	1	1	1
市	35	19	14
町村	144	14	4
計	180	34	19
比率	9.5	1.8	1.0

(注) 北海道の市町村数は大分県の9.5倍である。

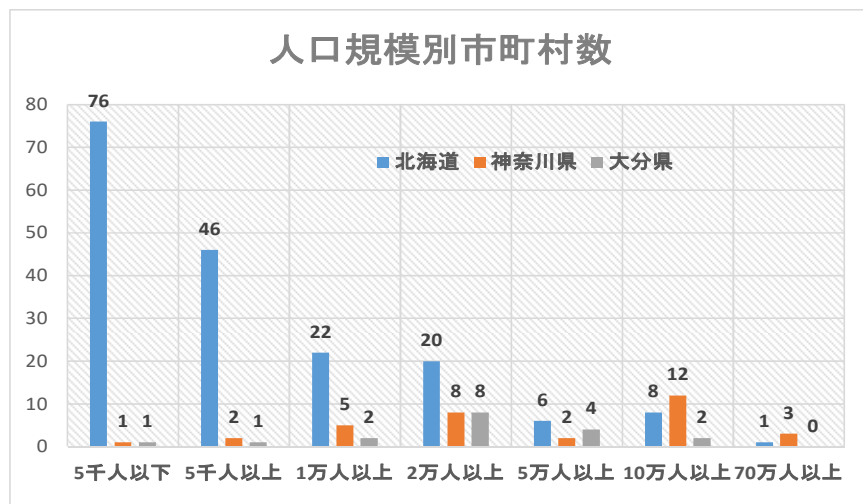


(3) 人口規模別市町村数比較

人口区分にみる市町村の構成

	北海道				神奈川県				大分県			
人口規模	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率
70万人以上	1	1%	1%	31%	3	9%	9%	91%	2	11%	11%	88%
10万人以上	8	4%	5%		12	36%	45%		4	22%	33%	
5万人以上	6	3%	8%		2	6%	51%		8	44%	77%	
2万人以上	20	11%	19%		8	25%	76%		2	11%	88%	
1万人以上	22	12%	31%	69%	5	15%	91%	9%	1	6%	94%	12%
5千人以上	46	26%	57%		2	6%	97%		1	6%	99%	
5千人以下	76	42%	100%		1	3%	100%		1	6%	99%	
計	179	100%		100%	33	100%		100%	18	100%		100%

(注) 道・県の数を除く



(注) 北海道の人口規模が1万人以下の市町村数は122市町村(69%)(約7割)あるのに対し、神奈川県は3町村(9%)、大分県は2町村(12%)と、北海道が人口規模1万人以下の市町村数が2県とは圧倒的に異なる特徴がある。このような特徴的人口構成がどのようなメリットとデメリットをもたらすのか、評価のポイントになる。

(4) 人口規模別回答状況

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率
70万人以上	1	0	1	100%	37%	3	0	3	100%	90%	2	0	2	100%	89%
10万人以上	8	0	8	100%		11	1	12	92%		4	0	4	100%	
5万人以上	6	0	6	100%		2	0	2	100%		8	0	8	100%	
2万人以上	20	0	20	100%		4	1	5	80%		2	0	2	100%	
1万人以上	18	4	22	82%	63%	2	0	2	100%	10%	1	0	1	100%	11%
5千人以上	39	7	46	85%		1	0	1	100%		1	0	1	100%	
5千人以下	51	25	76	67%		31	2	33	94%		18	0	18	100%	
計	143	36	179	80%											

(注) 北海道・神奈川県・大分県の回答数には道・県の回答数を除く

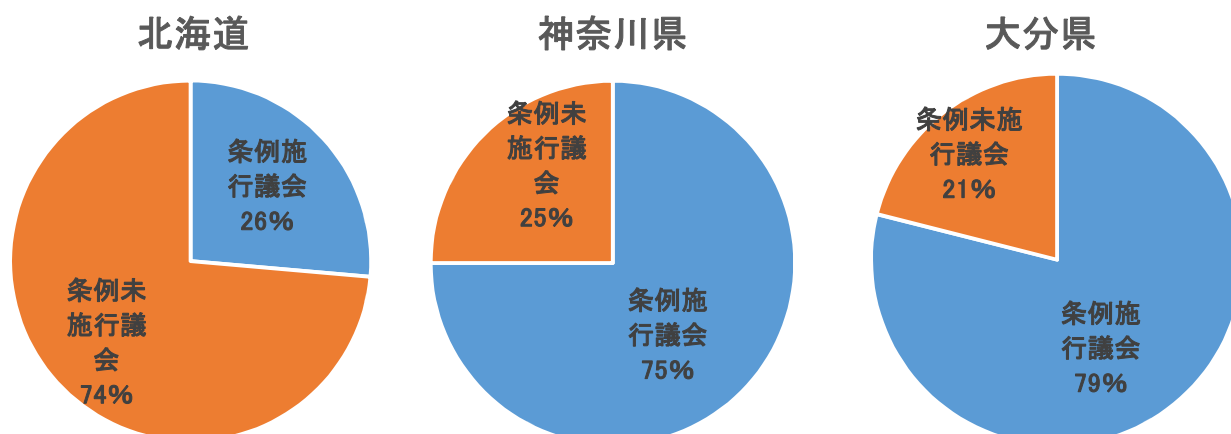
(注) 北海道の回答の特性の第1は、回答に占める1万人以下の市町村議会の比率が63%と、1万人以下の市町村議会の評価が北海道全体の評価に大きく影響している。

その点、神奈川県、大分県では1万人以下の市町村議会の評価は全体の評価にほとんど影響がなく、北海道とは逆に、1万人以上の市町村議会の評価が全体の評価に大きく影響している。

(5) 回答に占める議会基本条例施行議会数の比率

項番	項目	北海道				神奈川県				大分県			
		道	市	町村	計	県	市	町村	計	県	市	町村	計
1	総数	1	35	144	180	1	19	14	34	1	14	4	19
2	回答数	1	35	108	144	1	18	13	32	1	14	4	19
3	未回答数	0	0	36	36	0	1	1	2	0	0	0	0
4	回答率	100%	100%	75%	80%	100%	95%	93%	94%	100%	100%	100%	100%
5	議会基本条例施行議会総数	1	16	22	39	1	13	11	25	1	12	2	15
6	議会基本条例施行議会回答数	1	16	21	38	1	12	11	24	1	12	2	15
7	回答数に占める議会基本条例施行議会回答率	100%	46%	19%	26%	100%	67%	85%	75%	100%	86%	50%	79%

(注) 北海道の回答の特性の第2は、回答に占める議会基本条例施行議会の回答率は、26%、神奈川県は75%、大分県は79%と、北海道の比率が圧倒的に低い。このことが北海道の全体の評価に大きく影響している。議会基本条例には議会活性化を促進する事項が規定されており、条例通り実施されれば、この調査評価が上がる仕組みとなっているからである。



(6)回答に占める人口規模別議会基本条例施行議会数の比率

議会基本条例施行状況

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	市町村数	1	3	
	施行数	1	3	
	比率	100%	100%	
10万人以上	市町村数	8	12	2
	施行数	4	7	2
	比率	50%	58%	100%
5万人以上	市町村数	6	2	4
	施行数	1	1	3
	比率	17%	50%	75%
2万人以上	市町村数	20	8	8
	施行数	9	6	7
	比率	45%	75%	88%
1万人以上	市町村数	22	5	2
	施行数	5	4	2
	比率	23%	80%	100%
5千人以上	市町村数	46	2	1
	施行数	11	2	0
	比率	24%	100%	0%
5千人以下	市町村数	76	1	1
	施行数	6	0	0
	比率	8%	0%	0%
計	市町村数	179	33	18
	施行数	37	23	14
	比率	21%	70%	78%

議会基本条例施行状況

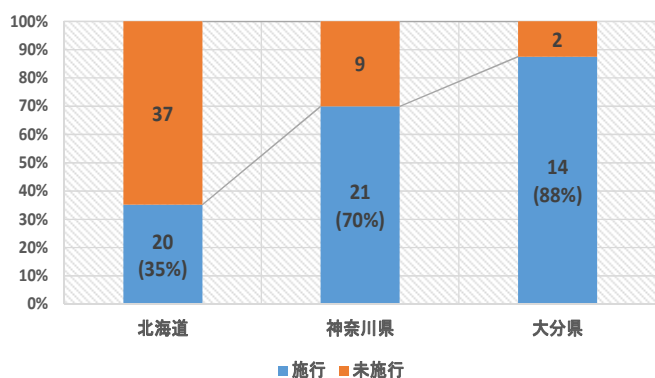
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	市町村数	57	30	16
	施行数	20	21	14
	比率	35%	70%	88%
1万人以下	市町村数	122	3	2
	施行数	17	2	0
	比率	14%	67%	0%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

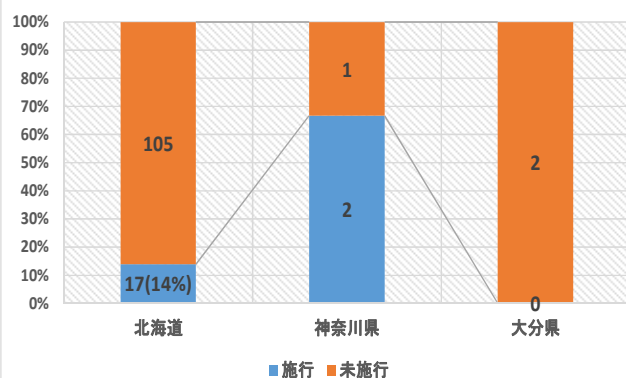
(注)神奈川県や大分県のような人口規模1万人以上の議会が9割もあるところで、議会基本条例の施行率が、神奈川県70%、大分県88%であるのに対し、北海道は人口規模別1万人以上の議会が3割で、議会基本条例施行率が35%、人口規模1万人以下の議会が7割で、議会基本条例施行率が14%と、北海道内市町村議会の議会基本条例施行比率が神奈川県・大分県よりかなり低い。

神奈川県や大分県の7～9割の議会では、議会基本条例を施行している。北海道内市町村議会が見習わなければならないことは、ここにある。

1万人以上の市町村の議会基本条例施行状況比較



1万人以下の市町村の議会基本条例施行状況

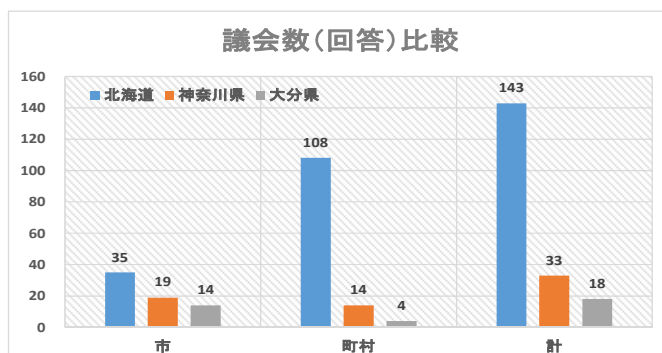


1-2 議会の議員定数

(1) 議会数(回答)と議員数(回答)の比較

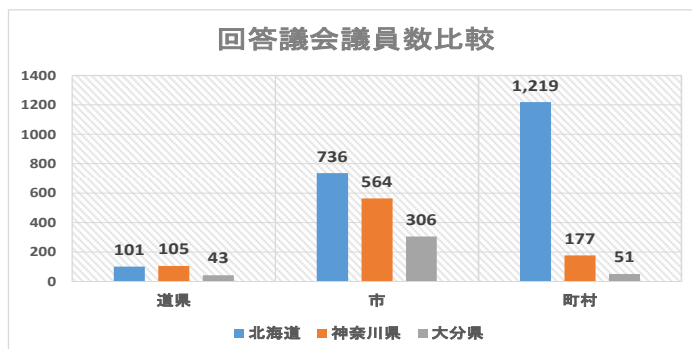
回答議会数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	1	1	1
市	35	19	14
町村	108	14	4
計	144	34	19



回答議会議員数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	101	105	43
市	736	564	306
町村	1,219	177	51
計	2,056	846	400

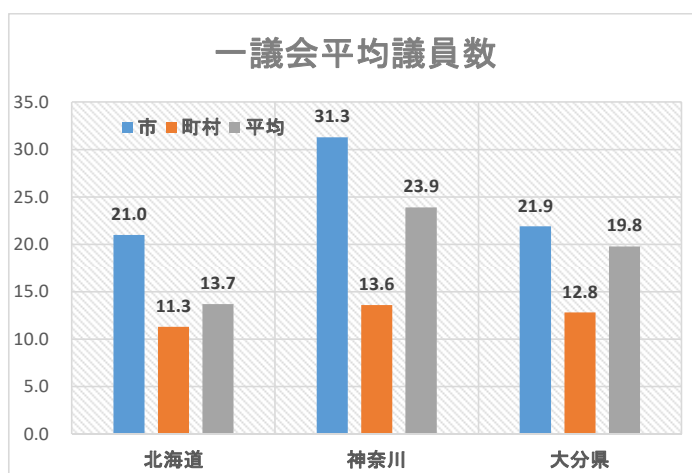
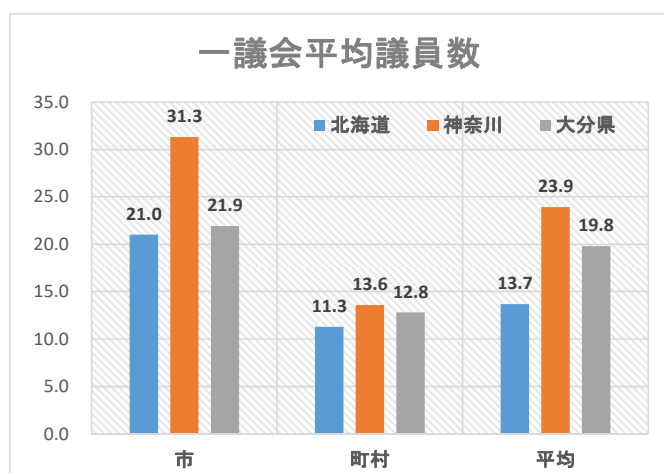


(2) 議会平均議員定数の比較

市・町村別に見た一議会平均議員定数

項目	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)
道県	1	101	101	1	105	105	1	43	43
市	35	736	21.0	18	564	31.3	14	306	21.9
町村	108	1,219	11.3	13	177	13.6	4	51	12.8
計	143	1,955	13.7	31	741	23.9	18	357	19.8

(注) 計には道県議会の数は含まず。(市町村計)



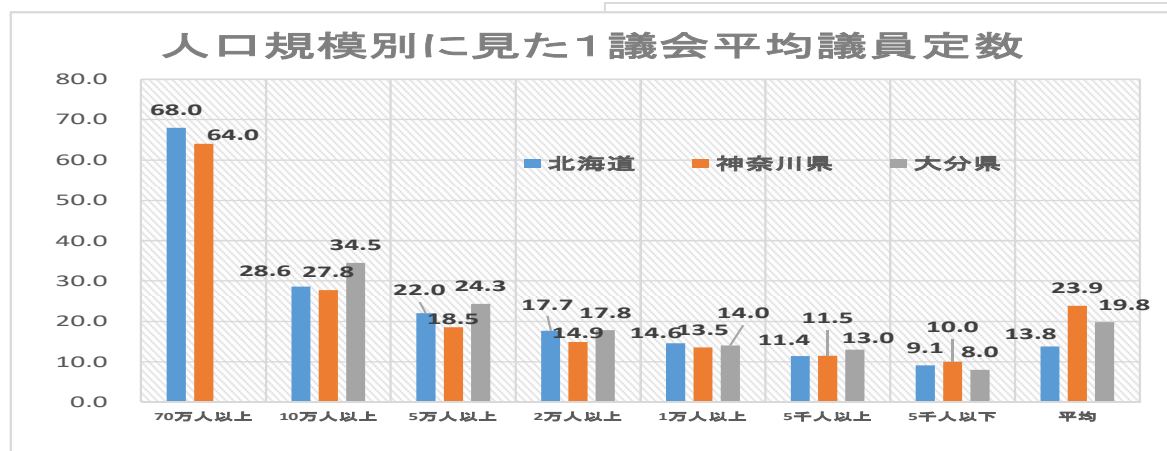
(注) (2)の議会平均議員定数の比較で、市議会では北海道21.0人、大分県21.9人とほぼ同じであるのに対し、神奈川県は31.3人と北海道や大分県より人数が多い。町村議会では北海道11.3人、神奈川県13.6人、大分県12.8人と北海道の町村議会の議員数が少ない。

(3)人口規模別の議会平均議員定数の比較

人口規模別に見た一議会平均議員定数

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)
70万人以上	1	68	68.0	3	192	64.0			
10万人以上	8	229	28.6	11	306	27.8	2	69	34.5
5万人以上	6	132	22.0	2	37	18.5	4	97	24.3
5万人以上	15	429	28.6	16	535	33.4	6	166	27.7
2万人以上	20	353	17.7	8	119	14.9	8	142	17.8
1万人以上	18	263	14.6	4	54	13.5	2	28	14.0
1万人以上5万人以下	38	616	16.2	12	173	14.4	10	170	17.0
5千人以上	39	446	11.4	2	23	11.5	1	13	13.0
5千人以下	51	464	9.1	1	10	10.0	1	8	8.0
1万人以下	90	910	10.1	3	33	11.0	2	21	10.5
計	143	1,955	13.7	15	206	13.7	12	191	15.9

(注) 道県議会除く。

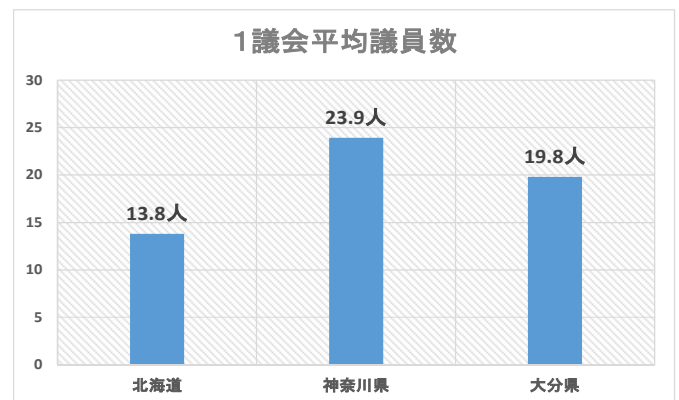


(注) 1議会平均議員数を人口規模別で比較をしてみると、5万人以上で比較をすると、北海道は28.6人、神奈川県は33.4人、大分県は27.7人と、神奈川県の議員数が多い。1万人以上5万人以上で比較では、大分県が17.0人、北海道が16.2人、神奈川県が14.4人と、神奈川県の議員数が少ない。人口規模1万人以下の1議会平均議員数は、北海道が10.7人、神奈川県が25.3人、大分県が21人と北海道の議員数が少ない。人口規模1万人以下の1議会平均議員数は、北海道が10.1人、神奈川県が13.7人、大分県が15.9人と、1議会平均議員数は大分県が多い。

(参考) 1議会平均議員数

	北海道	神奈川県	大分県
1議会平均議員数(人)	13.8	23.9	19.8

(注) 1議会平均議員数は、人口規模1万人以下の議会が多い北海道では1議会平均議員数が13.8人、逆に、1万人以上の議会が多い神奈川県が23.9人、大分県が19.8人と、北海道の1議会平均議員数がかなり少ないことが分かる。北海道は少人数議会が多くあることを示している。



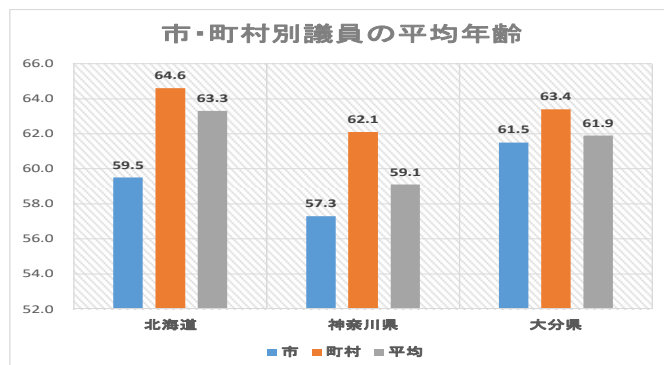
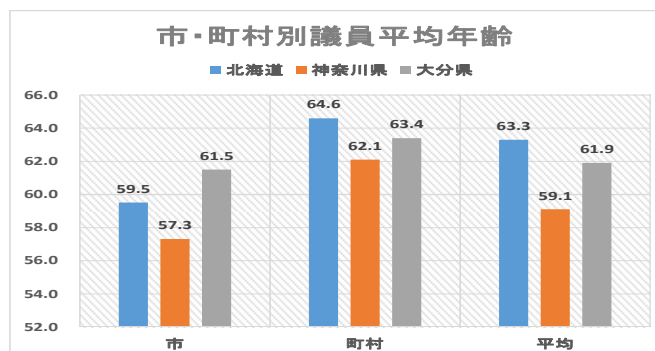
(4) 議会平均年齢の比較

市・町村別議員の平均年齢

項目	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
道・県	1	58.0	1	53.9	1	60.0
政令市	1	57.1	3	55.0		
市	34	59.5	15	57.3		
町村	108	64.6	13	62.1	4	63.4
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 計には道県議会含まず。

(注) 町村議会議員の平均年齢の比較では、北海道64.6歳、大分県63.4歳、神奈川県62.1歳と北海道の町村議会の平均年齢が高い。

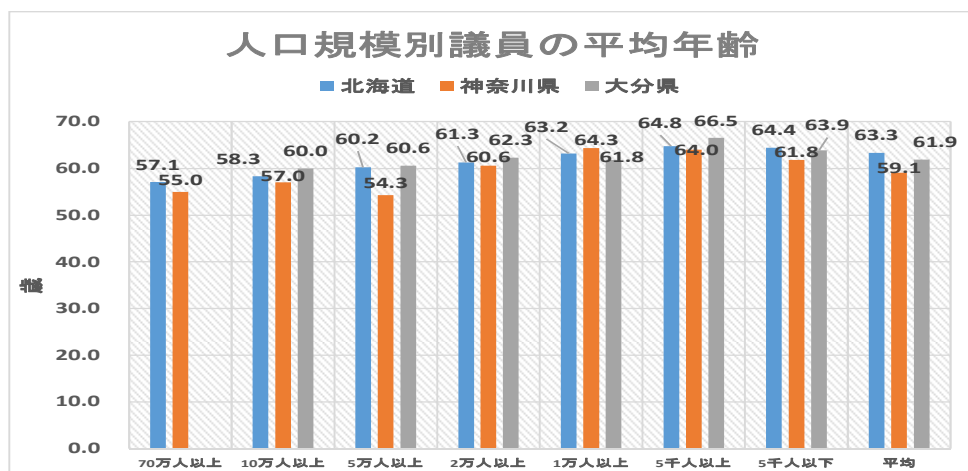


(5) 人口規模別の議員平均年齢の比較

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
70万人以上	1	57.1	3	55.0		
10万人以上	8	58.3	11	57.0		
5万人以上	6	60.2	2	54.3	4	60.6
2万人以上	20	61.3	8	60.6	8	62.3
1万人以上	18	63.2	4	64.3	2	61.8
5千人以上	39	64.8	2	64.0	1	66.5
5千人以下	51	64.4	1	61.8	1	63.9
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 道県議会含まず。



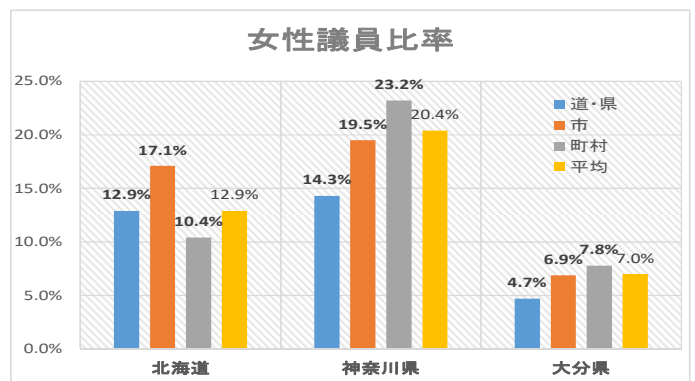
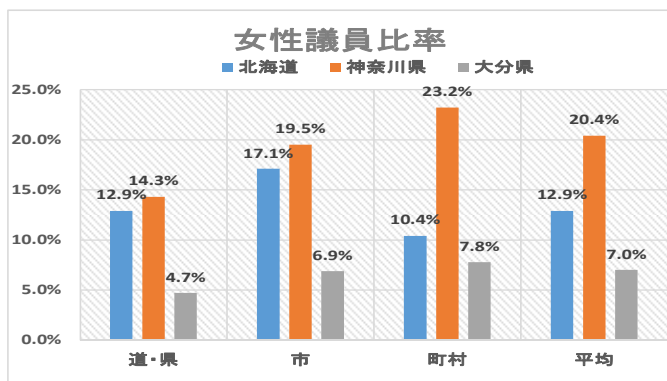
1-3 女性議員の状況

(1) 1議会当たりの女性議員の状況

一議会当たり女性議員数

項目	北海道			神奈川県			大分県		
	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
議会数	35	108	143	18	13	31	14	4	18
議員数	736	1,219	1,955	564	177	741	306	51	357
女性議員数	126	127	253	110	41	151	21	4	25
女性議員比率	17.1%	10.4%	12.9%	19.5%	23.2%	20.4%	6.9%	7.8%	7.0%
一議会当たり女性議員数	3.6	1.2	1.8	6.1	3.2	4.9	1.5	1.0	1.4

(注) 道・県議会含まず。



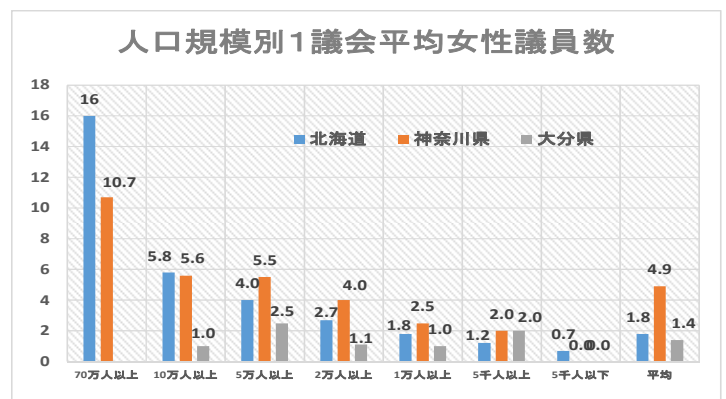
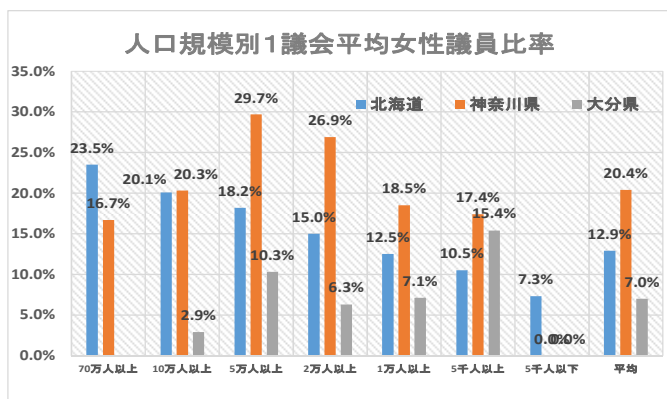
(注) 1議会当たりの女性議員数の比較では、大分県が1.4人、北海道が1.8人、神奈川県が4.9人と、大分県の1議会当たりの女性議員が少ない。

(2) 人口規模別の女性議員の状況

人口規模別女性議員比率

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率
70万人以上	1	68	16	16.0	23.5%	3	192	32	10.7	16.7%					
10万人以上	8	229	46	5.8	20.1%	11	306	62	5.6	20.3%	2	69	2	1.0	2.9%
5万人以上	6	132	24	4.0	18.2%	2	37	11	5.5	29.7%	4	97	10	2.5	10.3%
2万人以上	20	353	53	2.7	15.0%	8	119	32	4.0	26.9%	8	142	9	1.1	6.3%
1万人以上	18	263	33	1.8	12.5%	4	54	10	2.5	18.5%	2	28	2	1.0	7.1%
1万人以下	53	1045	172	3.2	16.5%	28	708	147	5.3	20.8%	16	336	23	1.4	6.8%
5千人以上	39	446	47	1.2	10.5%	2	23	4	2.0	17.4%	1	13	2	2.0	15.4%
5千人以下	51	464	34	0.7	7.3%	1	10	0	0.0	0.0%	1	8	0	0.0	0.0%
1万人以下	90	910	81	0.9	8.9%	3	33	4	1.3	12.1%	2	21	2	1.0	9.5%
計	143	1955	253	1.8	12.9%	31	741	151	4.9	20.4%	18	357	25	1.4	7.0%

(注) 道・県議会含まず。



(注) 人口規模別1万人以下の1議会平均女性議員数の比較では、北海道が0.9人、大分県が1.0人、神奈川県が1.3人と、北海道の1万人以下の議会では女性議員が少ない。

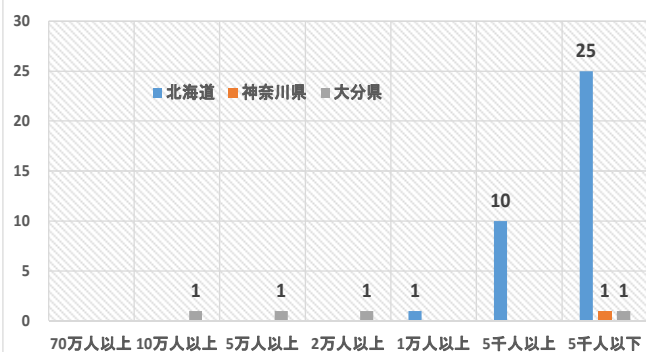
(3)人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%			
10万人以上	8	0	0.0%	11	0	0.0%	2	1	50.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	0	0.0%	8	0	0.0%	8	1	12.5%
1万人以上	18	1	5.6%	4	0	0.0%	2	0	0.0%
1万人以上	53	1	1.9%	28	0	0.0%	16	3	18.8%
5千人以上	39	10	25.6%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	25	49.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	35	38.9%	3	1	33.3%	2	1	50.0%
計	143	36	25.2%	31	1	3.2%	18	4	22.2%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

女性議員〇議会比較



(注) 人口規模別女性議員〇議会を比較すると、1万人以上の議会では、北海道が1議会、神奈川県が0議会、大分県が3議会と、大分県の議会では女性議員〇議会が多い。また、1万人以下の議会では、北海道が35議会、神奈川県が1議会、大分県が1議会と、北海道の1万人以下の議会では女性議員〇議会が多い。

3 議員報酬年額

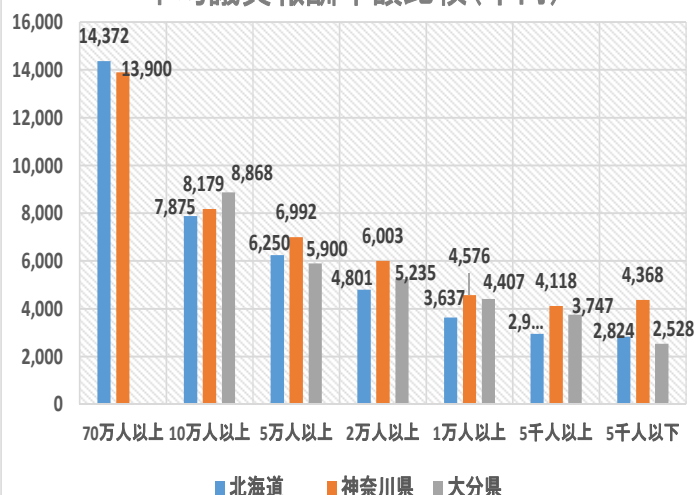
人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模	北海道	神奈川県	大分県
道・県	15,106	16,761	13,058
70万人以上	14,372	13,900	
10万人以上	7,875	8,179	8,868
5万人以上	6,250	6,992	5,900
2万人以上	4,801	6,003	5,235
1万人以上	3,637	4,576	4,407
5千人以上	2,953	4,118	3,747
5千人以下	2,824	4,368	2,528

* 議員報酬とは議員報酬月額+議員期末手当

平均議員報酬年額比較(千円)



(注) 議員報酬の比較では、人口規模10万人以下の議会はいずれの人口規模別で神奈川県の議員報酬が高いことを示している。10万人以下で5万人以上の議員報酬は、神奈川県が6,992千円で、北海道は6,250千円(神奈川県は北海道の1.12倍)、大分県は5,900千円(神奈川県は大分県の1.19倍)、5千人以下の議員報酬は、神奈川県が4,368千円で、北海道は2,824千円(神奈川県は北海道の1.55倍)、大分県は2,528千円(神奈川県は大分県の1.73倍)と、議員報酬に地域間の差が大きい。

1-4 政務活動費

政務活動費有の議会数

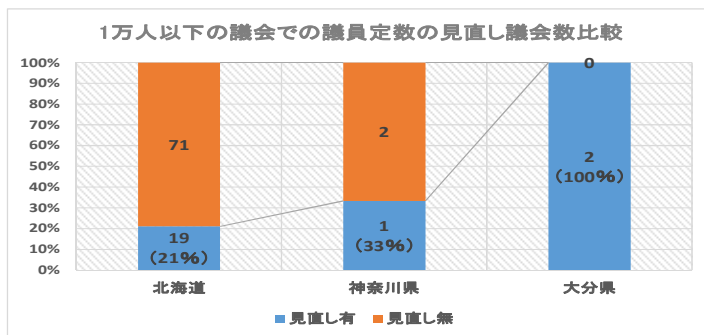
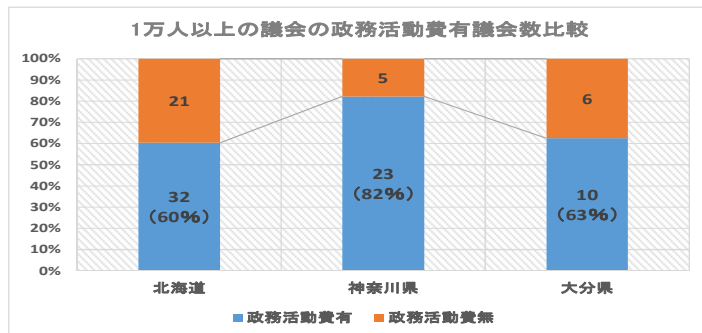
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	回答議会数	1	3	0
	政務活動費有	1	3	0
	比率	100%	100%	0%
10万人以上	回答議会数	8	11	2
	政務活動費有	8	11	2
	比率	100%	100%	100%
5万人以上	回答議会数	6	2	4
	政務活動費有	6	2	4
	比率	100%	100%	100%
2万人以上	回答議会数	20	8	8
	政務活動費有	11	6	4
	比率	55%	75%	50%
1万人以上	回答議会数	18	4	2
	政務活動費有	6	1	0
	比率	33%	25%	0%
5千人以上	回答議会数	39	2	1
	政務活動費有	5	1	0
	比率	13%	50%	0%
5千人以下	回答議会数	51	1	1
	政務活動費有	2	0	0
	比率	4%	0%	0%
計	回答議会数	143	31	18
	政務活動費有	39	24	10
	比率	27%	77%	56%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

政務活動費有の議会数

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	政務活動費有	32	23	10
	比率	60%	82%	63%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	政務活動費有	7	1	0
	比率	8%	33%	0%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。



(注) 政務活動費有の議会は、人口規模1万人以上では北海道60%、大分県63%とほぼ同じ状況であるが、神奈川県は82%と、政務活動費がある議会の比率が高いことを示している。また、人口規模1万人以下(全体の7割)では、対象議会が多い北海道は8%と、1万人以上の議会(全体の3割)と対照的に、政務活動費がある議会が少ない。

政務活動費有の議会数を人口規模別に見ると、3地域共に人口規模別5万人以上の議会は100%政務活動費があることを示している。なぜ、人口規模が大きい議会には政務活動費が有り、人口規模が小さい議会には政務活動費がないのか？1議員の活動範囲が人口規模によって違うのだろうか？それとも、自治体の負担能力の問題なのか？政務活動費の有無の差には明確な答えがない。

1-5 前回の議員選挙の状況(投票の有無)

人口規模別前回議員選挙(無投票)

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%			
10万人以上	8	1	12.5%	11	0	0.0%	2	0	0.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	4	20.0%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
1万人以上	18	4	22.2%	4	1	25.0%	2	1	50.0%
1万人以上	53	9	17.0%	28	2	7.1%	16	2	12.5%
5千人以上	39	11	28.2%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	22	43.1%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	33	36.7%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
計	143	42	29.4%	31	2	6.5%	18	3	16.7%

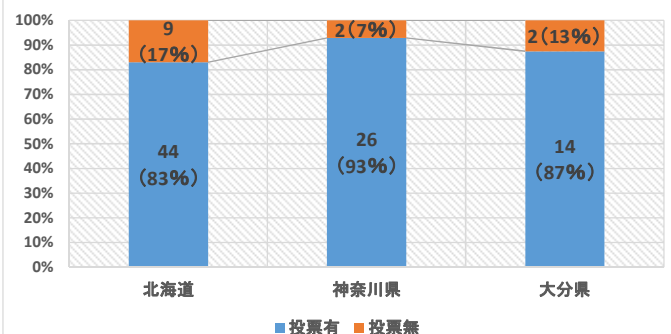
(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

人口規模別前回議員選挙無(無投票)

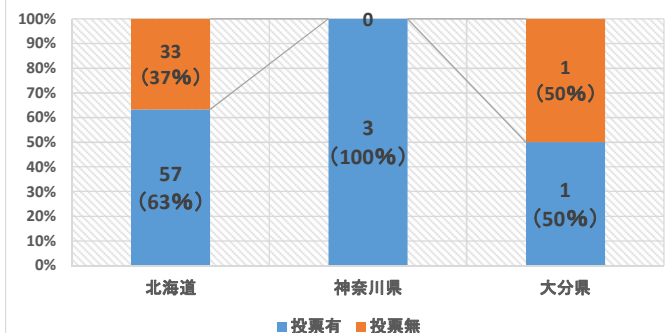
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	前回選挙無投票	9	2	2
	比率	17%	7%	13%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	前回選挙無投票	33	0	1
	比率	37%	0%	50%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

人口1万人以上議会での議員選挙の有無



人口1万人以下議会での議員選挙の有無



(注) 前回議員選挙が無投票かどうか3地域を比較したところ、北海道は42議会29.4%、神奈川県は2議会6.5%、大分県は3議会16.7%であった。これを人口規模1万人以上と以下で比較すると、北海道は1万人以上は9議会17%、1万人以下は33議会37%と、1万人以下の議会で議員選挙が無投票が多かったことを示している。神奈川県では、北海道とは逆に、1万人以下では無投票は0議会で、1万人以上の議会で2議会7.1%が無投票であった。大分県では、1万人以上で2議会12.5%、1万人以下で1議会50%が無投票であった。

北海道の議員選挙の無投票の状況は1万人以下の議会で多く発生しているのに対し、神奈川県と大分県では1万人以上の議会で発生していることを示している。

2 設問詳細比較

2-1 請願陳情者の説明

表1. 請願陳情者の説明の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	2.8	2.3
議会基本条例有	1.8	2.9	2.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	95	8	3	106	10%	3	5	0	8	63%	3	1	0	4	25%
議会基本条例有	29	3	6	38	24%	11	3	10	24	54%	9	1	5	15	40%
計	124	11	9	144		14	8	10	32		12	2	5	19	
実施比率	86%	14%				44%	56%				63%	37%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%	1			1	3.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上		1		1	3.0	53%	3			3	1.0	63%						100%
10万人以上	3	3	2	8	2.8		2	3	6	11	3.1			1	1	2	4.0	
5万人以上	4	1	1	6	2.0		1	1		2	2.0			1	3	4	4.5	
2万人以上	17	1	2	20	1.5	24%	3	2	3	8	3.0	50%	7		1	8	1.6	10%
1万人以上	12	3	3	18	2.1		3		1	4	2.0		2			2	1.0	
5千人以上	38	1	0	39	1.1	3%	2			2	1.0	33%	1			1	1.0	0%
5千人以下	49	1	1	51	1.1			1		1	3.0		1			1	1.0	
計	124	11	9	144	1.4		14	8	10	32	2.8		12	2	5	19	2.3	
比率	86%	8%	6%	100%			44%	25%	31%	100%			63%	11%	26%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 請願陳情者の説明の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県2.8、大分県2.3と、請願陳情者の説明は神奈川県では行われているが、北海道では余り行われていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 請願陳情者の説明が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道14%、神奈川県56%、大分県37%と、3地域では北海道の議会での請願陳情者の説明の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で請願陳情者の説明の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が24%、無が10%と同条例有りの方が請願陳情者の説明が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は54%、無は63%と、同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。大分県は同条例有は40%、無は25%と、北海道と同じ結果であった。北海道・大分県では、議会基本条例が有ることが請願陳情者の説明が行われるのに対し、神奈川県では同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。このことは、北海道と大分県では、条例があることが行う動機となっているが、神奈川県では、議会で請願陳情者が説明をすることが条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。それにしても、北海道の議会基本条例施行議会での実施比率24%は低い。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 請願陳情者の説明が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に請願陳情者の説明を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では請願陳情者の説明が行われていることを示している。特に、北海道では、人口規模が1万人以下の議会が全体の7割もあり、その1万人以下の議会では請願陳情者の説明(3%)が行われていないことが全体評価を下げている原因である。議会への住民参加の一貫として請願陳情者が議会で請願陳情内容を説明し、議会がその請願陳情を議会審議に反映することが、議員の役割と何ら競合するものでないという意識改革が必要ではないか。

b 北海道、大分県の道・県議会と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が請願陳情者の説明を行っていない。このことは、大規模議会における政策策定過程に住民参加の仕組みに多様性がないとしたら、議会は住民から遠い存在となるのではないかと？

c 請願陳情者の説明の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、即実現できる方法を選択したとも言える。

2-2 住民等との意見交換

表1. 住民等との意見交換の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.2	2.4	3.1
議会基本条例有	3.1	2.7	3.3
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	66	39	1		106	38%	6	2			8	25%	2	2			4	50%
議会基本条例有	10	4	19	5	38	74%	10	3	10	1	24	58%	3	3	7	2	15	80%
計	76	43	20	5	144		16	5	10	1	32		5	5	7	2	19	100%
実施比率	53%			47%			50%		50%				26%		74%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県								
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	3	2	3		8	2.8	64%	7		3	1	11	2.0	31%			2		2	4.0	83%
5万人以上	2	4			6	2.3		2				2	1.0			1	1	2		4	
2万人以上	11	3	5	1	20	2.3	50%	2	3	3		8	2.9	83%	2	1	3	2	8	3.4	70%
1万人以上	8	6	2	2	18	2.6				4		4	4.0			1	1			2	
5千人以上	18	14	7		39	2.3	43%	1	1			2	2.0	33%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	13	3	2	52	1.9		1				1	2.0			1				1	
計	76	43	20	5	144	2.2		16	5	10	1	32	2.4		5	5	7	2	19	3.1	
比率	53%	30%	14%	3%	100%			50%	16%	31%	3%	100%			26%	26%	37%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 住民等との意見交換の3地域の全体評価は、北海道2.2、神奈川県2.4、大分県3.1と、住民等との意見交換はある程度行われていることを示している。特に、大分県では住民等との意見交換を行う議会が多くあることを示しており、これは評価に値する。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 住民等との意見交換が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道47%、神奈川県50%、大分県74%と、3地域では大分県の議会では住民等との意見交換の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で住民等との意見交換の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が74%、無が38%と同条例が有の方が住民等との意見交換がされていることを示している。神奈川県は同条例有は58%、無は25%、大分県は同条例有は80%、無は50%と、北海道と同じ結果であった。特筆すべきことは、議会基本条例がない議会でも住民等との意見交換を行っている比率が高いことである。このことは、3地域共に、議会は住民等との意見交換をすることの意義については理解が深まり、実行していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 住民等との意見交換が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県は、人口規模が5万人以上10万人未満の議会が実施比率が1番高い、神奈川県は人口規模1万人以上5万人未満の議会が実施比率が高い。逆に、実施比率が低いのは、3地域共通に人口規模が1万人以下の議会であった。このことは、住民等との意見交換は人口規模が比較的大きい議会で行われていることを示している。

b 北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が住民等との意見交換を行っていない。しかし、北海道、神奈川県、大分県の道・県議会では住民等との意見交換が行われている。このことは、大規模議会では住民等との意見交換が難しいことを示している。大規模議会における政策決定過程に住民の声を反映させる仕組みがないとしたら、議会の決定に住民は消極的とならざるを得ないのではないかと？

c 住民等との意見交換の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(4・5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(4・5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、いつでも辞めれることを表している。

2-3 議員間の自由討議

表1. 自由討議の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	1.8	1.7
議会基本条例有	1.8	2.0	1.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	101	4	1	106	5%	8			8	0%	4			4	0%
議会基本条例有	27	5	6	38	29%	17	2	5	24	29%	12		3	15	20%
計	128	9	7	144		25	2	5	32		16	0	3	19	
実施比率	89%	11%				78%	22%				84%	16%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	5		3	8	2.6	29%	7	2	2	11	1.9	31%			2	2	5.0	50%
5万人以上	5	1		6	1.3		2			2	1.0		3		1	4	2.3	
2万人以上	19	1		20	1.3	16%	7		1	8	1.5	25%	8			8	1.0	0%
1万人以上	13	2	3	18	1.9		2		2	4	3.0		2			2	1.0	
5千人以上	36	3		39	1.2	7%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	48	2	1	51	1.2		1			1	1.0		1			1	1.0	
計	128	9	7	144	1.4		25	2	5	32	1.8		16	0	3	19	1.7	
比率	89%	6%	5%	100%			78%	6%	16%	100%			84%	0%	16%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 議員間の自由討議の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県1.8、大分県1.7と、議員間の自由討議が行われていないことを示している。ということは、議会基本条例がある議会では自由討議が行われているという仮定は成り立たないことを示している。また、議会基本条例の規定が生きていないか、条例が守られていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 自由討議が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道11%、神奈川県22%、大分県16%と、3地域では北海道の自由討議の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で議員間の自由討議の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が29%、無が5%と同条例が有る方が議員間の自由討議がされていることを示している。神奈川県は同条例有は29%、無は0%、大分県は同条例有は20%、無は0%と、北海道と同じ結果であった。全体評価では議会基本条例が有ることが、議員間の自由討議を行う動機付けにはなっていないと評価したが、しかし、議会基本条例が有ることに着目してみると、一部の議会では議員間の自由討議を行う環境づくりの役目を果たしていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議員間の自由討議が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に議員間の自由討議を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上70万人未満の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では議員間の自由討議が行われていることを示している。人口規模が1万人以下の議会(全体の7割)が多い北海道は全体に議員間の自由討議を行っている議会が少ない。

b 北海道と神奈川県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が議員間の自由討議を行っていない。このことは、大規模議会の政策策定過程で議員間の自由討議を行わないで、政策決定がされていることを示している。大規模議会では政党や会派の数の論理が、討議を省略しているとしたら、議事機関としての議会の存立理由を放棄していないだろうか？工夫が必要ではないか。

c 議員間の自由討議の実施は、条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。議員間の自由討議の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-4 一問一答方式の実施

表1. 一問一答方式の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	3.3	3.6	3.8
議会基本条例有	4.4	3.8	4.1
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	23	71	12	106	78%	1	7		8	88%	1	2	1	4	75%
議会基本条例有	3	6	29	38	92%	2	10	12	24	92%		7	8	15	100%
計	26	77	41	144		3	17	12	32		1	9	9	19	
実施比率	18%	82%				9%	91%				6%	94%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%		1		1	3.0	100%
70万人以上	1			1	1.0	73%	1	1	1	3	3.0	88%						100%
10万人以上	2	4	2	8	3.1		1	8	2	11	3.1				2	2	5.0	
5万人以上	1	4	1	6	3.2			2		2	3.0			2	2	4	4.0	
2万人以上	2	10	8	20	3.6	87%		4	4	8	4.0	100%		4	4	8	4.0	100%
1万人以上	3	11	4	18	3.2			1	3	4	4.5			1	1	2	4.0	
5千人以上	2	22	15	39	3.7	82%			2	2	5.0	100%		1		1	3.0	50%
5千人以下	14	26	11	51	2.9			1		1	3.0		1			1	1.0	
計	26	77	41	144	3.3		3	17	12	32	3.6		1	9	9	19	3.8	
比率	18%	54%	28%	100%			9%	53%	38%	100%			6%	47%	47%	101%		

①全体評価等(表1参照)

a 一問一答方式の3地域の全体評価は、北海道3.3、神奈川県3.6、大分県3.8と、一問一答方式は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会でも実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 一問一答方式が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道82%、神奈川県91%、大分県94%と、3地域では神奈川県・大分県の議会では一問一答方式の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で一問一答方式の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が92%、無が78%と同条例有りの方が一問一答方式が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は92%、無は88%と、大分県は同条例有は100%、無は75%と、北海道と同じ結果であった。北海道・神奈川県・大分県共に、議会での一問一答方式は条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 一問一答方式が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模5万人以上の議会より5万人以下の議会の方が実施比率が高いことを示している。規模の小さな議会での導入が積極的の制度と見えそうである。大分県では一問一答方式が行われていない議会は5千人以下の1議会のみと、ほぼパーフェクトな状態であった。人口規模1万人以下の議会での導入が積極的であることから、北海道での全体評価を上げた理由である。

b 北海道、神奈川県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会が一問一答方式を行っていない。このことは、大規模議会における議会審議過程が住民に理解しにくい形態をとっており、住民が議会の傍聴する意欲や議会への関心を喪失させる。その責任は議会改革をしない議会にあると言えるのではないかと。

c 一問一答方式の実施比率を見ると、条例・規則(5)より、申し合わせ(3)により行っている比率が高い。このことは、やる気があれば、即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-5 反問の実施

表1. 反問の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.3	1.3	1.4
議会基本条例有	1.3	1.5	1.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	100	2	4	106	6%	7	1		8	13%	4			4	0%
議会基本条例有	35		3	38	8%	21		3	24	13%	13		2	15	13%
計	135	2	7	144		28	1	3	32		17	0	2	19	
実施比率	94%	6%				88%	12%				89%	11%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%			1	1	5.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	8			8	1.0	7%	10		1	11	1.3	8%	1		1	2	3.0	33%
5万人以上	5	1		6	1.7		2			2	1.0		3		1	4	2.0	
2万人以上	19	1		20	1.2	8%	6	1	1	8	1.8	17%	8			8	1.0	0%
1万人以上	16		2	18	1.5		4			4	1.0		2			2	1.0	
5千人以上	38		1	39	1.2	6%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	47		4	51	1.4		1			1	1.0		1			1	1.0	
計	135	2	7	144	1.3		28	1	3	32	1.3		17	0	2	19	1.4	
比率	94%	1%	5%	100%			88%	3%	9%	100%			89%	0%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 反問の実施の3地域の全体評価は、北海道1.3、神奈川県1.3、大分県1.4と、反問の実施は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会でも実施されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 反問の実施が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道6%、神奈川県12%、大分県11%と、3地域では、特に、北海道での反問の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で反問の実施の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が8%、無が6%とほとんど変わらないことを示している。神奈川県は同条例有は13%、無は13%と、大分県は同条例有は13%、無は0%と、北海道と同様に条例の有無に関係なく実施されていないという結果であった。いずれも、議会での首長による反問は議会との関係を壊すとの配慮から行使を躊躇する首長が多い。そのため、条例が有っても、一般化していないことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 反問が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模に関係なく、少数ではあるが反問が行われている。しかし、大分県では5万人以上の議会でのみ反問が行われている。なぜ、5万人以下の議会では反問が行われないのか、その理由は不明である。

b 北海道、大分県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会では反問が行われていない。しかし、神奈川県議会では反問が行われている。このことは、大規模議会だから反問は行えないというのではなく、首長が対立を恐れず、質問者に対案等を反問することで、議会審議が緊張感と論点・争点の明確化、なれ合いを排除した健全な議会審議が実現する。議会と行政の討議と合意が機能していない原因の一つは、議会側ではなく行政側の首長による反問の実施比率が低いことが原因と考えられる。

c 反問の実施は条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。反問の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-6 賛否の公開

表1. 賛否の公開の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.0	3.8	3.2
議会基本条例有	2.9	4.0	3.8
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	33			106	31%		8			8	100%	3	1			4	25%
議会基本条例有	14	13	11		38	63%		11	1	12	24	100%	1	9		5	15	93%
計	87	46	11	0	144		0	19	1	12	32		4	10	0	5	19	
実施比率	60%	40%					0%	100%					21%	79%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県							
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	
道・県	1				1	1.0	0%		1			1	3.0	100%		1					3.0	100%
70万人以上		1			1	3.0	67%		2	1		3	3.3	100%								100%
10万人以上	2	6			8	2.5			5		6	11	3.9				2			2	3.0	
5万人以上	3	3			6	2.0			2			2	3.0				3		1	4	3.5	
2万人以上	10	8		2	20	2.2	53%		5		3	8	3.8	100%	2	3		3	8	3.4	80%	
1万人以上	8	6		4	18	2.6			2		2	4	4.0				1		1	2		4.0
5千人以上	27	10		2	39	1.8	30%		1		1	2	4.0	100%	1				1	1.0	0%	
5千人以下	36	12		3	51	1.7			1			1	3.0			1				1		1.0
計	87	46	0	11	144	2.0		0	19	1	12	32	3.8		4	10	0	5	19			
比率	60%	32%	0%	8%	100%			0%	59%	3%	38%	100%			21%	53%	0%	26%	100%			

①全体評価等(表1参照)

a 賛否の公開の3地域の全体評価は、北海道2.0、神奈川県3.8、大分県3.2と、賛否の公開は北海道を除いた神奈川県・大分県の多くの議会で実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道40%、神奈川県100%、大分県79%と、3地域では、特に、北海道での賛否の公開の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が63%、無が31%、神奈川県は同条例有は100%、無も100%、大分県は同条例有は93%、無は25%と、北海道と大分県は、条例の有の方が実施されているという結果であった。しかし、神奈川県は、同条例の有無に関係なく、いずれも、実施比率は100%と、賛否の公開は、条例の有無に関係なく、一般化されていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 賛否の公開が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県では、人口規模が小さくなるにしたがって、賛否の公開の実施比率が減少していく。すなわち、人口規模が賛否の公開の実施比率と関係しており、人口規模が小さい議会では、議員の賛否に住民の関心が低いことを示している。さらに言うと、住民は議会の決定に関心が乏しい、議会に期待していないことかもしれない。逆に、議会が賛否の公開をしないということは、住民に議会の存在を認めさせる機会を自ら放棄したことになっていないだろうか。

b 北海道議会では賛否の公開が行われていない。しかし、神奈川県議会(会派単位)や大分県議会(議員個別)では賛否の公開が行われている。このことは、北海道議会でも、やる気があれば、最低限会派単位での賛否の公開が可能と考えられる。

c 賛否の公開は、北海道・神奈川県・大分県共通に、条例・規則(4・5)での実施より申し合わせ(3)による実施比率が高い。すなわち、やる気があれば即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-7 議会報告会の実施

表1. 議会報告会の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.3	2.9	2.6
議会基本条例有	3.6	3.3	2.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	30	2	1	106	31%	5	3			8	38%	3	1			4	25%
議会基本条例有	7	3	19	9	38	82%	7	4	6	7	24	71%	6	1	6	2	15	60%
計	80	33	21	10	144		12	7	6	7	32		9	2	6	2	19	
実施比率	56%	44%					38%	62%					47%	53%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県						
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率
道・県	1				1	1.0	0%	1				1	3.0	100%	1				1	1.0	0%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	5	2		1	8	2.0	29%	4	3	1	3	11	2.5	54%	2				2	1.0	50%
5万人以上			1		6	1.5		2				2	1.0		1		2	1	4	3.5	
2万人以上	8	5	4	3	20	2.9	61%	2	2	2	2	8	3.3	83%	4	1	3		8	2.5	60%
1万人以上	7	6	2	3	18	2.8				2	2	4	4.5				1	1	2	4.5	
5千人以上	19	10	9	1	39	2.3	41%		1	1		2	3.5	67%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	10	5	2	51	1.9		1				1	2.0		1				1	1.0	
計	80	33	21	10	144	2.3		12	7	6	7	32	2.9		9	2	6	2	19		
比率	56%	23%	14%	7%	100%			38%	22%	18%	22%	100%			47%	11%	31%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 議会報告会の実施の3地域の全体評価は、北海道2.3、神奈川県2.9、大分県2.6と、議会報告会は北海道神奈川県・大分県の多くの議会で開催されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3~5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道44%、神奈川県62%、大分県53%と、3地域では、約5割の議会で開催されていることを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が31%、神奈川県は同条例有は71%、無も38%、大分県は同条例有は60%、無は25%と、3地域共に、同条例の有の方が実施されているという結果であった。議会報告会の開催は条例を根拠に行う方が、自主的に行うより多いことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議会報告会が行われているかを人口規模別にみると、3地域共通に人口規模が1万人以上5万人未満の議会の実施比率が他の5万人以上や1万人以下の議会より高い。また、5万人以上の議会より1万人以下の議会の方が実施比率が高い。これらのことから、議会報告会の実施は人口規模が大きい議会より、小さい議会の方が実施していることを示している。議会報告会は議会から住民に議会が考えている地域課題を住民に語り、住民の理解と賛同を確認する場であり、また、同時に、住民から議会への地域課題の提起の場でもある。このようなキャッチボールを柔軟に行える議会の規模は大人数議員の議会ではなく、少人数議員の議会であることを示している。

b 北海道と大分県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会では議会報告会が開催されていない。しかし、神奈川県議会では議会報告会が行われている。このことは、前項でも指摘したが、議員数が大人数の道・県議会や政令市の議会では住民との地域課題に関するキャッチボールをしていないことを示している。これらの議会には会派があり、会派により議会運営が行われているため、会派としてのまとまりはあっても、議会としてのまとまりに欠けているため、議会主催の議会報告会の開催は難しい。しかし、議会報告会がないことが、住民にとって幸せかと言えば、幸せではない。議会内の審議経緯、何が論点であったか知る機会を失っている。

c 議会報告会の開催は、神奈川県と大分県は申し合わせ(3)より、条例・規則(4・5)による実施比率が高い。しかし、北海道は申し合わせ(3)と条例・規則(4・5)の実施比率はほぼ同率であった。すなわち、議会主催の議会報告会は、会派を超えて行うことから、条例を根拠とせざるを得ないことを示している。

2-8 総合計画を議決事件として追加しているか

(注)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加することができます。

表1. 総合計画を議決事件として追加しているか

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体で追加している比率	62%	69%	63%
議会基本条例有・追加している比率	82%	79%	73%
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による総合計画の有無分布

道県	北海道				神奈川県				大分県			
評価	有	無	計	有比率	有	無	計	比率	有	無	計	比率
議会基本条例無	57	48	105	54%	3	5	8	38%	1	3	4	25%
議会基本条例有	31	7	38	82%	19	5	24	79%	11	4	15	73%
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%
実施比率	62%	38%			69%	31%			63%	37%		

表3. 人口規模別総合計画の有無の分布

道・県	北海道				神奈川県				大分県			
人口規模	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率
道・県	0	1	1	0%	1	0	1	100%	1	0	1	100%
70万人以上	1	0	1	64%	3	0	3	56%				67%
10万人以上	6	2	8		5	6	11		1	1	2	
5万人以上	3	3	6		1	1	2		3	1	4	
2万人以上	15	5	20	71%	6	2	8	75%	6	2	8	70%
1万人以上	12	6	18		3	1	4		1	1	2	
5千人以上	23	16	39	57%	2	0	2	100%	0	1	1	0%
5千人以下	28	22	50		1	0	1		0	1	1	
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%

表4. 人口規模別総合計画の範囲の分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
人口規模	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率
道・県					0%		1		1	0%		1		1	0%
70万人以上	1			1	100%	1	1	1	3	33%					
10万人以上	6			6	100%	3	2		5	50%		1		1	25%
5万人以上	3			3				1	1		1	1	3		
2万人以上	7	8		15	41%	1	5		6	22%	3	3		6	43%
1万人以上	4	7	1	12		1	2		3			1		1	
5千人以上	12	10	1	23			2		2						
5千人以下	11	14	3	28	45%	1			1	33%				0	0%
計	44	39	5	88		7	13	2	22		4	7	1	12	
比率	50%	44%	6%	100%		32%	59%	9%	100%		33%	58%	9%	100%	

(注)①は基本構想(長期的将来ビジョン)のみ、②は基本構想と基本計画(ビジョンを実現するための具体的な施策体系)、③は基本構想と基本計画・実施計画(基本計画で定めた個別具体的な施策)

①総合計画を議決事件として追加しているか比較(表1参照)

総合計画が議決事件として追加されているか、3地域の追加比率の比較は、北海道62%、神奈川県69%、大分県63%と、3地域共に6割～7割が追加されている、又は4割～3割が追加されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを3地域比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が54%、神奈川県は同条例有は79%、無は38%、大分県は同条例有は73%、無は25%と、北海道は議会基本条例の普及率が低いので、個別条例で総合計画を議決事件とする議会が多かったのに対し、神奈川県と大分県は北海道と逆に、議会基本条例の普及率が高いことから、個別条例による議会が少なかったことを示している。

③人口規模別総合計画の有無の分布(表3参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを人口規模別にみると、3地域の人口規模1万人以上で、5万人以上と以下で比較すると、共通に、人口規模5万人以下の方が総合計画を議決事件として追加している議会の比率が高い。このことは、人口規模が大きい議会は総合計画に関心が低いことを示している。また、北海道では、1万人以下の議会では行政が策定した総合計画を議会がチェックすることに関心が低い。

③人口規模別総合計画の範囲の分布(表4参照)

議会の総合計画の議決範囲を比較したところ、神奈川県と大分県は②の基本構想(10又は8年に1度の議決)と基本計画(5又は4年に1度の議決)までを議会の議決(チェック)対象としている比率が59%、58%となっていたのに対し、北海道は10年又は8年に1度の議決となる①基本構想までの比率が50%となっている。このことは、総合計画に対する議会の関与が北海道は薄く、神奈川県と大分県は厚いことを示している。

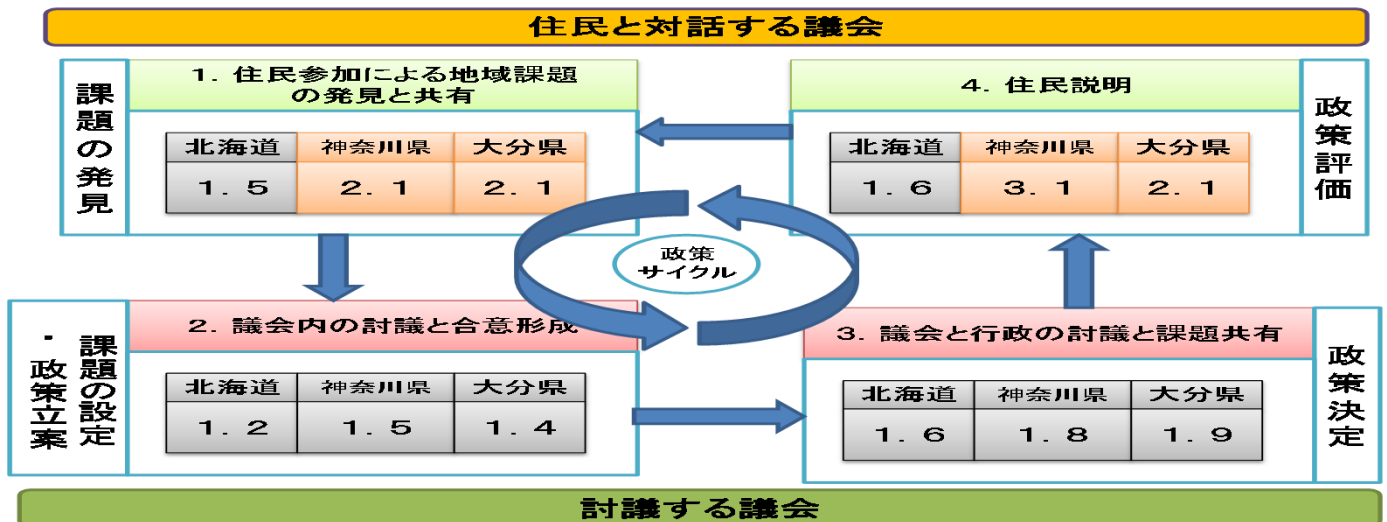
また、北海道は人口規模5万人以上の議会ではすべて、①の基本構想のみというのも神奈川県と大分県とは異なる傾向を示している。議会は行政のチェック機関という役割を自ら形式化していないか心配である。

3. 評価・検証比較

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているか検証

北海道は1・2・3・4の対話する議会や討議する議会のすべての政策サイクルが回っていない。したがって、議会改革が進んでいないと評価。

神奈川県と大分県は1と4の対話する議会の政策サイクルは回っている。しかし、2と3の討議する議会の政策サイクルは回っていない。したがって、議会改革が一部しか進んでいないと評価。



(注) 評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

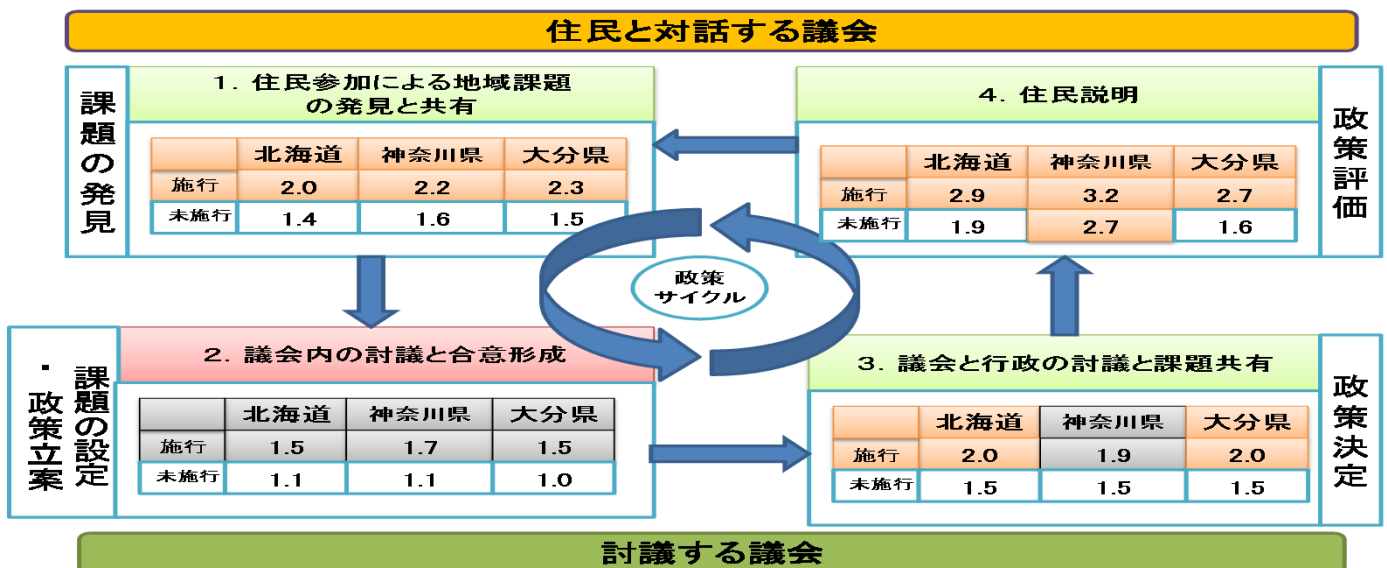
3-2 議会基本条例施行の効果検証

北海道・大分県は1・4・3の政策サイクルが回っているが、2の政策サイクルは回っていない。

神奈川県は1・4の政策サイクルが回っているが、2・3の政策サイクルは回っていない。

いずれも、議会改革が一部しか進んでいないと評価。

議会基本条例が施行されている議会は、施行されていない議会より議会改革が実現している。

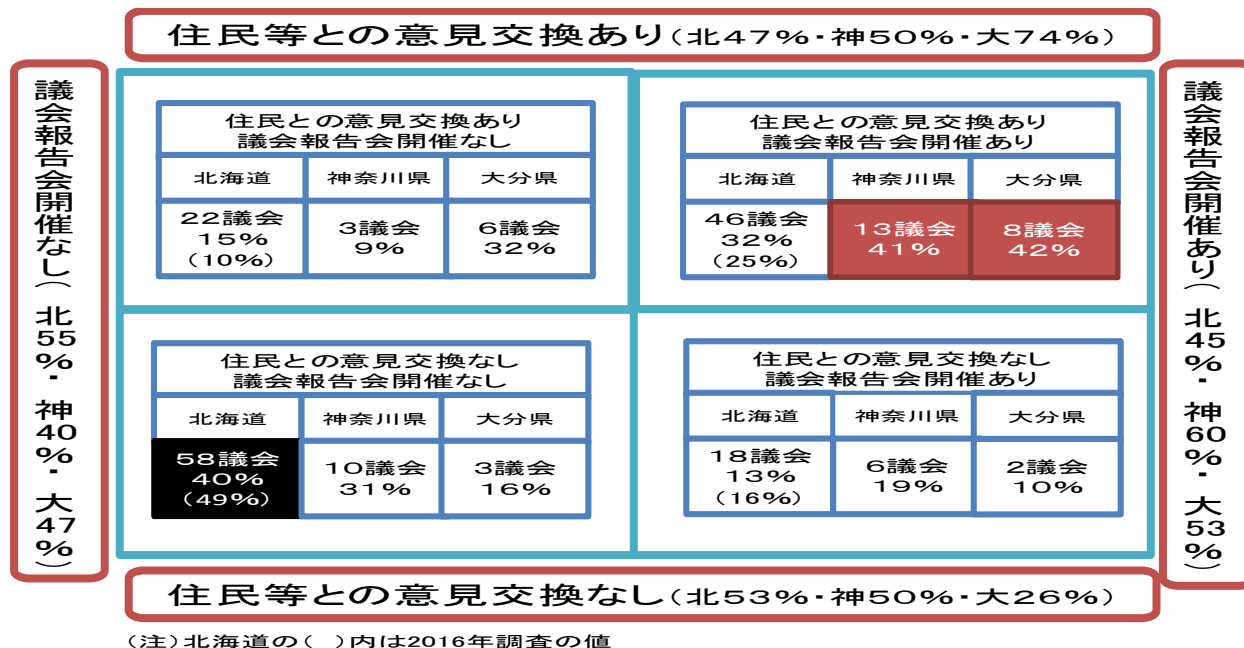


(注) 施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定した。

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

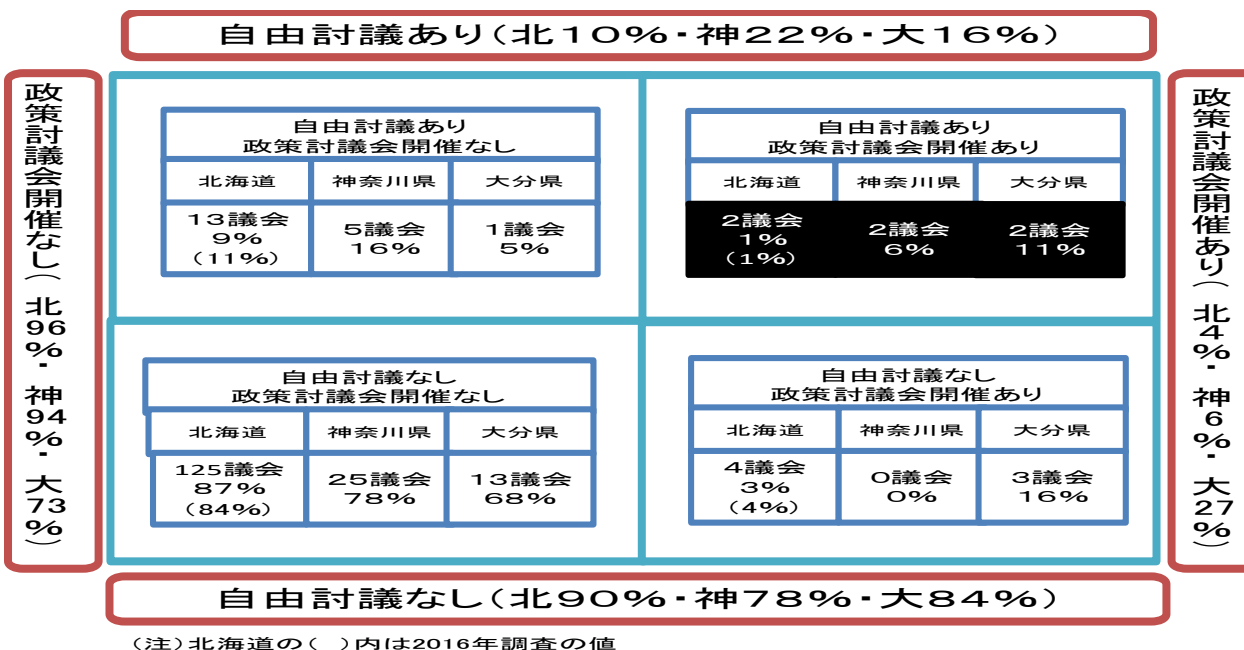
(1) 対話する議会

- ① 北海道は「対話する議会」になっていない。
神奈川県・大分県は「対話する議会」になっている。
- ② 対話する議会が「弁明のための対話」から「政策づくりのための対話」となることが課題(議会の説明より住民意見を政策づくりに反映する議会が求められている)



(2) 討議する議会

- ① 北海道・神奈川県・大分県は「討議する議会」になっていない。
- ② 議会が政策をつくる主体であるという意識改革が課題(政策づくりを行政に依存する意識からの脱却が課題＝議会が政策づくりができる仕組みづくりが必要)



3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 北海道内議会の課題は、①寝たきり議会の比率が先駆議会の3倍であること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(49議会34%)が寝たきり議会に転落する可能性があること、③議会基本条例有の試行錯誤議会(23議会16%)が居眠り議会に転落する可能性があることである。

(2) 神奈川県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(12議会38%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(4議会12%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、居眠り議会(5議会16%)が多いことである。

(3) 大分県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(8議会42%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(2議会11%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、先駆議会(6議会32%)が多いことである。

2018北海道・神奈川県・大分県内議会の4タイプ

議会タイプ	条例有	対話有	討議有	北海道		神奈川県		大分県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	12	12%	7	22%	6	32%
	×	○	○	5		0		0	
試行錯誤議会	○	○	×	23	50%	12	50%	8	53%
	×	○	×	46		4		2	
	×	×	○	3		0		0	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	5	16%	1	5%
寝たきり議会	×	×	×	52	36%	4	12%	2	10%
計				144	100%	32	100%	19	100%

(注)議会のタイプ

- ・先駆議会とは、議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会
- ・試行錯誤議会とは、議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会
- ・居眠り議会とは、議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会
- ・寝たきり議会とは、議会の活性化(改革)に無関心な議会

3-5 北海道・神奈川県・大分県内議会の課題

(1) 北海道内議会の課題

市議会、議会の議決経緯の弁明のための「対話する議会」(⑩議会報告会の開催、②住民等との意見交換)にはなっているが、住民を巻き込んだ「対話する議会」(⑪議会モニター)にはなっていないこと、また、政策づくりを「討議する議会」には政策づくりの項目がほとんど行われていないことが課題である。(⑤⑦⑩⑪)

町村議会は、一部の先駆議会と寝たきり議会との二極化と固定化が進行していることが課題である。

今起きていることは、「対話する議会」の性格が「弁明」から本来の「政策づくりのための対話」に変わろうとしている。

(2) 神奈川県内議会と大分県内議会共通の課題

市・町村議会共に弁明のための「対話する議会」にはなっているが、政策づくりのための「討議する議会」や住民を巻き込んだ「対話する議会」にはなっていないという課題がある。

①市の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			対話する議会			討議する議会								対話する議会					
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議				住民説明						
			請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター
北海道	行っている議会数	35	11	19	0	5	0	5	1	29	2	2	0	17	24	31	20	18	1
	行っている比率		31%	54%	0%	14%	0%	14%	3%	83%	6%	6%	0%	49%	69%	89%	57%	51%	3%
神奈川県	行っている議会数	18	11	5	0	4	0	6	3	16	2	2	1	14	18	18	18	9	1
	行っている比率		61%	28%	0%	22%	0%	33%	17%	89%	11%	11%	6%	78%	100%	100%	100%	50%	6%
大分県	行っている議会数	14	7	10	0	3	0	3	0	14	2	4	3	6	12	11	13	8	1
	行っている比率		50%	71%	0%	21%	0%	21%	0%	100%	14%	29%	21%	43%	86%	79%	93%	57%	7%

②町村の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
			対話する議会			討議する議会								対話する議会						
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議					住民説明						
			請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	属機関又は附調査機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター	
北海道	行っている議会数	108	9	48	0	11	2	3	8	89	7	4	4	64	34	48	37	46	8	
	行っている比率		8%	44%	0%	10%	2%	3%	7%	82%	6%	4%	4%	59%	31%	44%	34%	43%	7%	
神奈川県	行っている議会数	13	6	10	0	3	0	2	2	13	1	0	0	12	7	11	13	10	0	
	行っている比率		46%	77%	0%	23%	0%	15%	15%	100%	8%	0%	0%	92%	54%	85%	100%	77%	0%	
大分県	行っている議会数	4	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	3	1	2	0	
	行っている比率		0%	75%	0%	0%	0%	0%	0%	75%	0%	0%	0%	25%	0%	75%	25%	50%	0%	

③全体評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		対話する議会			討議する議会								対話する議会					
		住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議					住民説明					
		請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター
北海道	行っている議会数	20	68	0	16	2	9	9	118	9	6	4	82	59	80	57	64	9
	行っている比率	14%	47%	0%	11%	1%	6%	6%	82%	6%	4%	3%	57%	41%	56%	40%	44%	6%
神奈川県	行っている議会数	18	16	0	7	0	9	5	29	4	2	1	27	26	30	32	20	1
	行っている比率	56%	50%	0%	22%	0%	28%	16%	91%	13%	6%	3%	84%	81%	94%	100%	63%	3%
大分県	行っている議会数	7	14	0	3	0	4	0	18	2	5	3	7	13	15	15	10	1
	行っている比率	37%	74%	0%	16%	0%	21%	0%	95%	11%	26%	16%	37%	68%	79%	79%	53%	5%

資料編

1. 集計データ

2018議会の活性化に関する環境調査集計表

NO	自治体	人口 (平成29年1月1日現在)	基礎情報										1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			定数	女性議員数	女性議員比率	定数見直し有無	見直し前定数(人)	定数増減	会派有無	平均年齢	議員報酬月額千円	議員期末手当千円	議員報酬年額千円	政務活動費有無	政務活動費月額千円	次回選挙	議会基本条例	前回選挙有無	自治基本条例	自治基本条例制定年	住民との対話の場	アンケート調査有無	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数	アンケート調査実施年度	アンケート調査実施回数

NO	自治体	人口 (平成28年1月1日現在)	基礎情報										1 住民参加による地域課題の発見と共有										2 議会内の討論と合意形成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			定数	女性議員比率	定数増減	見直し前定数(人)	定数見直し有無	平均年齢	全派有無	議員報酬月額千円	議員期末手当千円	議員報酬年額千円	政治活動費有無	次回選挙	前回選挙有無	議会基本条例	自治基本条例	期1	期2	期3	期4	期5	期6	期7	期8	期9	期10	期11	期12	期13	期14	期15	期16	期17	期18	期19	期20	期21	期22	期23	期24	期25	期26	期27	期28	期29	期30	期31	期32	期33	期34	期35	期36	期37	期38	期39	期40	期41	期42	期43	期44	期45	期46	期47	期48	期49	期50	期51	期52	期53	期54	期55	期56	期57	期58	期59	期60	期61	期62	期63	期64	期65	期66	期67	期68	期69	期70	期71	期72	期73	期74	期75	期76	期77	期78	期79	期80	期81	期82	期83	期84	期85	期86	期87	期88	期89	期90	期91	期92	期93	期94	期95	期96	期97	期98	期99	期100	期101	期102	期103	期104	期105	期106	期107	期108	期109	期110	期111	期112	期113	期114	期115	期116	期117	期118	期119	期120	期121	期122	期123	期124	期125	期126	期127	期128	期129	期130	期131	期132	期133	期134	期135	期136	期137	期138	期139	期140	期141	期142	期143	期144	期145	期146	期147	期148	期149	期150	期151	期152	期153	期154	期155	期156	期157	期158	期159	期160	期161	期162	期163	期164	期165	期166	期167	期168	期169	期170	期171	期172	期173	期174	期175	期176	期177	期178	期179	期180	期181	期182	期183	期184	期185	期186	期187	期188	期189	期190	期191	期192	期193	期194	期195	期196	期197	期198	期199	期200	期201	期202	期203	期204	期205	期206	期207	期208	期209	期210	期211	期212	期213	期214	期215	期216	期217	期218	期219	期220	期221	期222	期223	期224	期225	期226	期227	期228	期229	期230	期231	期232	期233	期234	期235	期236	期237	期238	期239	期240	期241	期242	期243	期244	期245	期246	期247	期248	期249	期250	期251	期252	期253	期254	期255	期256	期257	期258	期259	期260	期261	期262	期263	期264	期265	期266	期267	期268	期269	期270	期271	期272	期273	期274	期275	期276	期277	期278	期279	期280	期281	期282	期283	期284	期285	期286	期287	期288	期289	期290	期291	期292	期293	期294	期295	期296	期297	期298	期299	期300	期301	期302	期303	期304	期305	期306	期307	期308	期309	期310	期311	期312	期313	期314	期315	期316	期317	期318	期319	期320	期321	期322	期323	期324	期325	期326	期327	期328	期329	期330	期331	期332	期333	期334	期335	期336	期337	期338	期339	期340	期341	期342	期343	期344	期345	期346	期347	期348	期349	期350	期351	期352	期353	期354	期355	期356	期357	期358	期359	期360	期361	期362	期363	期364	期365	期366	期367	期368	期369	期370	期371	期372	期373	期374	期375	期376	期377	期378	期379	期380	期381	期382	期383	期384	期385	期386	期387	期388	期389	期390	期391	期392	期393	期394	期395	期396	期397	期398	期399	期400	期401	期402	期403	期404	期405	期406	期407	期408	期409	期410	期411	期412	期413	期414	期415	期416	期417	期418	期419	期420	期421	期422	期423	期424	期425	期426	期427	期428	期429	期430	期431	期432	期433	期434	期435	期436

2018議会の活性化に関する環境調査集計表

NO	自治体	3. 行政と議会の課題共有と討議										4. 住民説明																2018平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		問7	補	問8	補	問9	補	問10	補	問11	補	平均	問12	補	問13	問14	問15	補	問16	補	補	補	補	補	補	補	補	補	問17	補	補	補	補	補	問18	補	問19	問20	21	22	23	問24	問25	2018平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		議会の活性化 は、議5を促進した議会 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会		議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会		議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会	議会の活性化 は、議5を促進した議会

2018議会の活性化に関する環境調査集計表

[illegible]

2. 調査票

2018 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（北海道）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 3 0 年 月 日		
ご回答対象部局			
ご回答記入者 職位・氏名			
ご連絡先	電話番号		
	メールアドレス		

議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①×12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	H 年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問 1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会でご直接説明することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 請願（提出された請願は、所管常任委員会に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします）と陳情（基本的には陳情は審議せず、議員への配布にとどめる）の扱いを異にしておりますか。
☐①はい（陳情は一律に議員への配布のみとし、請願と異なる扱いにしている）
☐②いいえ（陳情は議会運営委員会での協議によって、請願に準じた取り扱いをするか、議員に参考配付とするか決定しているので、陳情も請願と同じ扱いにしているものもある）
2. H29.4～30.3の期間、採択され、首長その他の執行機関に送付された請願・陳情のその後の扱いについて、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができますが、行っておりますか。
☐①はい（行っている）
☐②いいえ（行っていない）

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、 <u>政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している</u>
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

- (注1) 上記項番3～5を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。
- (注2) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。（→問16）なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。
- (注3) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	

2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. H29.4～30.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

- ☐①行っている（案件： ）
（活用内容： ）
☐②行っていない

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者（住民）が発言することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

（注）上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

- ①傍聴者数の公表（広報誌等） ☐有 ・ ☐無 ②手話通訳（事前予約含む） ☐有 ・ ☐無
③議会委員会傍聴規程の有無 ☐有 ・ ☐無

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長提案の議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間（自由）討議を行い、議会としての意思を決めている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間（自由）討議を行い、議会としての意思を決めている
	2	検討中
	1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

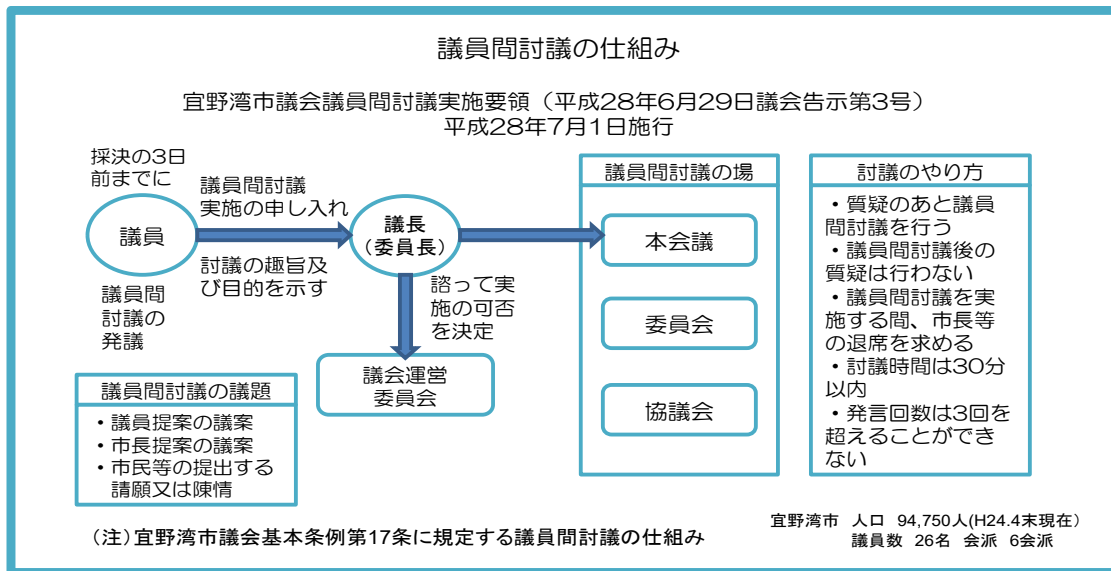
2. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時 期	政策提言の内容

(参考) 議員間討議の仕組み例(沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例第17条

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のほか公募市民を含めた</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のみによる</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

（注）上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（ 人） ②公募市民人数（ 人）

2. H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用（調査機関又は附属機関の設置を除く）を具体的に行いましたか。

☐①行っている（ 件：（事例） ）
☐②行っていない

3. H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

☐①行っている（ 件（公聴会）：（事例） ）
（ 件（参考人）：（事例） ）
☐②行っていない

4. H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案（政策立案）（議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く）の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をご記入願います。（なかった場合には「0」件とご記入ください）なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

①提出された条例案（ ）件 ②可決された条例案（ ）件

③具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等 (H30. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書室(図書コーナー)の設置の有無		図書室有		図書コーナー有		なし	
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ☐①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)
- ☐②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)

問 8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき</u> 、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	<u>議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)</u> により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問
執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

☐①回数制限あり ☐②回数制限なし ☐③時間制限あり ☐時間制限なし

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき</u> 、反問が行われた
	4	
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)</u> により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

反問を行使された具体的 1 事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

1. H29.4～30.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

- (参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《用語解説》 ※19 政策討議会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問 1 1 議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている</u>
	4	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H29. 4～30. 3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問 1 2 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している

	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 2～5 を選択した議会）

H29. 4～30. 3 の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

☐①行っている ☐②行っていない

問 1 3 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることが出来る方式のこと

問 1 4 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>前</u> に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>後</u> 、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない

【補足説明欄】

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位</u> の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注 1) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

(注 2) 上記項番 3～5 を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会のみ回答）

1. H29. 4～30. 3 の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。
（ ☐①会派単位 ・ ☐②議員個別 ）
2. 賛否の公開媒体
（ ☐①議会広報 ・ ☐②ホームページ ）

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年複数回</u> 行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年 1 回</u> 行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中

1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】	

（注1）上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注2）上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

☐①有 ☐②無

2. H29.4～30.3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ☐①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
☐②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
☐③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（H29.4～30.3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ☐①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
☐②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
☐③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
☐④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

（注）参考文献 「地方議会のズレの構造」 吉田利宏 三省堂 2016.7

4. 議会側と市民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	市（町）民側の課題
例）年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例）町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. H29.4～30.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

☐①議論を行っている

（事例： _____ ）

問 1 7 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

（注）上記項番 3・5 を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募： ☐有・☐無 、報酬： ☐有・☐無 、
2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）
 - ☐①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）
 - ☐②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
 - ☐③議会議員との意見交換（年何回： 回）
 - ☐④その他（ ）

5. その他

問 1 8 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H29. 4～30. 3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ☐①行っている（☐ a 条例改正実施 ☐ b 条例改正は行わなかった）
- ☐②行っていない

問 1 9 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ☐①制定している ☐②制定していない

問 2 0 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ☐①基本構想のみ
☐②基本構想・基本計画
☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H29. 4～30. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 1 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

- (☐①毎月 ☐②3 カ月毎（基本＋随時） ☐③その他の頻度 ()
☐④発行していない)

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H29. 4～30. 3 の間）

- (☐①実施した ☐②実施していない)

議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無（H29. 4～30. 3 の間）

- (☐①あり ☐②なし)

問 2 2 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

☐①設けられている

(具体的事例 :)

☐②設けられていない

問 2 3 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

☐①選挙により行っている。（詳細は以下）

(根拠規定 :)

(所信表明の方法 :)

(その他 :)

(実施時期 : 年 月 日から実施)

☐②選挙は行っていない。

(選出方法 :)

問 2 4 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 5 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・神奈川県・大分県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	(2006年)	
2	今金町	(2007年)	
3	知内町	(2008年)	
4	北海道	(2009年)	
5	名寄市	(2009年)	
6	三笠市	(2009年)	
7	福島町	(2009年)	
8	和寒町	(2009年)	
9	旭川市	(2010年)	
10	常広市	(2010年)	
11	豊浦町	(2010年)	
12	鹿追町	(2010年)	回答無し
13	白糠町	(2010年)	
14	釧路市	(2011年)	
15	登別市	(2011年)	
16	北竜町	(2011年)	
17	足寄町	(2011年)	
18	士別市	(2012年)	
19	根室市	(2012年)	
20	大空町	(2012年)	
21	浦幌町	(2012年)	
22	札幌市	(2013年)	
23	夕張市	(2013年)	
24	江別市	(2013年)	
25	八雲町	(2013年)	
26	遠軽町	(2013年)	
27	安平町	(2013年)	
28	むかわ町	(2013年)	
29	芽室町	(2013年)	
30	留萌市	(2014年)	
31	芦別市	(2014年)	
32	富良野市	(2014年)	
33	七飯町	(2014年)	
34	広尾町	(2014年)	
35	幕別町	(2014年)	
36	網走市	(2015年)	
37	石狩市	(2015年)	
38	本別町	(2016年)	
39	訓子府町	(2018年)	

神奈川県			
	議会名	制定年度	備考
1	湯河原町	(2006年)	
2	神奈川県	(2008年)	
3	大井町	(2008年)	
4	川崎市	(2009年)	
5	葉山町	(2009年)	
6	大磯町	(2009年)	
7	横須賀市	(2010年)	
8	開成町	(2010年)	
9	茅ヶ崎市	(2011年)	
10	秦野市	(2011年)	
11	愛川町	(2011年)	
12	真鶴町	(2012年)	
13	藤沢市	(2013年)	
14	小田原市	(2013年)	
15	大和市	(2013年)	
16	二宮町	(2013年)	
17	中井町	(2013年)	
18	箱根町	(2013年)	
19	横浜市	(2014年)	
20	相模原市	(2014年)	
21	鎌倉市	(2014年)	回答無し
22	逗子市	(2014年)	
23	三浦市	(2014年)	
24	山北町	(2014年)	
25	厚木市	(2015年)	

大分県			
	議会名	制定年度	備考
1	大分市	(2008年)	
2	大分県	(2009年)	
3	佐伯市	(2010年)	
4	豊後大野市	(2012年)	
5	竹田市	(2013年)	
6	国東市	(2013年)	
7	日田市	(2014年)	
8	津久見市	(2014年)	
9	豊後高田市	(2014年)	
10	杵築市	(2014年)	
11	由布市	(2014年)	
12	日出町	(2015年)	
13	別府市	(2016年)	
14	中津市	(2016年)	
15	玖珠町	(2017年)	

あとがき

今回の2018年調査は、前回の2016年調査と同じく「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないが行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていない、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、実態を明らかにし、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、北海道内の道・143市町村議会の議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

さらに、本調査の報告書作成にあたって、当NPO会員の星野克紀さんに、多忙の中、ご協力をいただいたことに心から感謝申し上げます。

2018年調査は、議会基本条例の施行比率の低い北海道(26%)と議会基本条例の施行比率の高い神奈川県(75%)、大分県(79%)の2県と同じ基準で調査を行い、議会の活性化(改革)にどんな特徴や相違があるのかを知ることで、議会の活性化(改革)のヒントを探すものであった。2018年調査を行うにあたって、「対話する議会」と「討議する議会」になっているかを重要なテーマとして検証した。

「対話する議会」の検証結果は、北海道は「対話する議会」になっていない、神奈川県・大分県は「対話する議会」になっている」との結果であった。やはり、議会基本条例の施行比率が高いことがこのような結果になったようだ。北海道も議会基本条例施行議会のみでは「対話する議会」になっているであった。

「対話する議会」には住民に議会審議の経緯を説明する対話(弁明)と住民を議会改革の協力者とする対話とがある。②住民等との意見交換と⑩議会報告会は、前者の対話(弁明)であったが、議会から見れば、「対話する議会」になっていると見えるが、住民から見れば、議会への失望としか見えないので、参加者が減少し、議会もやめようとなる。何故か、議会が自ら住民課題を政策づくりに生かそうという考えがないからである。それに対し、議会モニターは、住民に信頼される議会になるという意味があり、議会活動を住民目線で点検し、議会改革を共有する仕組みである。その制度があるかを調査したのが⑪議会モニターであった。残念ながら議会モニターの制度はほとんどの議会では行われていなかった。行われていたのは、北海道が9議会、神奈川県・大分県が各1議会であった。「対話する議会」になるためには、議会が政策づくりのための対話をする議会になる必要がある。

「討議する議会」の検証結果は、議会基本条例の施行比率の高い地域では「討議する議会」になっているのではないかと期待もあったが、いずれの地域も「討議する議会」にはなっていないという結果であった。

「討議する議会になっていない」ということは、議会が政策づくりの主体にはなっていない、又は、ならないということであり、多くの議会は政策づくりは議会の仕事とは思っていないということになる。したがって、議会が政策づくりを真剣に考えていないと考える根拠は評価結果にある。政策を議会が作るための仕組みとしての専門的知見の活用としての⑤調査機関又は附属機関の設置、委員会中心の政策づくりのための⑦通年議会の実施、請願陳情者の説明、議会報告会や住民等との意見交換会といった住民ニーズをトリガーとした政策づくりのための⑩政策討議会、総合計画とリンクした政策評価を活用した政策づくりのための⑪事務事業評価といった評価項目がほとんどの議会では行われていないという調査結果が物語っている。

しかし、希望がない訳ではない、例えば、⑤調査機関又は附属機関の設置は北海道で2議会、⑦通年議会の実施は北海道で9議会、神奈川県で5議会、⑩政策討議会は北海道で6議会、神奈川県で2議会、大分県で5議会、⑪事務事業評価は北海道で4議会、神奈川県で1議会、大分県で3議会で行われている。希望はこれらの議会が行い続けることと新たに行う議会が増えることである。討議する議会になるためには、議会が政策づくりをする主体であるという意識改革が必要である。

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化(改革)することにより、まち全体が抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のあるまちの課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことを続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成したので、役立てていただきたい。

以上

「2018北海道内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>